

連 合 総 研

JAPANESE TRADE UNION CONFEDERATION
RESEARCH INSTITUTE FOR
ADVANCEMENT OF LIVING STANDARDS

**90年代世界と新たな社会経済政策の展望
問われる労働組合の役割**

91年連合総研国際シンポジウム報告

財団法人

連合総合生活開発研究所

（財）連合総合生活開発研究所

連合総合生活開発研究所（略称、連合総研）は、「連合」のシンクタンクとして、連合および傘下の加盟労働組合が主要な闘争、政策・制度要求を推進するうえで必要とする国内外の経済・社会・労働問題等に関する調査・分析を行うとともに、新たな時代を先取りする創造的な政策研究を通じて、日本経済社会の発展と国民生活全般にわたる総合的向上をはかる目的で、87年12月に設立、その後88年12月、財団法人として新たなスタートをきった。研究活動は元経済企画庁経済研究所の高橋毅夫所長を中心に、テーマ別に学者、専門家の協力を得ながら進めている。

これまでの研究所の主な活動は以下のとおりである。

1. 主要テーマ - 90～91年

「日本の進路」に関わる経済・社会展望と指針の策定
社会経済環境の変化に対応する産業・雇用構造改革および地域開発ビジョンの策定
新たな時代における資産・所得分配、労使関係の展望

2. 経済・社会・産業・労働問題に関するシンポジウム、セミナーの開催

〈連合総研フォーラム〉

- 第1回 「生活の質の向上をめざして」 - 88年11月4日
- 第2回 「新成長時代にむけて」 - 89年11月13日
- 第3回 「調整局面をいかに乗り切るか」 - 90年11月8日
- 第4回 「内需主導型経済の第二段階へ」 - 91年11月1日

〈連合総研国際シンポジウム〉

- 第1回 「90年代世界と新たな社会経済政策の展望」 - 91年7月2-3日

3. 経済・社会・産業・労働問題に関する情報の収集および提供

- (1) 情報収集 - 国内外の機関との提携、ネットワーク、情報交換の促進
- (2) 研究広報誌の発行 - 機関誌『D I O』（毎月）、
および「RENGO Research Institute Report」（年2回）の発行
- (3) 資料提供等 - 労働組合や勤労者の学習活動に便宜を提供

4. 研究シリーズ

- No.1 『欧米並みの生活をめざして』 - 88年2月
- No.2 『主婦の目からみた日本と西ドイツ』 - 89年10月
- No.3 『ゆとりある生活の構図』 - 89年11月
- No.4 『労働時間短縮と経済効果の研究』 - 90年6月
- No.5 『人間優先の経済社会システムの創造へ』 - 90年10月
- No.6 『生活者優先の地域創造をめざして』 - 91年5月
- No.7 『90年代世界と新たな社会経済政策の展望』 - 91年12月

5. 年次報告

- 88年度経済情勢報告『生活の質の向上をめざして』
- 89年度経済情勢報告『新成長時代にむけて』
- 90年度経済情勢報告『調整局面をいかに乗り切るか』
- 91年度経済情勢報告『内需主導型経済の第二段階へ』

90年代世界と新たな社会経済政策の展望 —問われる労働組合の役割—

91年連合総研国際シンポジウム報告書

目次

| | |
|-------------------------------------|-----|
| はじめに | 1 |
| 歓迎の挨拶 | 3 |
| 基調講演「日本文化の型としての効率至上主義と労働時間短縮」 | 6 |
| 参加者からの報告 「国際秩序と新社会経済政策のあり方」 | 13 |
| パネルディスカッション第1部 「国際協調とその条件」 | 51 |
| パネルディスカッション第2部 「労働組合の役割」 | 75 |
| 連合総研によるまとめ | 107 |
| 閉会の挨拶 | 111 |
| 付属資料 | |
| 1. 国際シンポジウム 日程・内容 | 114 |
| 2. 海外参加者紹介 | 115 |
| 3. 国際シンポジウム ディスカッション・ペーパー | 119 |
| 4. 海外参加者レポート | 137 |

| | |
|---|-----|
| (1) ギュンター・ケプケ 「欧州統合、労働市場と社会的側面」 | 138 |
| (2) ギュンター・ケプケ 「ヨーロッパ域内市場における団体交渉の展望」 | 154 |
| (3) ハルトムット・キュッヒレ 「東西対立の終焉とドイツへの影響」 | 159 |
| (4) マークレー・ロバーツ 「労働組合の主要な役割」 | 168 |
| (5) ステファン・マクレランド 「世界経済のなかでの経済成長と社会進歩」 | 173 |
| (6) ステファン・パーシー 「変革期の自由な労働組合の役割」 | 176 |
| (7) 和泉 孝 「新たな国際経済秩序と労働組合の役割」 | 184 |
| 5. 連合総研レポート 「日本社会の改革と90年代世界の展望 | |
| ーニューブローバリズムと労働組合の役割」 | 195 |
| 要 旨 | 195 |
| 本 文 | 199 |

は じ め に

本書は1991年7月2～3日に全日通ホールで開催された国際シンポジウム「90年代世界と新たな社会経済政策の展望－問われる労働組合の役割」（主催：財団総合生活開発研究所、協賛：日本労働組合総連合会、財団国際労働財団）の内容を研究報告書として編集したものである。

現在世界は、20世紀最後の10年を迎え、今世紀の基本的構図を変える時代に直面している。冷戦の終焉、東西ドイツの統合が実現され、世界は協調の方向へ向かって大きく前進した。また、世界各地で民主主義と自由の価値が確認されているということは、非常に喜ばしい限りである。しかしながら、一方では湾岸戦争が起こり、国際関係における対立と協調の新たな問題提起がおこなわれ、世界がより「経済の時代」となる性格を強め、国際的には保護主義やブロック化の傾向を増す恐れもある。

そのようななかで、日本と世界の労働組合にとって、「地球化社会」の時代の認識をもち、国際対立に代えて国際協調と調和の拡大を、社会的分裂に代えて社会的進歩の90年代世界を構築していくという課題はますます重要となっている。そのような意味では、現在われわれは新たな時代に対応し、21世紀をめざす社会経済政策がどのような方向をとるべきか基本的な議論をすべき時期にきているといえる。

連合総研では、研究活動の国際交流を共同調査等の形で進めてきているが、今回海外の労働組合およびそのシンクタンクからの参加をえて、初の国際シンポジウムを開催した。本国際シンポジウムでは、効率と公正、市場と福祉、民主主義と自由等の観点から、新たな時代に向けた社会経済政策の在り方についての基本的な議論を進め、そのなかにおける労働組合の役割についても真摯な議論がなされた。

本国際シンポジウムを通じて、国際労働運動の現状と展望、国際労働運動に日本の労働運動の意義も含め、グローバルな視点からわれわれの労働運動を見つめ直すことができ、連合をはじめとしたわが国労働運動のさらなる前進の糧を得ることができたと思う。

なお、本国際シンポジウムは本年1月29日に急逝された故佐々木孝夫前連合総研

所長が自ら企画されたシンポジウムであり、所員一同この報告書を御霊に捧げるものである。

91年連合総研国際シンポジウム主な参加者は以下の通りである。

〔基調講演〕

辻村 江太郎（日本労働研究機構 会長）

〔海外参加者〕

ギュンター・ケプケ（欧州労連研究所 所長）

ハルトムット・キュッヒレ（ドイツ労働総同盟付属経済社会研究所 主任研究員）

マークレー・ロバーツ（AFL-CIO 経済調査局 次長）

ステファン・マクレランド（OECD-TUAC 事務局次長）

ステファン・パーシー（国際自由労連 経済社会政策局長）

和泉 孝（国際自由労連 アジア・太平洋地域組織 書記長）

〔司会〕

島田 晴雄（慶応義塾大学 教授）

前島 巖（東海大学 教授）

初岡昌一郎（姫路独協大学 教授）

〔国内参加者〕

鷲尾 悦也（全日本鉄鋼産業労働組合連合会 委員長）

高木 剛（ゼンセン同盟 書記長）

井上 定彦（連合総研 副所長）

本国際シンポジウムの開催に当たって、上記参加者の方の他に、ご協力いただいた日本労働組合総連合会、国際労働財団その他関係各位に深く感謝申し上げます。

本報告書では敬称は略させていただく。参加者の役職名は1991年7月2日現在のものである。

歓迎の挨拶

歓 迎 の 挨拶

藁科 満治 (連合会長代行)

まず、本国際シンポジウムに参加されました海外の代表の方に心から歓迎の意を表したいと思います。

このような豪華な顔ぶれで国際シンポジウムが開催されますことは大変うれしいことで、私は背景的な事情として2つ理由があると思います。1つは、国際的な環境変化が大変激しく、各国の労働組合がその変化に向けてどのような対応をしたらいいかという共通した問題意識を持っているということです。もう1つは、連合総研がこの数年の実績の中で着実に成果を上げ、国内外から非常に注目されていることではないかと思っています。このシンポジウム開催を連合の立場からも大変うれしく思います。

80年代の終盤になり世界は激しく大きく動きました。東西冷戦の終結、東欧、中欧、ソ連の大きな転換、東西ドイツの統一など、20世紀後半に形成されました世界的な秩序は崩れ、これから21世紀に向けて、今までとは異なる新たな秩序の再構築が求められていると言えらると思います。

労働分野の次元でも、そのような環境変化を背景にしながら、国際協調を機軸とした運動をどのように追求していくかが今改めて問われていると考えております。

ここ数年の激しい変化の中で、市場原理と民主主義の優位性が立証されたことは、自由な国際労働運動を志向する私たちにとって大変誇りにするところであり、また、幸いなことでもありました。しかし、市場経済圏の実情についてさらに踏み込んで点検した場合、決して楽観できるものばかりではありません。むしろ失業、インフレ、分配など、多くの面で各国が共通した課題を抱えていることも否定できません。

そのような状況から言えば、自由な労働運動を推進する私たちの使命と責任はますますこの環境変化の中で重くなっているとみななければならないと思います。

このような時期にICFTUにかかわる労働組合が一堂に会して90年代の国際的労働運動を模索する立場から、国際シンポジウムが開催されました意義は極めて大きいと信じて疑いません。

ある研究集団が、21世紀に向けたグローバルな課題は、人口、食糧、エネルギー、そして環境の4つであると指摘しています。これから進むべき私たちの道筋は決して平坦なものではありませんが、このシンポジウムでの討論と共通意識が今後の国際的な労働運動推進のために必ずや生きてくるものと確信しております。

基 調 講 演
「日本文化の型としての
効率至上主義と労働時間短縮」
(要 約)

基 調 講 演
「日本文化の型としての効率至上主義と労働時間短縮」
(要 約)

辻村 江太郎氏 日本労働研究機構会長
慶応義塾大学名誉教授

「日本文化の型として」といいますと、日本人は千年も前から効率至上主義、生産性至上主義だったのかと思われるかもしれませんが。現時点で日本の効率至上主義や生産性至上主義は、日本文化の型のようになっています。けれども、これはむしろ1950年以後の日本の経済成長の過程ででき上がった後天的な要素が非常に多いのです。そして、これは日本の国民性、つまり「勤勉」や、いわゆる「勤労精神」というよりは、むしろ第2次大戦後の日本の経済システムが若干アメリカや西ヨーロッパ諸国と違うせいではないかと思えます。

これから申し上げることを列挙しますと、まず、生産性を重視するという日本人の考え方は、日本古来のものというよりは、一種の日本人の完璧主義というものが、元々アメリカ産だった生産性重視の姿勢を徹底させてしまったらしいということ。

次の点は、日本の労働組合のあり方が、アメリカとか西ヨーロッパと違う1つの理由として、経営者のあり方の違いと日本の労働組合のあり方の違いというのは対になっているものであって、労働組合だけが違うわけではないということ。

そして、現在の日本では企業間の競争圧力が非常に高いため、経営者、従業員全部を含めて、心理的に競争が非常に強く意識されていて、それが効率追求の原動力になっているということ。

最後に、日本の労働組合は、特に第1次、第2次石油危機、1970年代後半以降のアメリカや西ヨーロッパの労働組合と比べると、賃上げ要求が控え目であるというところに特徴があります。それと同じ理由から、労働時間の長さにも割合に寛容です。これは日本の労働組合のものの考え方の中に、雇用重視ということが非常に大きな要素になっているため違うわけですね。日本の場合は、景気が後退してもできるだ

け雇用を維持するというのが労使共通の姿勢です。

以上のことをまとめますと、日本の効率至上主義や生産性至上主義は、1950年代以来自然にでき上がった現在の日本の経済システムの特徴としてあらわれてきているわけです。そういう意味では、心がけ、単なるワークエシクの問題ではないということでもあります。

心がけの問題といたしますのは、日本の政府は1989年の経済5カ年計画の政策目標の重点の一つに、日本の年間労働時間2,100時間を1,800時間まで縮めることを掲げており、この議論が出たときに、自由民主党の長老の政治家の方が、「労働時間を短くするというのは、日本人全体を小原庄助さんにする気かね」と言われ、大変有名になりました。これは、現在日本人がほかの国に比べてかなり長く働いているのは、日本人が心がけがいいせいであると理解して、労働時間が短いのは怠け者なんだという考え方が背後にあるわけです。

けれども、現在日本の労働時間を短縮しようというのは、勤勉に働くということ自体が悪いと思うからではなくて、勤勉の美德を維持しながら、バランスのとれた経済社会をつくり上げるためには、どうしても労働時間を国全体として短縮する必要があるということです。それには労働組合だけでなく、政府機関も協力して全国的なコンセンサスの上で押し進めなければならない。

現在の日本は自動車や半導体などが国際貿易市場で競争力が強いということになっております。けれども、私たちが日本の国内で暮らしておりますと、貿易市場にあらわれないもの、例えば日本国内でだけ消費される野菜や果物につきましても品種改良の速度が非常に早いというようなことがあります。あらゆる面で現在の日本の生産システムというのは非常に効率が高いわけです。

それでは、どうしてそうなったかということです。アメリカは生産性向上運動や科学的企業経営の発生の地で、1910年代にウインスロー・テーラーの「科学的経営管理法」という本が出て、テーラーはその中で、能率を上げるには生産に携わる人々全体が1つの機械の歯車のように働かねばだめだというようなことを言っています。それを全面的に取り入れて、ヘンリーフォード一世が、ジャスト・イン・タイムの原則、つまり原料や部品が生産過程の途中で滞ることなく流れ、時間のむだを完全に省

くという、いわゆる流れ作業方式による高い生産性を実現したわけです。

日本的経営という話が4、5年前に大変はやりましたけれども、日本の企業経営の効率性という基本的なものの考え方というのは、実は全部この時代のアメリカにできていたものを受け入れているわけです。つまり60年たった1970年代になってから、1910年代にアメリカで確立していた能率向上のやり方を日本の企業経営者は徹底して取り入れたわけです。徹底して取り入れたというのは、おそらくアメリカ以上に極端にジャスト・イン・タイムの原則を貫いてしまったということです。テーラーだとか、フォード一世のときのジャスト・イン・タイムの原則というのは、工場内の能率向上の原則だったのです。けれども、現在の日本経済では、ジャスト・イン・タイムの原則が、企業間取引やお客に対するサービスにまで徹底してしまっているというわけです。つまり経済システム全体にジャスト・イン・タイムの原則が組み込まれてしまっているところに特徴があると思います。効率性が、過剰効率になっていることが日本的な特徴であるとすれば、それは完璧主義みたいなものが日本人の中であって、それと結びついてしまったせいかもしれないわけです。

けれども、それだけで効率至上主義や生産性至上主義が定着し、労働組合がそれを受け入れているという理由にはならないわけです。もう1つ日本の特徴は、日本の場合は、経営者は業績が悪化したときは、まず自分たちの役員報酬を削って、模範を示しておいて、その次の賃金交渉のときに賃上げを控えてくれと言うわけです。もちろん一種の演出も混じるんでしょうけれども、大量の一時解雇をしながら自分の報酬を増額するアメリカの経営者と違って、業績が悪化しているとき自分たちの報酬を削って、君たちも我慢してくれというほうが、よほど従業員から見れば同質的な感じがするわけです。そういう意味では、日本の場合、経営者が巨額の報酬を得るために効率を上げるとか、あるいは株主に高率の配当をするために労働者を搾取するとかという感じはあまりないわけです。

それでは、高率の配当をする必要も強くない、経営者自身がたくさん役員報酬を取ろうというのでもないなら、一体企業の効率追求の原動力は何なんだということになります。それは企業間競争の意識にあるわけです。経済学では市場が競争的かどうかは、マーケットシェアがどのぐらい1社に集中しているかで測ったりします。けれど

も、それとは別になぜ日本の競争圧力が強いと私が判断するかといいますと、日本のトップの経営者並びに中級の管理者の意識の中に、競争市場に合わせて企業が行動するという経済学の教科書どおりの要素が非常にあるからです。

日本の場合には新商品を出すときには競争相手の企業も当然同じようなものを出すことを想定する。だから、相手がどのぐらいまで安くつくれるかということ勘定しておいて、少なくともその程度あるいはそれより安く売れるような段取りしてから、新製品を生産し売り出すわけです。つまり売れるような形に生産体制を整えてから市場に出すというわけです。これは経済学用語ではプライス・テーカーといって、市場相場を睨みながら自分のほうのコストを調整し販売価格を決めるといふ、そのプライス・テーカーの姿勢そのものであるわけです。それに比べますと、例えばアメリカの自動車産業などの場合は、1970年代まではプライス・メーカーだということがアメリカの経済学者の書いたものの中にも繰り返して出てきています。つまり自分のところで何かつくるとき、コストがかかった分だけ先取りして、それに利ざやを加えて価格を設定するわけです。だから、コストが先で販売価格の設定が後になるわけです。そういう形をプライス・メーカーといいます。けれども、日本の場合、そのときの市場相場を先取りして、それに合わせてコストをできるだけ絞っていくという考えでやるわけです。つまり典型的なプライス・テーカーです。

これは、日本の企業行動を非常に強く特徴づけているものです。ですから、いい商品を安くつくろうと思えば、どうしても生産性を上げなければならないわけです。本来経済学者が生産性と言うときは、1人1時間当たりの生産性と教科書には書いてあります。けれども、実際の企業が意識する生産性は、例えば毎時間決算するわけではなく、四半期とか、半期とか、年とかいう、決算期に合わせて考えるわけです。そうすると、1時間当たりの生産性が同じでも、四半期とか1年とかいう間の労働時間が長ければ、決算期当たりの生産性は労働時間の長いほうが高くなり、その分だけコストが下がるわけです。日本の場合、経営者が他の企業を強く意識すると同時に、全従業員がそれを意識する、したがって労働組合もそれを無視できない、そうすると、どうしても生産性を上げるといふことに全力を投入する、労働組合もそれに協力するというのが自然な形になるわけです。

ただ労働組合が単に、企業の経営者が他企業と競争する、のに協力するという意識だけではないというところが、日本の労働組合の行動を考える場合に重要なわけです。というのは、自分の会社がほかの会社との競争に負けて業績が悪化すると従業員の雇用保障が危なくなるわけです。だから、ほかの企業との間でマーケットシェアをできるだけ維持するあるいは拡大するというのが、雇用維持のために必要だというのが日本の労働組合の強い意識であるわけです。雇用維持という労働組合の原則と経営者のマーケットシェア拡大や維持という、非常に強い決意が同じ方向を向いているものですから、生産性向上や効率向上に労働組合が協力しやすい形ができるわけです。

元々テラー・システムの考え方では、機械の歯車みたいに一人一人が組み合わせられて働かなければならない、それが一番効率や生産性を上げるにはいいわけです。けれども、歯車が1つ抜けると機械が止まってしまうという意識が強くなるとなかなか休みをとるのが難しくなるわけです。もちろんドイツなどの場合もある程度までは同じなわけですから、交代要員を必ず用意していて、誰かが休暇をとったときは交代要員がそこを埋めるということになります。ところが、日本の場合に、企業間競争の意識が非常に強いものですから、交代要員の人件費さえ惜しむようなことがあります。そうすると、今度は予備の歯車がなく1人でも抜けると機械が止まってしまう、休むことができないことになるわけです。日本の労働時間の長さの中で非常に顕著なのは、有給休暇の取得率が低いということです。これは今言いましたように、企業間競争の意識が非常に強く、それからくる効率至上主義とテラー以来の古典的な生産性向上の原則が結びついてしまうために、休暇がとりにくくなるという形になるわけです。

それでも日本の大手の企業の場合には、だんだんゆとりができてきておりますから、有給休暇の取得率をじりじり上げるという努力がされているわけです。けれども、中小企業、下請け企業などの場合は、ジャスト・イン・タイムの原則が企業間取引にまで適用されていますから、例えば部品を発注する大企業が週末に発注して次の週の初めに納入してくれと言うと、下請けの部品企業はそれを断るわけにいかなくなるわけです。そして、ジャスト・イン・タイムに納入しなければならないということになると、週末でも働かなければならないということになるわけです。ジャスト・イン・タイムの原則をこれほどまでに経済システム全体に組み込んでしまおうなどというのは、

おそらくアメリカやヨーロッパの基本的な生活哲学から言うと非常識なことなのかもしれません。けれども、日本の場合は、1950年代の後半から現在まで40年近くの間でそういう形ができてしまっているわけです。

ですから、日本の場合、一人一人が勤勉を非常に美德だと思っているから休まない、ということではなくて、企業の経営システムが休みにくいようなシステムになっているということと、さらに企業を越えた商品市場全体を覆った形でジャスト・イン・タイムの原則が貫かれてしまっている、ということによって休めないわけです。だから、一人一人が勤勉過ぎるのがいけないなどと言っても、まるで意味がないわけです。

問題は国全体として考えたときに、今のままでいいのかということになります。日本の労働者がこれでいいと思っているわけではないことは、政府その他マスコミなどの世論調査の中に出ているわけですが、それでも、それが直らないわけです。だから、日本で労働時間を短縮しようというのは、一人一人の心がけの問題ではなくて、経済システム全体を何とかしなければならないことになります。例えば労働組織の側から見ても、経済全体のシステムがそうなっているわけですから、個々の産業別組合、ましてや企業別組合で考えても動きようがないわけです。そういう意味では、連合のような全国的な組織の中で、まず主要単産が協力しながら労働時間短縮をすることが必要です。日本の場合、労働時間短縮を進めることの意義は、一人一人の生活をもっと豊かな潤いのあるものにするだけではなくて、むしろ日本人の完璧主義からくる効率のよさはそのままにしておいて、行き過ぎている分を全国的な労働時間短縮で補正することなのです。

現在ドイツの東部や中部ヨーロッパでは昔勤勉だった国民でも、40年間共産主義体制のもとで暮らした後だと、西側の人ほどきちんと働こうという気が起きないということはしばしば指摘されております。日本の場合ちょうどその裏返しで、ここ40年間で固着してしまった効率至上主義、徹底して効率を追求する経済社会システムができ上がって、一つの文化になってしまっています。けれども、それはそのままではどうにもほっておけないということになると、一人一人に考え直ささいということは無意味なわけですから、国全体として連合のような労働組織が政府と協力しながら労働時間短縮を進めることが必要なのです。

今年の春闘になって初めて大手の組合が労働時間短縮に真剣に取り組むようになり、今後、今までのスピードよりも加速されて労働時間短縮が進んでいくと思います。例えば西ドイツでIGメタルが労働時間短縮について非常に活発な活動をされたわけです。あの場合は、生活を大事にするために労働時間を短縮するのが一つです。しかしそれだけではなくて、将来地球環境保全のために各国の工業生産の伸び率を若干落とさなければならなくなる時期がくるかもしれない、そういう成長率が低くなったときに完全雇用を維持するためには、1人当りの労働時間は短くしておいたほうが良いという非常に長期的な考え、着実な哲学に基づいて進められているわけです。

日本の場合に労働時間短縮のためにIGメタルがやったような大ストライキをやるということは考えられません。違うやり方で実現するとしても、結果として労働時間をドイツやフランス並みにするが難しければ、せめて1,800時間までできるだけ早く壁を破るということが、日本の労働運動にとって大変重要です。それだけではなくて、世界全体の中で日本経済のあり方、あるいは日本の労働組織の世界に対する義務という観点から見ても、労働時間短縮は非常に緊急な課題であると思います。繰り返し申しましたように、日本の効率至上主義は、ある意味でものすごく徹底した効率至上主義に完成してしまっていますから、それが強固であればあるほど労働時間短縮の必要は強くなるわけです。

私は、ちょうど戦争が終わったときに20歳代の初めで、それ以後日本の経済成長というのをずっと見てきた者として、日本の労働組合のあり方の特徴とこれからの課題ということについて申し上げたわけです。

参加者からの報告
「国際秩序と新社会経済政策のあり方」

参加者からの報告「国際秩序と新社会経済政策のあり方」



■ 世界共通の課題の浮上

【島田 晴雄（司会・慶応義塾大学教授）】 現在、世界の情勢が大きく変わりつつあり、戦後長い間続いた冷戦構造が崩れて、曲がりなりにも一応世界中の国々が市場主義を共通の枠組みとすることになりました。しかし、各々の国や地域の市場の意味は相当違います。また、各々の国が共存を図っていくことになると、どのように協調を図っていけばいいかという新しい課題が出ているわけで、冷戦構造が終わっても私たちの前途は決して平坦な道ではないわけです。

加えて、世界共通の非常に大きな問題が浮上しつつあります。1つは、人口問題、特にヨーロッパ諸国は東欧、ソ連の問題とも関連して、巨大な人口移動の問題を抱えています。これはアジア地域でも同様なことが言えます。また、食糧問題、エネルギー問題、環境問題等の問題は、冷戦時代の安全保障が国と国との間の問題であるとするれば、今起きている人類共通の非常に大きな問題は、これを市民の安全保障という言い方をする人もいますけれど、市民生活を直撃するという意味で、一昔前の安全保障よりももっと恐ろしい問題であるかもしれません。そういう問題が今後私たちの前途にますます大きな問題として登場してくることがメガトレンドとしてはわかっているわけです。

こういう時代にあって、民主主義社会の1つの重要な支柱の労働組合運動が将来どのような問題を抱えていくことになるのか、それに対して私たちは何をしなくてはならないのか、何をすることができるのか、こういう少し大きな話題ですが、国際労働組合運動の枢要な立場にいらっしゃる皆様方から率直な意見を伺って、私たちの明日の労働運動への1つの重要な指針とすることが引き続きのパネルディスカッションのシリーズの目的です。

まず最初に、広い国際自由労連、ICFTUの見地から、ステファン・パーシーさんに初めの話をいただきたいと思います。

■結社の自由について

【ステファン・パーシー（国際自由労連・ICFTU 社会経済政策局長）】 私は、これからの話を4つの分野に分けたいと思います。第1に、結社の自由の概念について、これは基本的な労働組合権であり、民主主義の礎であると考えられます。2番目に、経済統合、技術変化の動向が労働組合にどのような影響を与えるか。3番目に、持続可能な開発を実現するための政策、地球規模での環境保護を担保し得るような成長について。最後に、平和な世界をつくるためにどのようなことが必要か。結論のところでは、変わりゆく世界の中で労働組合が果たすべき役割について触れたいと思います。

最初に、結社の自由についてです。効果的な国際協力を行っていくためには共通の原則が必要であり、その中で人権の基準、特に結社の自由が中核となると考えます。ICFTUは、市民が政府を変えていく民主的な手段を持つ権利を与えられていなければならないと考えています。民主主義は、個人と集団の権利が複雑にかみ合ったものであり、民主的に選出された議会により法律が制定され、独立した司法がその実施を確保しなければなりません。

これらの原則が社会のいろいろな要素で分かち合わなければなりません。労働組合については、特に参加ということが大事であると思います。そして、これらの思想を日常の活動の中に取り入れていかなければなりません。労働組合の日常の活動、メンバーの利益を代表することが一般の人たちにとっての民主主義であると思います。労

働組合を通じて職場で民主主義が実際に確保されている、これが目に見える形での民主主義の最もきちんと機能した形であると思います。これらの原則を分かち合えるような社会では相互信頼や尊厳を確保することができます。これが平和な国際関係、経済協力に不可欠であると思います。人権や結社の自由を普遍的に尊重することにより、民主的なメカニズムに対する信頼も築き上げていくことができると思います。

■ 経済統合と技術変化について

【パーシー】 次に、経済統合、技術変化についてです。今言ったことは、これからお話しすることと密接な関係があります。私たちは国際市場に生きています。世界の生産の4分の1が国際的に取引され、競争が熾烈になっています。国際競争は物質的なメリットもありますが、同時に欠点もあると考えられます。つまり搾取という下向きのスパイラルをどうしたら予防できるか考えなければなりません。

例えば公共福祉の水準の切り下げをどうやって防げばいいでしょうか。これから、国際市場はますますオープンになってきますが、国際協力を緊密にし、そして労働者の権利を確保し、教育、医療、住宅、社会保障、その他のサービスがきちんと提供されるようにしていかなければなりません。これらの問題は、今までは国内レベルでの問題と考えられていましたが、国際市場が登場するにつれ、国際的な問題となっています。今まで過去に獲得してきたものを十分に擁護しながら、国際協力の必要を認めつつ、さらに発展をさせていかなければなりません。

■ 持続可能な開発について

【パーシー】 3番目は持続可能な開発についてです。ここでも類似した問題点が出てくると思います。例えばオゾン層枯渇の問題、地球温暖化の問題など大きな課題があり、これらの問題は国際的な環境会議でも話題となっています。ここでは労働組合と密接な関係のある2つの課題について考えたいと思います。

まず、環境問題に対応するためには強力な国際協力が必要であるというのが非常に重要な課題です。2番目として、国際レベルで合意をした基準が実際に実施されることを確保していくためには非常に強力な労働者の参加を得て、環境に損害を与える活

動のコントロールを行っていく必要があります。労働者には特別な責任があると思うのです。というのも、労働者は、環境問題が始まる出発点にいて、それからまた、市民としてその被害を最初に関知する立場にもあるからです。

世界経済の競争は激化しています。その中で、ただ乗りの問題がいつも話題に出ます。世界の157カ国のうちの、例えば156カ国が非常に高いレベルの保護をしても、1つ大国がその環境保護を怠ったとしたらどうなるのでしょうか。そうすると、環境問題を解決する可能性が非常に下げられてしまうのです。これを防ぐためには、きちんとした国際機関が必要です。国連等の国際機関の権威・権限を強化する必要があります。弱い国々たちがこの変化のプロセスに参加できるような金融的、財政的なサポートも必要になってくると思います。投資戦略を変える必要が出てきます。

また、基準がきちんと決められても、それをモニターし取り締まっていく機関がなければ、何の意味もありません。ですから、労働組合が果たすべき役割は非常に大きく、労働組合が環境のモニタリングという面でも積極的に参画すべきであると考えます。

■ 世界平和構築のために

【パーシー】 4番目も関連のあるポイントです。平和な世界を築き上げるということですが、戦後国際制度の枠組みがつくられました。これに対して今大きな課題があります。経済的な相互依存が高まり、国際協力の必要性、そして紛争を予防するための必要性が高まっています。国際制度の強化は、世界の労働者の利益にもかなうものであると思います。

しかし、協力のベースとなる原則に対して、非常に強力で幅広いベースの国際的なコンセンサスが必要であると思います。そして、その共通の原則の中には人権が含まれなければならない、中でも、労働組合権、結社の自由という権利が認められていかなければならないと思います。

新しい世界秩序は民主的な秩序でなければなりません。民主的な国家だけが国際社会の利益に基づき国連に対して断固たる行動をとるように求めていくことができると思います。ICFTUは、人権、労働組合権をベースにして国際的な連帯を図ってい

ます。これらの原則に基づいて国際社会はこれからも連帯し、21世紀に人類が直面する大きな課題を解決していかなければなりません。

■ 変わりゆく世界の中での労働組合の役割

【パーシー】 それでは、変わりゆく社会、世界の中で労働組合の役割はどうなっているのでしょうか。労働組合は、この変化のプロセスの真ん中にいるのではないかと思います。我々は自分たちの信念に自信を持たなければならないと思います。そして、これらの国際協力のベースとなる原則を広めていかなければなりません。それには2つのことが必要です。

まず、我々の論理や主張をさらに強化をしていくということ。そのためにはメンバーシップを増やしていかなければなりません。つまり未組織の労働者をオルグし、女性の労働者などにもますます参加を求めていかなければなりません。

それからまた、多国籍企業に対してどのように対応をしたらいいのかというような、日常起こり得るいろいろな問題に対応できなければなりません。このようなシンポジウムを通じてもわかることですが、国内の活動が国際的な側面を考慮した形で行われていく必要が非常に大きくなってきています。労働者の連帯ということでICFTUは活動を行ってきました。そして、ますます国際的なスケールでの活動が強化されてきたように思います。我々は国際的な課題についてますます影響力を大きくすることができるのではないかと期待しています。政府、使用者側に基本的な問題提起をこれからも行っていき、そして建設的な形で対応を行い、21世紀に向けて国際協力及び世界平和に資するような強力な労働組合運動を展開したいと思います。

【島田】 パーシーさん、ありがとうございました。

それでは、今度は欧州のお立場といたしますか、欧州労連（ETUC）の研究所の所長でいらっしゃるギュンター・ケプケさんにお話をいただきたいと思います。

■ グローバリゼーションと地域統合

【ギュンター・ケプケ（欧州労連研究所・ETUI・所長）】 世界経済の枠組み

に関してお話し、それをヨーロッパ、特にE T U Iの観点から見た場合どのような問題があるかを指摘したいと思います。

生産の国際化と市場のグローバル化は、私たちが既によく知っていることです。多国籍企業は世界戦略の展開をし、市場の拡大を目指し世界規模の経営戦略を行っているわけです。そこでは生産物、生産プロセス、技術的なノウハウ、資本等が世界規模で取引をされます。しかし、これと同時に地域的な統合が幾つかの国の間で起こっていることも事実です。この地域統合の傾向の役割も過小評価をしてはいけません。ここ数年の間に、この地域統合の動きがますます大きな意味を持つこととなります。

こうした地域統合の1つの原形は当然E Cです。E Cの設立は30年ほど前に遡ります。当初経済的な目標が掲げられ、そのもとには第2次世界大戦後の政治的な背景がありました。このような地域的な経済圏はE Cだけではありません。最近の例としては、自由貿易協定がアメリカ、カナダ、メキシコの間で進んでおり、これもやはり地域統合の1つの傾向のうちの重要な一石になると思います。

ヨーロッパではこれまでと全く違った新しいタイプの構造が出現しつつあり、これには経済的、政治的双方の目的があります。現在E Cを何とかして、いわゆる経済的及び通貨的な連合にしよう、ヨーロッパでは単一の中央銀行、そして単一のヨーロッパ通貨を持つようとしています。そしてやがては政治的な統合を目指そうということが行われているわけで、それがまさにE C統合の傾向なのです。今、E CとE F T Aの国々との間でも交渉が行われています。これはいわゆるヨーロッパ経済地区を19の国をカバーしてつくろうということで、これも同じ傾向の中での大きな動きです。同時に、全欧安保協力会議があります。90年10月に初めて東西ヨーロッパの国々がすべて集まりました。これはまさに新しい種類のヨーロッパにおける東西の新しい協力の形態を示すものであり、これが結局、対立及び冷戦の最終的な幕引きになるわけです。

少し前にはヨーロッパは先進国の中では徐々にその立場を失っていくのではないかとされていました。ところが、今日もう一度ヨーロッパの台頭がみられ、日本もアメリカも注目しています。ヨーロッパの統合は、もちろんヨーロッパ諸国に対しても

1つの大きな課題ですが、同時に他の世界にとっても非常に大きな課題になっています。この目的は、ヨーロッパに1つのブロック、あるいはいわゆる要塞をつくるということではありません。欧州労連はそのような考え方には強力に反対をし、EC内外ともに協力、強化が必要だと言っています。そして、それには持続可能な成長及び社会進歩が必要であり、それはすべての国民の便益になるべきであると考えています。新しいECの政策は、ただ単にECの国民の生活に影響を与えるだけではなく、その他の地域や国の労働や生活にも大きな影響を与えます。だからこそ、いろいろな国が是非ECに加盟したいと努力をしているのであろうと私は考えています。

■ EC 域内市場と社会的側面

【ケプケ】 次に、ECの域内市場の意味について考えてみたいと思います。1985年にEC委員会から白書が出ました。そこには何と300の法案の提案がなされています。このようなヨーロッパ全体にかかわる300の法案は、当然労働者の生活、労働条件に大きな影響を与えます。それと同時に、財、資本、サービス、コストなどの国境間の移動にも大きな影響を与えます。1992年の末を目前にして既に幾つかの法律はヨーロッパ議会を通過しています。2週間ほど前、付加価値税の最低税率をEC全体で15%にすることが決められました。これは幾つかの国の物価レベルに直ちに直撃をすることになり、当然団体交渉にも直接影響します。つまり、ECで決められたことが組合の活動にも直ちに影響を与えることを非常に具体的に示しているのです。

欧州労連は、いわゆる域内市場の実施条件に関して非常に強力に意見を表明をしています。私たちはいわゆる単一市場には賛成です。しかしながら、経済的目標と同時に、社会的目標を追求すべきであるということでも譲っていません。同時に、社会的な側面を追求することなしに経済的目標を追求してはならないと言っているわけです。

私どもは「社会的側面」と言っていますが、これは3つの側面があります。

第1は、ECの社会的行動計画の実施をするべきである。これは基本的社会的権利及び最低労働基準を設定すべきであるということです。

第2は、ECの権限をいわゆる社会的分野で拡大をして、各国における労働法、及

び協力を補足すべきであるということです。

第3は、ヨーロッパにおける社会対話を強化し、労使間の団体交渉を強化すべきであるということです。

以上が3つの社会的側面です。

【島田】 ケブケさん、どうもありがとうございました。それでは、目を転じて、アメリカAFL-CIOの経済調査局次長、マークレー・ロバーツ博士にお話を聞きたいと思います。

■結社の自由、団体交渉と政治活動について

【マークレー・ロバーツ（AFL-CIO経済調査局次長）】 AFL-CIOは設立以来、結社の自由の原理に関与してきました。「自由がなければ民主主義もない、民主主義がなければ自由で民主的な組合もない」という原理に立って活動してきました。

自由な組合運動はその他の民主的な行動と相まって、多くの世界の国々、特に現在は東欧諸国においてはずみをつけています。全体主義、独裁主義は極めて非効率적であり、非人間的であることをみずから露呈してきました。世界中の自由で民主的な労働組合は、人権の確保と保護が社会正義の促進のために欠くことのできない手段であるということを自ら実証してきました。人間の尊厳、人類の福祉、人類の自由を促進するに当たって、組合は今まで再三繰り返し基本的な人間の価値として労働者の連帯がいかに重要な意味合いを持つかを強調してきました。相互依存の世界において労働者が進歩するためには、労働者の連帯が大前提となり、ICFTUこそが、民主的な原理に深く関与し、政府の支配から自立した自由な組合が労働者の権利及び人権を促進できるという見解を組織的に具現化していると思います。

ここで団体交渉と政治的行動が、労働者、家族の状況改善の根幹にあるということを紹介したいと思います。まず、団体交渉は職場に民主主義をもたらし、労働者により多くの所得をもたらすために非常に重要な役割を果たしています。アメリカにおいて民間企業の組合労働者は35%、非組合員に比べ、賃金及びその他の諸手当を多く

得ています。例えば年金、健康保険、有給休暇、休暇、また、その他の支払い手当が、組合員の方が35%有利なわけです。そしてより重要なことは、実際自分たちの上司とつき合う時、服従関係ではなく対等な立場に立ってつき合っていくことができるという、労働者の尊厳、自尊心ではないかと思えます。しかしながら、真の労使協力は、労働組合が十分認識され受け入れられて、初めてそれが言えるわけです。

民間、官公、両部門とも経済社会生活で重要な役割を負っています。また、民間部門の利潤追求の動機を十分認め確認していますが、やはり病院、学校、大学等、アメリカにおける非営利団体の増大する役割を確認する必要があります。州政府は、特に教育、高速道路建設、公益事業運営において非常に重要な役割を負っています。一方、連邦政府は、経済社会政策において一番重要な役割を負っているわけです。つまり、経済の均衡を保つ歯車として機能し、必須の施設、サービスを提供するパートナーとして機能していくということです。経済が景気後退に陥る場合には、国の強力な財政、金融政策により歯どめをかけ、経済成長を再び促し、国民を苦悩から救う必要があるわけです。このような財政、金融、通商政策こそが完全雇用のための重要なかなめになるわけです。また同時に、社会計画を十分立案していくことが必要です。つまり、さまざまな教育、トレーニング、反差別、市民権、育児、家族休暇、職場の安全衛生等、さまざまなニーズやギャップに対応する社会計画及び政策を考えなければいけないわけです。

反差別、公民権は、スペイン系や黒人の問題だとお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、アメリカでは女性労働者でも差別を味わっています。女性の勤労人口は現在増えています。そして、組合に加盟、組織化することによって多くの便益を享受するようになってきました。組合員の女性労働者の方が賃金も高く、より多くの福利厚生手当をもらっています。非組合員に比べて、組合に加盟している女性労働者のほうが有利なわけです。アメリカでは経済が男性支配型の生産指向型経済、建設や鉱山などからサービス産業に重きがおかれるようになって、ますます女性の社会進出が促進されており、アメリカは50%以上の女性が働いています。日本では大体4割だと同っていますが、まさに今日本においてもっと女性を組織化する時期に来ているのではないかと思います。是非これは実現していただきたいと思えます。

■公正な所得分配ためのアプローチ

【ロバーツ】 民間部門、公共部門の労働者はともに公正な報酬を受ける権利、また、実質的な賃金、賃上げに対して権利を有しています。そして、高い生産性の成果の公正な配分を受ける権利を持っているわけです。また、アメリカでは最低賃金は少なくとも全国の平均受給の半分であるべきであるといわれています。しかし、現在はまだまだあまりにも多くの労働者が過度の残業を強いられています。これは労働者の家庭生活にとってもまずいことですし、労働者自身の安全、健康にとっても望ましいことではありません。我々は段階的に標準労働時間を1週間40時間から35時間の短縮を求めています。また、時間外割増手当の割合を1.5倍から3倍に引き上げる要求をしています。これによって雇用者側が過度の時間外作業、残業の計画を立てないように、その意思を挫くように目指しているわけです。

中立的な経済政策はあり得ません。自民党が中立的な政策と主張したところで、これはうそです。公正な所得の分配が非常に重要で、主要な社会正義及び経済的進歩のための構成要素となると思います。日本の皆様に対してはお祝いを申し上げたいと思います。というのは、日本のほうがアメリカに比べて所得の分配はずっと公正だと思うからです。

団体交渉は、この所得分配をより公正に改善するための非常に重要なアプローチです。これが唯一の手段とは言いません。つまり連邦政府、州政府、地方政府の支出をより望ましい所得分配のために充てていくということもできるわけです。

国家の所得、富みの過度の集中が問題としてあるわけですが、これをより進歩的な税制の実施によって改善することもできますし、大企業に対してこのルールをより厳しく実施していくことによっても状況を改善することもできます。また、ウォール街や企業の重役室、また日本でも証券業界におけるスキャンダルが発覚しているように、あまりにも頻繁に経済界において発覚するホワイトカラー犯罪というものを厳しく追及することによっても状況を改善することができるわけです。

アメリカの中間所得層の家族は依然として、10年間にもわたって生活水準の締めつけに直面しています。レーガン、ブッシュ政権の結果として、インフレ、逆進課税、反労働組合政策、経済政策、このような締めつけに直面しているわけです。つまり貧

困は現在アメリカにおいて慢性的な、国家的問題となっています。ホームレスの人たち、貧窮者、障害者、高齢者、特に貧困家庭の子供たちのニーズは、育児休暇、ヘルスケアの改善、あるいは国の保険制度の改革、年金改革、また、巨大な多国籍企業の経済力の集中を解消することによって、こういった人たちのニーズに対応していくことができるわけです。

■ アメリカの国際協調政策と労働組合

【ロバーツ】 アメリカの企業、またその他の多国籍企業の利益が全体として国の労働者及び家族全体の安寧や福祉に優先することがあっては決してならないと考えております。AFL-CIOは、アメリカ合衆国が民主的なその他の世界の国家と協力し、国内的及び国際的な経済政策、つまり世界経済の中のアメリカ、そして他国のための長期的な安定と成長を全体的な目標とする協調的国際行動をとっていくことを支持していきたいと思っております。これは労働標準や、労働権、貿易と為替レート、債務問題の救済などに対応するすべての長期的な安定と成長を促す協調的国際行動を必要とすると考えているわけです。

最後に、所得の分配を改善し、クォリティ・オブ・ライフを高め、環境を改善するためには、労働組合は2つのアプローチをとっていく必要があると考えます。1つは、団体交渉を通じて経済的行動を起こしていく必要があると考えます。アメリカでは、「光を感じずるためには、光の温かさを体感できなければいけない」という表現を用いています。つまり雇用者が労働者の条件を改善すべきであると気がつけるように示唆をしていく必要があるわけです。

また、経済的進歩、社会正義を促すためには、正しい候補者が選挙で選ばれるように政治的行動を行っていく必要があると思っております。また、これをフォローアップするために、議会に選出された後も、ただほっておけばいい訳ではありません。候補者に投票してそれで終わりということではなく、やはり彼らについても常にこの光の温かさを感じられるところにいられるようなロビーイング活動を行っていく必要があると思っております。

【島田】 マークレー・ロバーツ博士、非常に忌憚のない日米両国の労働組合に示唆になるお話をありがとうございます。

それでは、ドイツの問題だけでなく、広くヨーロッパを見通した問題について、ドイツ労働総同盟（DGB）付属WSIの研究所を代表して、ハルトムット・キュッヒレ博士にお話をいただきたいと思います。

■ E C 統合とドイツの役割

【ハルトムット・キュッヒレ（ドイツ労働総同盟付属経済社会研究所・WSI・主任研究員）】 私はドイツが世界に果たす役割、特に西ヨーロッパの統合におけるドイツの果たす役割と東欧の課題にドイツがどのように対応するかという話をしたいと思っています。

昨年まではドイツは分断されており、完全な主権国家ではなく、東独にはWTO軍がいました。ところが、たった1年の間にありとあらゆることが変わってしまいました。ですから、ドイツは世界で果たすべき役割をもう一度考え直さなければならない岐路に立たされました。

私が見る限りでは、我々の将来は統合されたヨーロッパという枠組みの中で考えなければならないというコンセンサスがあるように思います。その理由の1つとしては、多くの人がドイツのナショナリズムに対してゆがんだ考えを持ち、統一された国家に対して特殊な考えを持っていました。ドイツのファシズムによってナショナリズムが大変乱用されてしまったために特別な感情を持っていただけです。そこで、主権の一部をヨーロッパのレベルに少し移譲するというようなことを考えたわけです。ドイツ人の中にはもちろん労働組合も含まれますが、ただ単に自由貿易協定や関税協定だけではないと統一ヨーロッパを考えています。

ドイツはヨーロッパの中でも最大の経済大国であり、所得や生産から見ればヨーロッパ人ですから、ヨーロッパのいろいろな組織制度に対しても、さまざまな財政負担を行っています。ヨーロッパの予算の3分の1がドイツの負担となっています。これだけの貢献をすることを、ドイツ国民や労働組合はよしとして受け入れています。

■ 東欧革命とドイツの役割

【キューヒレ】 多大な金融資源が再統一により吸収されました。そして、ドイツはさらに東独、ソ連の計画経済であった国々のリストラクチャリングの課題も受け立っています。ドイツは、これらの国々との境に地理的には位置しており、計画経済を管理し、変容していくという経験も持っています。東欧との貿易の歴史が長く、ドイツ語がこういった東欧地域でよく理解されていることも1つの理由となりまして、東西ヨーロッパの仲介の役割をドイツが果たしているわけです。しかしながら、それはドイツにとって非常に多大な仕事であり、大きな負担とリスクを伴うものになっています。

東欧諸国は東ドイツに多くの評論家が助言したのと同じ道をとる以外に選択の余地はないように思えます。それは長くリスクのある道のりになると思います。しかしながら、東ドイツ以外の国々には大きなお兄さんと呼ばれる、助けてくれる国がないという問題があります。ですから、金融的にもよりラジカルな変容を要求されます。ただ、東独の場合と違い移民という大問題はないと思います。

東欧の現状をみますと、非常に大きな危機的な状況が変容の段階で考えられます。例えばポーランドの場合、実質所得が34%も減りました。というのも、価格が自由化され、補助金がなくなったために、需要は非常に大きいのに供給が制限され限られている国ですので、価格が非常に高騰したわけです。ポーランドは外貨も十分にありませんから、世界市場から物資を調達することも間々なりません。その結果として、生活水準が全般的に落ち、加えて、生産や生産性が落ち、インフレは非常にひどくなり、また公的債務も増えるという現状から、この変化は大変複雑な過程となりました。

ドイツは、東欧、ソ連の改革をノウハウと資本で支えています。これはその他の西側諸国と比べても、群を抜き、ブロック圏の壁を克服するためのたぐいまれなる貢献であると思います。しかし、連邦政府のリスクや支出、民間銀行のリスクは非常に大きなものになっています。統一ドイツは東欧の改革のために1,000億マルクを出しています。これは東欧に対する西側諸国の財政的な援助の半分に相当します。もちろんドイツがこれだけの負担をするからには、ドイツなりの考えがあります。もしも

改革が失敗したら、特にドイツに対するマイナスのフィードバックが大きいと考えられるからです。例えば、たくさんの東欧の人たちが、特にドイツに流入をしてくる可能性も高いからです。これらの改革を成功させていくため、それからまた、きちんと負担を分担していくためにすべての西側諸国がもっと貢献をすることが重要であると考えます。

東欧が今必要としているのはマーシャル・プランのようなものです。西側の資本市場を開放し、外国からの直接投資をさらに誘致し、そして西側市場の貿易自由化をさらに図ることで、ドイツは東欧諸国がさらにECに近くアプローチをすることをサポートします。まず最初に必要なのは、さらに東欧とECの協力を緊密にし、政治的な対話を図っていくことです。そして、次のステップがECとの連合の形になると思います。

【島田】 次に、目を転じまして、アジアの方角を見たいと思います。ずっとアジアの開発途上国の労働運動をごらんになり、また一緒に運動をされてきておられます和泉さんからお話をいただきたいと思います。

■ アジアの人権・労働組合権について

【和泉 孝（国際自由労連アジア太平洋地域組織・ICFTU-APRO・書記長）】

私は、国際自由労連のアジア太平洋地域の組織で今働いていますが、極めて膨大な地域です。アジア太平洋を労働運動の側面から見ますと、極めて大きな変化が起こっているように思います。世界の主要な経済学者はアジアに現在注目し、5つの大陸の中で、これから最も将来性を持った経済発展の行われる地域はアジアであるとしきりに強調しています。私たちはその中での労働組合運動を進めているわけです。アジアの中でのICFTUのポジションというのは、まだまだ決して強いものではありません。アジア全体からしますと、世界の人口の6割、30億前後です。ところが、ICFTUのアジア太平洋地域組織（APRO）に登録されている組合員が今25か国2,700万人くらいですが、大体3,200万人くらいが実態ではないかと思えます。人口比で、30億対3,000万ですから、大体1%ということで、労働組合の

組織率も3%から10%の間のところが、途上国を中心にして非常に多いという実態にあります。

私は、これまで参加者の方々が述べられた、人権、労働組合権を中心する重要な問題について、もう少しアジアあるいは途上国の立場から敷衍したいと思います。共産主義社会が主要な国で崩壊をしましたが、アジアでは若干生きています。これまで国際社会の中では、共産主義に対して、自由、人権、あるいは労働組合、社会正義という言葉をもって、自由主義諸国の人たちは共産主義の悪いところを指摘しています。その指摘がこれからできなくなるわけです。

そのことが、途上国において別の問題として提起をされてきています。政治的な意味、あるいは一つの形態という意味では新しい流れや方向が今つくられつつあるわけですが、労働運動の面ではまだ少し時間がかかるのではないかと思います。

それはまず第1点、今アジアでは、大きな流れとして自由、人権、民主主義が労働者にいい意味で反映をされていないということが言えます。もっと極端に言いますと、民主主義以前に、社会的安定が今しきりにアジアの中で、特に途上国の中で語られています。これはニュー・ライトと言うか、新しい保守派の人の考え方で、そこには民営化の問題だとか、産業活動に対する規則や法律を厳しくして国民の生活・生命を守る姿勢が薄らいできているのではないかと感じられます。

特に、最近安定のためには団体や結社の自由を制限してもいいんだというような動きが見られます。それに並行して、個人の自由をもっと保証しようというようなこともあります。ここには労働組合を根本的に弱めるという意図が背後に隠されているわけです。労働組合の強いところでは、これはもう政治的な転覆、いわゆるクーデター的なものになります。その達成の暁には、本来の労働組合組織を崩壊させ、当初の隠された意図であった、基本的に経営側にプラスになる、あるいは政府が金のかからないような方向で、社会や政治や経済をもっていこうとするようなことが非常に気になります。

■民族主義・宗教の労働運動への影響

【和泉】 今、ヨーロッパが大きく統合され、アメリカでも自由貿易地域といった

ものが統合されるとか、大きなブロック化の話があります。アジアでも若干の提唱はありますが、経済ブロックの形成にはまだかなり時間がかかるのではないかと思います。それどころか、国際社会で経済社会問題という議論がされる段階で、経済の面のウェイトが高く議論され、社会的側面というものが極めて軽く扱われてきたという傾向がなかったかと、私は極めて危惧しています。アジアでは民族と宗教の争い、それが分裂に結びつくという傾向が非常に強まっており、それが労働組合運動の分裂に繋がっています。

世界の労働運動が、共産主義によって分裂させられることはもうほぼなくなりつつあります。しかし今、世界やアジアの労働運動は、宗教と民族主義によって大きく分裂をさせられるような状況に追い込まれています。例えばインドでは、今ヒンズー原理主義に基づいた労働運動が最も急激に伸びており、政治も同じようなことが言えます。また、フィジーの場合は人口は小さいのですが、大体インド人といわゆる現地人のフィジー人が半々です。政治的にもいろいろな問題があり、フィジー人だけの労働組合をつくったというようなことがあります。

したがって、我々がこれからいろいろと取り組んでいくに当たり、人権や労働組合権等非常に大事な側面がありますが、今アジアで最も懸念される問題は、共産主義に向かって言ってきた人権・労働組合権という刃がアジアの労働者に対して経営側や政府から突きつけられているという現状ではないかと思います。

【島田】 和泉さん、どうもありがとうございました。それでは、連合総研の井上さんに忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

■ポスト冷戦時代と労働運動の意味

【井上 定彦（連合総研副所長）】 この1年間に出された連合総研レポートの中から、このシンポジウムに関連する考え方、認識を申し上げます。

一つは、現代はすさまじい大きな変化、よく転換と言われますが、転換という意味を超えたほど大きな時代の変化の中にあるということ、そして今ちょうど開かれているワルシャワ条約機構の最終委員会は1989年の東欧革命の帰結であります。戦後

の冷戦体制が終わり、ポスト冷戦の時代に入ったということです。もう少し広く言えば、ポスト両体制の時代に入っている中で我々は労働組合の任務を中・長期的に考えながら日々の運動を進めていかなければならないということです。そういう視点に立つと、どちらが前でどちらが後ろか、何が進歩で何が退歩か大変わかりにくい時代だと言えるのかもしれませんが。昨年、フランシス・フクヤマという理論家が『歴史は終わった』という論文を発表しました。しかし私はそうは思いません。ほんとうに新しい、困難ではあるが新しい希望に満ちた、新しい価値、人間の夢というものを実現していく幕がまた開きつつあるのだと、楽観的に考えることもできるのかもしれませんが。そして、その時の立っていく基準が、ある意味では現代ほどよく見える、わかりやすい時代はないと思います。すなわち、自由と平等と博愛と民主主義がいかに大切なものであるか、かけがえのない普遍的な価値であるかを、改めて一連の変化の中から読み取ることができるように思います。

昨年の11月全欧安保会議（C S C E）で発表されたパリ憲章は二つのキーになる概念を出しています。一つは、言うまでもなく市場経済であり、二つ目が民主主義です。民主主義に関連して初めて強調された言葉としてプルーラル・デモクラシー、多元的民主主義という概念が出ています。これは決して政党が複数であることを意味するだけではありません。むしろ、市場経済の経済的な力に対して社会的な力が拮抗していくということ、すなわち企業や産業に対して自立した労働組合が自前の力をもって拮抗していくということ、そして自立した消費者運動や女性運動や環境保護運動があるということです。こういうさまざまな自立的な社会組織の運動の力が民主主義を担保するものであり、民主主義によって初めて市場経済の進歩や拡張が社会的な進歩にも結びつくと思います。そういう点では、今ほど自由で民主的な労働組合運動という意味が明らかな、これほどわかりやすい時代はないと思います。そして、ここに我々は国際自由労連の仲間を持ち、そこにおける自由と民主主義は非常に重いわけです。それは世界の姿を表現すると同時に、一人一人の組合員の心のジャイロ・コンパスを表現するものでもあろうと思います。

■ 国際的相互依存の中での日本の課題

【井上】 二つ目の認識は、世界の今世紀の流れの中で、特に近年、経済的な相互依存、それから文化的や情報面での世界的な相互依存は非常に急速に発達しています。果たしてその中で国際連合、ILO、UNESCOをはじめとする国際的な諸機構、あるいは国際自由労連の力は十分でしょうか。もっと世界経済の相互依存に見合って、国際的な諸機構、諸運動を重視しなくてはならないのではないのでしょうか。それに関して、特にこれからの地域的な統合の動きに対応して考えるときに、決して経済的な統合だけではなく、社会的な側面での地域の内部での協力、特に経済が同等に発達した国における労働時間、労働基本権、人権と民主主義、そして環境が調和され、同等の水準に引き上げられていかなければ、世界のこのような新しい一体化の流れを守ることができず、その責任を我々は引き受けなければならないと思います。

日本は今一人当たりのGNP規模は既にアメリカやヨーロッパを超え、今世紀末には日本とヨーロッパとアメリカの経済規模はかなり近いところまで並ぶと思います。その中で、世界最大の黒字を稼ぐ国の日本がどのような社会や成長の質をつくっていくかということは我々自身の課題であるだけではなくて、世界のこれからのあり方に深くかかわるという自覚を持たなければならないと考えます。

【島田】 どうもありがとうございました。この歴史の大転換、それから将来のメガ・トレンドを踏まえると、日本の役割、また労働組合の役割が非常に大きなものだということを痛感せざるを得ないわけです。

それでは、最後にOECDのTUACの事務局次長、ステファン・マクレランドさんに、やや広い立場からお話をさせていただきたいと思います。

■ 新たなモデルの必要性

【ステファン・マクレランド(OECD-TUAC・労働諮問委員会 事務局次長)】

OECDの労働組合諮問委員会(TUAC)の役割のうち重要なものの一つに、政府間の対話の促進、OECDレベルの高級官僚の対話を促進し、自由な経済社会政策の決定を24の加盟諸国のために推進していく役割があります。

私は解決策ではなく問題提起をしたいと思います。まず、労働者の問題はもう各国内の問題ではありません。世界経済の力が、今やすべての家庭や職場に浸透しています。世界中の労働組合はそれぞれの国において、国家経済を形成するという重要な役割を負っていると同様な役割を負っているわけです。言うまでもなく、労働組合と民主主義こそが経済成長及び社会進歩のかなめだと思います。加えて、社会変革をもたらす能力を結びつける役割、つまり主要な対立なしに社会的変革を国際的、国内的に実現していくための役割が我々にあると思います。

今や、共産主義モデルがイデオロギーの力を失っていますので、世界経済の適切な管理は民主主義国家の政府にかかっているわけです。我々の側の経済、社会モデルは、OECD、IMFモデルとも表現できると思います。自由で保守的なモデル、国際的な市場勢力、厳しい競争、そして社会介入のないモデルだと思います。三者構成主義、あるいは労使関係、労働組合もこのモデルに組み込まれていますが、これは場合によっては障害をもたらす要素と見なされているわけです。

労働組合はこの自由で保守的なモデルに対する選択肢を提示すべき位置にあります。民主的なモデルはゲームのルールが確立されており、それにより世界経済を管理し、経済進歩を社会進歩に繋げ、また主要な対立なしに変革をもたらしていくための力というものが提供されるという選択肢があるわけですが、これは現在の自由で保守的な世界経済のモデルには欠けている点です。

代替的なモデルが今や必要であるということには二つ理由があります。国家経済が成長し、世界経済に統合されるにつれ、各国の国内的特徴は主に競争を理由として比較検討され、差異がますます明確になってきました。その結果、非常に似た状況を創出し、最終的には国際経済に組み込まれていくことになると思います。日米構造協議、S I I という交渉が日米間で進行していますし、またECで付加価値税の統合化が進んでいますが、これはまさにその現象を物語っていると思います。

第二の理由として、各国の国際経済への統合のための全体的なルールは、国際的な社会ルールや経済ルールと同様に非常に重要ですが、労働者や社会的進歩を犠牲にして実施されるものであってはならないからこそ新しいモデルが必要なわけです。ECでは現在政治統合の話し合いが進んでいます。また他の地域ブロック、基本的に経済

ブロックですが、統合化の動きが見られます。ただ、どのブロックでも社会統合が真の意味で進んでいるとは思いません。ECが一番社会統合に近いところまでは来ていると思いますが、ほんとうの意味ではまだ進んでいません。経済政策の相互依存性、また民主的制度的な枠組みにおける管理は、まだ発芽期にあり、実際のビジネスや財政的な統合、グローバル化からはまだ遠いところにあると思います。

■ 90年代世界の展望と労働組合の役割

【マクレランド】 1990年代がどうなるか考えてみます。まず、円中心の経済圏、これは世界において信用の格づけが非常に高いわけです。それからドル中心の経済圏、これはやはり世界の一番強大な軍事勢力であり、また債務国としても一番強大な勢力だと思います。また、ドイツマルク中心の経済圏というものヨーロッパに形成されるかもしれません。これは消費市場として世界最大の規模になるかもしれません。もしこれが実現すれば、この経済圏、この3つのゾーンの交差点においては何が現象として起こるかを考える必要があります。

その交差点では、やはり混乱がもたらされると思います。多国籍企業の中には、それぞれの経済圏に強固な足がかりを持っていないものもあります。そうなりますと、本当の意味でグローバルに十分な競争力を持つ企業とは、もはや見なされなくなってしまいます。つまり、多国籍企業はどこかの経済圏に属するのではなく、この3つの経済圏の交差点に位置することになり、また24時間稼働する金融機関、研究開発活動、為替相場管理、国内需要管理も、それぞれ交差点に位置づけられ、各ゾーンから非常に大きなニーズを提示されることになるわけです。

ここでもう一つ問題を提起したいと思います。この3つのゾーンすべてを包括する問題、つまり国家安全保障、軍事問題、NATOはヨーロッパと北米ゾーンを両者合体したものと考えられますが、この三極間の軍事的な秩序が確立されるかを考える必要があると思います。全欧安保協力会議(CSCE)は大西洋中心主義の軍事国家安全保障機構だと思いますが、これは日本中心のアジア・ゾーンにとっても非常に大きな利害関係がある存在です。

湾岸戦争の経験により、もう一つ新しい相互安全保障、あるいは国家安全保障の相

互依存性の新しいニーズが顕著になりました。これに関しては、国連の安保理事会がやはり重要な役割を負っていくと思います。通商の側面においては政治的な、また特に社会的な能力としてこの3つのゾーンの間での相互作用を管理できるかもやはり考えていかなければいけません。この三極間の相互作用を管理することができれば問題はありませんが、管理不十分ですと非常に深刻な三極の乖離というものが生じるわけです。また、政治、社会管理の制度的なフォーマットについては、とにかく全世界のためになるものでなければならぬと、今はこれしか申し上げられません。

北に、主にOECDに生産財は偏在しています。一方生産人口、労働者は主に非OECD加盟諸国に偏在しています。そして、移民問題がもう一つ第三の要素として浮上しています。適切な管理ができなければ、やはり発展途上国からの移民問題はもっと大きくなると思います。この3つのゾーンの関係は、やはりルール・ベースであり、また各国政府が自主的に受け入れられる責務、実行を伴わなければならないと思います。この枠組みにおいて労働組合はルールを形成するという非常に重要な役割を負っていると思います。

そして最後、もっと我々が頑張らなければならない分野を幾つか提起したいと思います。トライパーティティズム（三者構成主義）、それから労働市場において、量ばかりでなくその質を高めるというのは、まさに統合経済を本当の意味で実現するために、我々が対応していかなければならない問題だと思います。ILOの力、役割をもっと強化し、富める国ばかりでなく、発展途上国のためにもこの国際機構が機能していく必要があります。また構造的調整や経済効率を社会の持続的な発展と環境保護に統合していくためには、これらの問題が非常に相互作用を持つ複雑な問題であることをまず認識する必要があります。その文脈においては、OECDはまさにこのような問題に対処し、対話を維持していくために非常に適切だと思います。各国政府がもっとOECDを利用していくことを私は望みます。

簡単に、発展途上国、東欧諸国について触れたいと思います。援助についてよく議論がされます。もちろん支援は大事です。ただ、我々が自ら得た教訓を生かしていく必要があります。発展のために生産性を向上すること、またこの市場経済を構成していくために重要です。世銀及び欧州復興開発銀行が、生産性を向上するという作業にもつ

と真摯に取り組む必要があると思います。

■会場からの質問「環境保護と経済成長・完全雇用の両立について」

【島田】 ご質問をいただいております。まず第一の質問ですが、どのようにしたら環境保護と経済成長、完全雇用の両立させることができるか、基本的にこれをどう考えたらいいかという内容です。

【ケプケ】 パーシーさんがお話の中で環境問題を強調されたと思います。私は全くそれに同意します。ただ、同時に組合は実に困難な立場にあることを認めなくてはいけないと思います。労働運動は、世界中どこでもその発足当時から産業化や工業化と関連があるからです。ですから、ソ連だけではなく、西側諸国でも社会党や社会民主党政権がある国でもということですが、結局産業化や工業化が起これば、これがいわば進歩の象徴だと考えられてきたわけです。そういう中で状況を考えなおすということは非常に難しいことです。

ドイツでは、70年代に環境問題への意識が高まり、10年前いわゆる緑の党が誕生して国会に議席を得ることに成功しました。しかし、組合の指導者にとっては必ずしも環境問題に対する意識が高まったとは言えなかったのです。組合の指導者から見ますと、いわゆる環境主義者、エコロジストは少し古い考え方で、進歩を止めようとする連中ではないかという意見や感じがあったわけです。雇用や産業化に関心があるというのが、組合側の感じでした。

ドイツのDGBなどでは、我々はもう一定の段階に達したから、これ以上の汚染を許すわけにはいかない、多少雇用が犠牲になっても仕方がないというところまで来たという議論が最近行われています。これまでは雇用が万能薬で、それに反対することはできませんでした。しかし、それが変わってきたわけです。

【島田】 非常に難しい問題ですが、フランクにお答えいただきありがとうございます。それではロバーツ博士いかがでしょうか。

【ロバーツ】 この問題をもう少し大きな枠組みの中に入ると、いわゆる経済の発達から来る混乱と考えられます。通常景気変動を考えますと、経済政策は景気変動をできるだけ小さくしよう、できるだけなくそうというのが本来の目標です。通常の経済調整は、失業保険の支払い等景気変動に対する対応だと考えられるわけです。

それとは別に経済政策あるいは社会政策が意図的に引き起こす混乱というものがあります。その中に環境破壊があるわけです。そうした場合、逆に環境保護を経済政策あるいは社会政策の意図的な目的にすべきだということです。

同じように、軍備縮小も当然意図的な経済社会政策の目標とされるべきです。それから、いわゆる貿易政策が雇用に悪い影響を与えることがあります。ですから軍事生産、環境、貿易から来る雇用喪失が意図的に行われる場合、国の政策によって被害を受けたものなのだから、通常の失業保険の支払い以上の何らかの補償を受けるべきであるというのがAFL-CIOの立場です。

これはそれほど簡単な問題ではありませんでした。理論的にも非常に難しい問題です。政治家の中には、環境問題のために失業した人のほうがより多くの補償を受けるべきだというような理由はないじゃないかという人もいます。ですから、この議論は大変ですけど、我々としてはあくまでも、いわば哲学的な根拠からして政府の決定として環境問題、貿易問題などから職を失った場合にはより多くの補償をすべきだと主張をしてきているわけです。例えば環境保護のための特別な経済調整案を連邦議会に上程をしていますし、軍事生産削減による失業についても特別経済調整策を行うべきだという法案を提起しています。もちろん、こういう答えにしても、理想的な解決策とは言えませんが、こういう形ならば最低限国民に認めてもらえるのではないか、こういう形をとれば環境保護と両立できるのではないかということをしているわけです。

【島田】 ではキューヒレ博士、いかがでしょうか。

【キューヒレ】 成長と環境をどう調整していくかですが、やはり常に二つの面があると思います。相対的に強い環境保護運動が出てきて以来、多くの企業家が新しい

利益追求の分野があるのではないかと認識するようになりました。実際、もっと環境にやさしい生産方法を実施し、ライセンスを認可し、製品を輸出していくという産業分野もあります。これは成長と環境保護という両方の立場を調整していく一つの例だと思います。そして、もしそれが不可能であれば、労働組合がもっと圧力をかけていく余地があるわけです。労働組合は組合員あるいは一般労働者に対して問題提起を行う、提案するように奨励しています。そして、もっと環境にやさしい製品の製造方法や生産の実施を行なえるような提案を組合員からもっとするようという奨励をしています。

■会場からの質問「G7の役割の評価とその展望」

【島田】 ありがとうございます。

それでは次の質問に移ります。G7の役割をどう評価するか、G7が将来も活動すべきかどうかという質問です。これは非常に大きな、広い問題だと思います。ですから、おそらく一番大きな組織の代表に答えていただくということになれば、パーシーさんではないでしょうか。

【パーシー】 G7の首脳会議、サミットはかなりの弾みがついてしまった一つの制度になっていると思います。世界の経済的相互依存の基盤には、ドルとヨーロッパ通貨、特にマルク、そして円との三者の間の相互互換性が当然あるわけです。G7のサミットが一番大きな意味を持ち始めたのは、実は通貨、特にこの三つの基本的な通貨の間の安定性を課題としたときであったと言っているかと思います。まだ完全な答えが出ているとは思いません。中央銀行がいわゆる外貨の量を適当に操作をするだけでは、また、金利を相互調整しても、安定は達成できないと思います。私は、もっと深い問題、つまり例えば税金やその他の通貨政策まで関わらなくては安定は達成できないと思います。主要産業諸国間のこうした非常に大きく深刻な問題をどう扱うことができるかということになります。

例えば日本にも国内問題がありますが、財政政策の一部として、税金の制度や財政支出をどうするかをG7で決められたらどうなるか、ということになります。当然日

本の国民の希望とは合わないかもしれません。しかし、他の国との調整でこれが必要だとなったら日本としてはどうなるでしょうか。例えばアメリカ、ヨーロッパが日本の税率を決めるようなことを言い出した場合に、日本の社会はそれを受け入れる用意があるか、というようなことになると思います。これは非常に基本的な問題だと思います。しかも、通貨の不安定がかなり恣意的に起こっています。確かに自国の通貨を守るために金利を高くすることもありますので、一定の調整は必要です。ですから、G7は消えることはないだろうと思います。

これに対する組合の対応は何かということですが、OECDに対して労働諮問委員会(TUAC)があり、3月から5月ごろにサミットに対する労働サミットをやっているわけです。最終的にはサミットの行われる国でサミットの直前に組合のサミットが行われるわけです。先進国のサミットでもあると同時に国際労働運動のサミットでもあるのです。今年はロンドンで7月8日月曜日にメジャー首相に会って、組合側の立場を提示するわけです。そこでは開発途上国の労働者の利害も同時に提示されます。ですから、G7はいわば組合側の指導者が集まるいい機会にもなるわけです。

ゴルバチョフ氏が今年に入るということで、多少G7の役割が変わってくるかもしれませんが、結局G7は経済力を見れば大変なものであり、全世界の生産の3分の2を持っている国の首相が集まることです。その他にも会議は考えられますけれど、とにかく主要国の首脳が一カ所に集まるということですから、組合としてもこれは続けてもらったほうがいいと考えるべきではないかと思います。ときには皮肉な見方をせざるを得ない場合がありますが、これはやはり真剣に受けとるべきではないかと思います。

【島田】 ありがとうございます。マクレランドさんいかがでしょうか。

【マクレランド】 まずG7のプロセスについて申し上げたいと思います。首脳会議、サミットというのが一部であり、蔵相会議というものがまた一部を構成している、つまり1年に数回会議を開いているわけです。G7は15年間続いています。議題がこの間に純粋な経済的問題から徐々に戦略的、軍事的問題、あるいは第三国の債務

問題、累積債務の問題に徐々に変わってきて、G7がそのフォーラムとしての価値、真価を徐々に発揮するようになってきたのではないかと思います。突然G7の会議が出てきたわけではなく、必要性があったのです。G7に根回しと言えるものがあるとすれば、IMFの暫定委員会及びOECDにおいて、それが行われていると思います。先進国がOECDなどで交渉していますが、G7は継続的な世界経済の分析、その他の問題について議論を交わしているわけです。

一例としてGATTのウルグアイ・ラウンドを考えてみたいと思います。現在ジュネーブで交渉が継続中ですが、昨年G7がこの多角的通商問題に対してのコミットメントを再度明言しました。今回のG7のサミットでも、やはり同じような宣言が採択されると思いますし、その声明によって何かが期待できると思います。しかし、このような宣言を採択することによって解決できる問題ではないもの、つまりもっと詳細な確固たる基盤を築くことによって、この7カ国だけの首脳会議ではなく、もっと広範囲なフォーラムによってのみ解決できる問題が浮上してきたと思います。例えば、農業問題は、やはりG7がただ話していただくだけでは同じことを繰り返す堂々めぐりになってしまい解決できないと思います。ただ、G7の位置づけは非常に前向きであり、やはり今後とも継続していくべきと同時に考えます。ただし、今後G7や各国政府がもっと失業問題や貧困問題にもっと焦点を当て、例えばILOがどういう役割を負って、どういう機能を果たしていくかをもっと認識していく、そして先進的な民主主義経済が前進していくための必要性を認識していくというニーズがあると思います。このような純粋な経済的、戦略的な問題以外の社会的な問題にはまだ目が向けられていないわけですから、その必要性があると思います。

【島田】 ありがとうございます。今まで成長、生態の保護、国際的な経済政策の調和ということに焦点を当ててきたわけですが、これ以外にも多くの問題が他のパネリストの皆さんから提起されたと思います。今や、自由な発言をしていただけるチャンスだと思いますので、何か、例えば労働組合の役割、非常に複雑な問題、解決の一助となる発言がございましたでしょうか。

■ アジアの環境・安全衛生運動について

【和泉】 途上国でも公害、環境の問題として、1984年だったと思いますが、当時最も注目され、それ以降非常に関心と呼んだ問題に、インドでのボパール事件がありました。当時3,000人からの方が亡くなり、今でも何万人かの方がその影響を受け入院しているとか、あるいはその病で患っているというようなことがあります。このことが国際労働運動が、安全衛生問題、あるいは環境問題等に非常に大きく関心を持つきっかけになりました。これ以降、安全衛生や環境問題に取り組んできたわけですが、ただ残念なことに、途上国では少し事情が違ってきているような感じがします。また、我々の取り組みが十分に浸透していない、十分に組合運動として大きなキャンペーンになっていない、我々セミナー等もいろいろやっておりますが、それが各国でアクションに結びついて効果をあげているというようないい報告はあまり寄せられていません。

それといたしますのも、例えば日本等を除くとアジア全体では、労働者の年齢が非常に若く、安全性問題について意識的になりにくいわけです。若い年齢の人は、自分が患っているとかそういう意識が職場でもないし、社会の中でもあまりないということになりますと、いきおい労働組合のほうの取り組みも少し矛先が鈍ってくるというような感じがします。

■ 環境問題と先進国の直接投資の課題

【和泉】 この問題で一つ先進国の皆さん、特に労働組合や産業界の皆さんに考えてもらわないといけないことがあります。先進国では環境規制問題が産業に非常に強くのかかかってきている、それを逃れるために危険物質だと騒がれているような工場を途上国に輸出して途上国の労働者に作業させる。言うなれば二重基準を設けて、自分のところはだめだけれど、あの国にはそういう規制が全然ないし、政府もOKと言っているからということで輸出してしまうわけです。多国籍企業は自分の国でだめなものは外にも出さないということで、労働組合も産業界も頑張してほしいと思います。途上国の人たちは、そのような問題の知識を十分に持っていませんから、事前にチェックするという事は非常に難しいと思います。

もう一つ若干問題があると思うのは、雇用創出が大事だということで無理して引き受けるという、政府側の意向もあります。政府は政権を維持し、経済成長を図っていくためには、若干問題のある産業でも来てくれるならばありがたいというような気持ちを持ちがちで、過去実際にあったわけで、そのようなことについては、我々としてはもう少し慎重に対応しないといけないと思います。

ただ、ここでやはりアジアは、私が見た目では、政府あるいは経営団体、労働組合も含むと思いますが、やはり経済成長を第一に考えています。公害問題とかは第二義的なものだというような意識が強いと感じます。例えば、韓国は労働組合はそういう意識は持っていますが、自ら立ち上がることをしません。市民団体が立ち上がって、漢江の汚染や食料品に危険物質が入っているということをやって、労働組合が後からついてくるようなことがあります。したがって、先進国の皆さんの経験をもう少し途上国にも、対話を通じて十分に理解してもらって、そういった問題が世界共通の問題だということで、途上国と先進国の労働組合が取り組んでいけるような対応をこれからますます強めてほしいと思います。

私どもAPROでも調査部が中心になり、公害問題や安全衛生問題等に取り組み始めているところです。ただ、この消化にはかなり時間がかかるのではないかと思います。しかしながらねばり強くやっていきたいと思っています。

■今後のサミットの課題－地球環境問題

【島田】 どうもありがとうございました。井上さん、いかがですか。

【井上】 G7は各国の大蔵大臣及び中央銀行総裁が出席する会合を意味するだけでなく、いわゆる7大国首脳会議の両方の意味を持ちます。このことと日本のかかわりを少し考えてみたいと思います。いわゆるサミットのシステムが発足したのは確か1975年で、この間、サミットのシステムは大変意味が変わったと思います。一つは、発足した大きな理由は、実は中東で起こったエネルギー危機の問題を起点にしたわけです。このエネルギー危機をどのようにして沈静化させ、ショックをどのようにして各国の協調で吸収していくのかが一つの大きな課題でした。いわばサミットシ

システムは南を向いていたわけです。そして1980年代に入ると、ソ連に対する第二次東西間の冷戦、実は東に対してサミットシステムをどのように働かせるかという側面があったのです。

ところが、この二つの誘因は今失われた、失われたと言ったら過言であるかもしれませんが、少なくとも東の世界はなくなり、南のエネルギー問題はしばらくの間は危機的な様相を呈するとは考えられていません。ある意味では、このサミットシステムは自らの存在をもう一回問い直さなければならぬところに来たわけです。「なぜ7大国が集まって国際経済や国際政治の問題を議論するのだろうか」ということです。第二次大戦後つくられた国際連合という、それからアメリカを中心とする世界のシステムが、各国が共同して責任を担い合わなければ世界経済の運営はうまくいかないところから、私はこのサミットシステムが長い間継続されているのではないかと思います。そういう側面から見ると、これからは先進国間の社会的な側面や課題、あるいは地球環境という問題を取り上げて掘り下げていく局面に移っていくべきだと思います。

地球環境問題、これは膨大な人間の努力を必要とします。環境問題を解決するために、今ある国際機構のどこかの部分をかなり強力にしていくか、あるいは何らかの別の強力な国際的な調整機構をつくっていかなければ、21世紀に向けて人類は地球環境問題に立ち向かっていけないと思います。その時、制度としての環境を処理する機構だけではなくて、何よりも大事なことは人類の世界の中でもう一つ我々新しい大切な価値を、学校の教育でも、地域でも、家庭でも、工場でも共に分かち合わなければならない時代になったのではないかと感じます。すなわち、自由、平等、博愛、民主主義という人類の共通の遺産に加えて、今や環境価値というものを我々の日常生活、ライフスタイル、生産システム、政治や国家のシステムすべての中にビルドインしていかなければならない時代になったのではないかと思います。

■ 国際機構の中での日本の立場

【井上】 またサミットシステムの問題、つまり経済的に比重の高い国が協力し合うことの意味をもう一つ違った角度から考えてみますと、今日本経済が発達して、果

たしてかつてと同じような意味での大国の位置に、日本がすべきかどうかを我々自身が問い返さなければならないと思います。私は、日本はそのような大国の位置を占めるべきでないと考えます。むしろG7あるいは国際連合等国際的な開かれた諸機構の中で、日本が大国であるということを主張するのではなく、世界のグローバリゼーションの中に日本が溶け込んでいくことによってその役割を果たすことが大切だと思います。そういう意味で、G7の中でやはり社会的、経済的な側面について日本の役割はますます大きくなり、我々自身の任務も大きいと思います。

【島田】 どうもありがとうございました。井上さん、私たちの世界のシステムに対する展望を幅広くしていただいたことに感謝いたします。こういった中で労働組合が活動していかなければならないと思います。他に何かコメントはございますか。

■ 国際協力の視点

【パーシー】 私は井上さんのおっしゃったことにちょっとコメントをしたいと思っています。私は、井上さんの分析に全く同感です。もう3点ほどそのプロセスにつけ加えさせていただきたいと思います。

現在は国際協力の波が非常に大きくなっていると思います。そして、いろいろな理由からこの国際協力をいかに組織していくかという話し合いが進んでいます。もちろん、これに対する抵抗もあります。例えば、ヨーロッパでは主権の問題が大変重要な問題になっています。国際的な組織により多くの権力を与えると、自分の国が重要な問題に対して自分で決定を行う権利が阻害されるのではないかという懸念があります。もちろん答えはイエスです。ある程度国家の主権を国際的な機関に委譲することになるでしょう。しかしながら、それより国力を強化することができるのです。つまり、もはや国内レベルで処理できないような問題を解決する能力をそこで得ることになるからです。

■ 国際協力における日本の果たしえる役割

【パーシー】 環境問題を例に挙げると、公害には国境は存在しませんから、国内

で問題を解決することはできません、解決しようと思えば国際的なアプローチをせざるを得ないわけです。主権の問題も、こういった観点から考えなければなりません。日本はこのような分野では指導的な役割を果たすことができるのではないかと思います。それには三つ理由があります。まず、日本が経済的に非常に重要な役割を世界的に占めているということ、世界最大の債権国であり、日本に助けを求めている国がたくさんあると思います。こういう要請に対応していくためのメカニズムが日本には必要であると思います。

二番目に、日本は非常にバランスのとれた国際関係を必要とし、持っています。アメリカともECともアジアの近隣諸国ともよい関係を維持しなければなりません。またソ連を無視することはできないでしょう。それから中東、特に石油産出国ともよい関係を維持しなければなりません。アフリカ大陸や中南米諸国も無視することはできないでしょう。日本のさまざまなパートナーといかにバランスのよい関係を維持するか、ただ単に二国間ベースで関係を維持するということになれば非常に難しくなっていくと思います。ですから、多国間のフレーム・ワークの中で日本がリーダー的な役割を果たしていかなければならないと思います。日本の経済的な重要性は、このような関係の障害にはならないと思います。いろいろ要請をしてくる国々は日本の経済力を脅威に感じるかもしれませんが、多国間ベースで話し合えばそういう脅威を感じることもなくなるのではないかと思います。

三番目のポイントですが、国際協力の確固たる原則を確立していくために、私は結社の自由から始めるべきで、それからその他の労働組合権、人権にまで高めていき、そして民主的な政府のベースを確立すべきであると考えています。日本は国際関係をこのような原則に基づいて展開しているわけですから、それにより日本は多くの友人を世界各国に得て、国際社会に大いに資することができると思います。ですから、今井上さんがおっしゃったことにつけ加えて、外国人だから言えることを言わせていただきました。日本は、そういった意味で非常によい立場にあるのではないかと思います。また国際的な観点では、日本の労働組合はその他の日本社会よりも2、3歩先に行っているのではないかと思います。

【島田】 パーシーさん、非常に勇気づけられるコメントをいただきましてありがとうございました。特に、日本が果たし得る積極的な役割というのを明確にしてくれました。それからまた、日本の労働組合が平和的な共存を今の世界で将来また築き上げていくために果たし得る役割ということでお話しいただきありがとうございました。ケプケさんが発言の機会を求めています。

■ 環境問題と E C の対応

【ケプケ】 環境問題に戻りたいと思います。環境問題は、ワン・ステップで解決できるものではなく、いろいろな努力が必要であると思います。例えば、ヨーロッパ諸国の環境問題を見てもそれは明白であると思います。スウェーデン、デンマーク、ドイツなどではかなり前から重要な問題でしたが、一方イタリア、スペイン、フランスなどでは今でも公害のリスクに対する意識は低いと思います。ですから、例えば E C のメカニズムを使って、共通にとり得る方法を考え、そして共通の基準、しかもできるだけ情報の基準を設定していかなければなりません。これには時間がかかり、容易ではないと思います。

それから二点目ですが、長期的には労働組合員が職場の健康と安全のリスクに対する意識を持つと同時に、自分がある生産プロセスを使って製品をつくる際に、それが自分の健康と安全にどのような意味を持っているのかということに関連づけて考えられるようにしなければなりません。さもないと我々の考え方が二つ切り離されてしまうことになります。環境保護団体やマスメディアが環境問題を扱っているのであって、労働組合の課題として浮上しているわけではありません。このような問題というのはあとから労働組合が気がついて、そして自分たちの課題として取り組むようになるのではないかと思います。

それから三番目、欧州労連では E C で使ってはならない製品、禁止されている製品等は他に輸出してはならないという立場をとっています。そして、E C 内の環境問題担当大臣がこの原則をこれから遵守していくものと思います。

【島田】 非常に興味深いディスカッションをいただきありがとうございました。大変おもしろいポイントが幾つも出てきました。コーディネーターとして、幾つか私
が大事だと感じた点について繰り返し申し上げたいと思います。

■ 世界共通の課題と基本原則の意義

【島田】 パーシーさんは基本的な原則をきちんと守らなければならない、それを
きちんと押さえておかなければ、我々を誘導するものがなくなってしまうという指摘
をしました。経済政策や資源の移転など、いろいろな手段、道具はあると思いますが、
労働組合が持っていない道具もいろいろあります。労働組合ができる貢献は限られて
いるかもしれませんが、やり方によっては労働組合が影響を行使し得る方法、分野も
いろいろあると思います。

多くの問題が提起されました。まず、人口問題が提起されました。現在、この地球
上に60億の人間が住んでいますが、人間らしい満足のいく生活をしている人は10
億人程度で、残りの50億人の人たちは貧困や飢餓に苦しんでいる人さえいるのです。
多くの国々は資金不足に苦しんでいます。環境問題については、今ずっと討議をして
きたとおりです。それからグローバルゼーションというメガ・トレンドを忘れてはな
りません。グローバルゼーションも不可避で、多国籍企業が活動し、海外直接投資も
増え、非常に大きな資金の流れがそこにはあります。技術開発等複雑な要素がグロー
バリゼーションをさらに加速しています。これが我々が住んでいる環境をさらに変え
ていく要素となるでしょう。また、冷戦終結後も、安全保障上の問題が完全になく
なったわけではないことは、湾岸戦争でもわかります。深刻な紛争がいつ勃発するかわ
かりません。

パーシーさんが最初の話でおっしゃいましたが、とにかく絶対に守らなければなら
ない第一の原則は人権を守るということで、それから人間の自由、民主主義を守らな
ければなりません。和泉さんもおっしゃっていましたが、アジアには経済成長を優先
し、民主主義をなおざりにしている国もあるわけです。資源、それから共存のための
いろいろなチャンスがあります。しかしながら、こういったすばらしい夢を語ることは
容易であっても、それを一体どうやって実現するのかということになりますと容易

なことではありません。最大限の努力を払って、我々が持っている資源をもたざる者とわかち合っていくということが重要であると思います。

■ 市場経済の中での課題－新たな社会政策の必要性

【島田】 一体何ができるかという具体的な手段の問題ですが、我々が住んでいる経済世界を見てみましょう。今日の世界は市場原理によって動いております。その中の主なるプレーヤーは企業です。企業は利益をあげようという動機を持っています。辻村先生もおっしゃいましたが、生産性、競争、効率性が企業にとって優先順位であり、どんな活動をしていようと、そういうモチベーションがそこにあります。政府はどうでしょうか。経済政策を実施できる立場、経済変動をコントロールするための強力な手段を持っています。市場を再構成する日本、それからアメリカは現在、例えば日本市場開放のための構造協議を行っています。

ロバーツさんが社会的なプログラム、社会的な観点を決して忘れてはならないと言われました。社会的側面が忘れられないようにする、なおざりにされないようにするという役割を労働組合は持っています。そして、ケプケさんからヨーロッパの統一市場の話が出ました。将来きちんと組織された社会政策、つまり各国のレベルを超えたような域内での社会政策がこれからヨーロッパではますますこれが大きな課題となってくると思います。独立した経済を統合していくことは、各国が自由に、例えば為替を変動させて調節をしていくような完全な自由度が、ある程度取り上げられてしまうことになるわけです。ですから、今までは弱い人がいれば補助金や助成金などが出されていましたが、こういう最も弱い人たちをどうやって救済していけばいいのか、超国家的な社会政策がこれから求められていくこととなります。これは、今ヨーロッパの比較的小さい範囲で検討されているわけですが、グローバルなレベルで考えてみますと、経済的なレベルの開きは、ヨーロッパ域内とは比較にならなくなります。グローバルなスケールで国際協力をするとしたらどうやっていけばいいのでしょうか。具体的には、各地域でどのような問題を抱えているかということです。それを考えますとより深刻な問題があります。例えばヨーロッパ統合の後には、地域内格差がおそらくもっと深刻な形で出てくるでしょう。

それからロバーツ博士もおっしゃったことですが、アメリカでは企業は協力し、労働者も働く、政府も自信を持っていますが、アメリカの所得格差は実はここ15年ぐらいにわたってどんどん広がっています。労働者は長期にわたる絶対的な賃金の低下にさらされて、一方金持ちはもっと金持ちになっているわけです。日本では、大企業と貧困なる労働者の間の格差はどんどん大きくなっています。最近やっと、どういう形で貧乏人から金持ちのところに金が流れるかというメカニズムがほんの一部わかりました。それがいわば会社などのスキャンダルだったわけです。これは非常に深刻な問題ではないでしょうか。これに効果的な闘いを挑める一番大きな、重要な組織は組合であると思います。

和泉さんが、アジアの地域の問題を指摘されました。民主主義自体が危機に瀕しているわけです。その他の地域でも飢餓や大変な貧困があり、先進国の中でも貿易問題、貿易摩擦、金融摩擦、そして一方では避難民を受け入れる、他方では受け入れないというような深刻な問題があるわけです。

■ グローバル化の中での新たな挑戦

【島田】 マクレランド氏がおっしゃったことですが、いわゆる3つの大国、あるいは中心的な地域から世界経済を見ると、日本とアメリカとヨーロッパはおそらく大体同じぐらいの力になり、それを全世界の人は注目して見ているわけです。そうした中で私どもが何をすべきかということになります。より効果的な、国際的なシステムを設けて、問題に共同で対応することが必要になるわけです。G7も一つでしょう。そして国連も、あるいはICFTUもそうかもしれません。その他に何かが必要ではないでしょうか。

このセッションでは、すべての問題を全部出したということで、私どもの課題は達成されたのではないかと思います。パネルディスカッションではこうした問題に対して組合は何ができるか、組合の役割は何かということ十分に話し合っただきたいと思います。それに関連してロバーツ博士から既に指摘があったことですが、組合のやり方で二つの大きな道があります。一つは団体交渉、もう一つは組合の政治活動です。こうした二つの道を通して人類の生活に影響を与えることができるのが組合な

のです。しかし、グローバル化した世界を見ますとそれだけでは十分ではないと思います。あと二つほどルートが必要ではないでしょうか。

一つは国際的な協力体制です。和泉さんもおっしゃったことですが、アジアの諸国は民主主義を犠牲にしている、そして環境までも犠牲にして経済発展を達成しようとしています。ですから、海外へ直接投資をするような企業に対して、先進国の組合が何らかの規制をすべきではないかというわけです。ケプケさんから実際にヨーロッパではそういうことが既に行われようとしているという指摘がありました。ヨーロッパの企業が開発途上国へ投資をする場合には別の基準を開発途上国に適用してはならないということを行っているわけです。

しかし、そうした場合、問題はまだ経済的な資源が十分ではないということになります。ですから、経済的な機会を開発途上国により多く提供することが必要になります。これは多国籍企業の規制をするだけではできません。もっと援助をするべきなのか、あるいは他に手があるのか、しかも効果的な手がなくてはなりません。我々だけで全世界の問題の意思決定をするわけではありませんし、してはならないと思います。しかし最低限我々の熱を感じさせる、我々は怒っているぞということを感じさせることはできると思います。それを感じさせて何らかの手段をとらせる、そういう最低限の役割は私どもが果たすことができるのではないのでしょうか。

それからもう一つのルートですが、それは組合主義によるソーシャル・アクションだと思います。何人かの方が指摘されましたが、自分たちの生産活動が、一体安全に対してどういう意味を持つのかを認識させるということが必要です。そして、環境破壊によって一体どのような犠牲を払うのかを認識させるということが必要です。もちろん、井上さんがおっしゃったように環境価値というものに関する新たな啓蒙活動が必要かもしれません。環境こそ地球上の最も重要なリソース、しかも再生不可能なリソースではないのでしょうか。ですから組合としては、環境の価値、人権の価値、協力あるいは資源共有というものの価値、平和裏に生活することの価値、そして美しい地球を子孫のために残すということの価値、これを認識させることが必要ではないでしょうか。

**パネルディスカッション第1部
「国際協調とその条件」**

パネルディスカッション第1部「国際協調とその条件」

■国際協調－南北問題と民族主義の視点

【前島 巖（第1部司会・東海大学教授）】 まず昨日の討論のポイントを少し整理し、それらの点を含めながら各パネラーの方にお話いただきたいと思います。これから人口、食料、エネルギー、環境という問題に一番最初に直面するのは、南の国々であると言えると思います。つまり、この90年代、我々が直面する非常に大きな問題は、南北格差の拡大という点が非常に大きいと思います。南の国々は累積債務が拡大しておりますし、貧困・飢餓問題が一部の国では非常に深刻になっております。ですから、和泉さんからも指摘がありましたように、これらの国々では、環境よりはまず安定、経済成長のほうが大事なんだという考え方もあるわけです。

それからもう一つは、今のような国際経済秩序では、南北格差は永久に縮まらないという考え方もあります。したがって、新しい国際経済秩序をつくらなければ、この問題は永久に解決されないという指摘もあるわけです。南に対してどのように協力をしていくのかという問題は、これから我々にとっても非常に大きな問題であると思いますが、目前には、ソ連及び東欧諸国の改革の問題があります。この改革に我々がどのように協力するかという問題は、ロンドン・サミットでも大きなテーマの1つになるとは思いますけれども、こちらのほうにお金が注がれるということになりますと、南のほうへ回るお金は制限されるというジレンマもあるわけです。

それから、片方では国際協力、地球は一つだという認識が強まりつつありますが、他方では地域主義、もっと厳しい形では、民族主義の高まりがあります。現在もあの小さいユーゴの中で、内戦をしているわけですが、これはいろいろな地域に起こり得る問題です。つまり、片方で国際主義、国際協調が言われながら、他方では、民族主義の高まりというものがあって、こうしたジレンマをどう解決していくかという問題もあると思います。それはひいては、平和をどのように維持していくかという問題ともつながるわけですが、このような点を踏まえながら、我々、北の国々はどのように対応しようとしているのか、そして国際協調のあり方や組織はどうあるべきなのかというようなことについて、パネラーの方々からお話をさせていただきたいと思いま

す。

それでは、まず和泉さん、お願いいたします。

■国際協力のあり方－新たな視点

【和泉】 昨日の討論の発展ということですが、南北の格差をいかにして解消していくか、あるいは縮めていくかが非常に大きな問題になっているわけです。ところが、現実の世界は、南北の格差が一方的に広がり、あるいは休むことなくその格差が拡大していると言わざるを得ないと思います。フィリピンのマルコス大統領が腐敗行為を行って、世界から指弾をされ、その後、アキノ大統領が1986年の2月に誕生しました。その1週間後にたまたま私は、アキノ大統領と会う機会があり、国際協力問題について話をしました。その時アキノ大統領は、国際協力というものは、要するに一番困っている国民のところに届かなければいけない、これに焦点を当てた協力であればいけない、ただ単に政府ベースだけでは一定のところで停まってしまう、これは国際協力ではないんだと言われて、忘れられない思いをしました。

発展途上国は、先進国から国際協力を非常に受けていますが、これまでの援助が必ずしも有効に生かされていないというような感じがします。その1つは、例えば日本のケースですと、相手がどんな腐敗政権であっても政府である限り、あるいは日本政府が認めている限り、その政権と話し合っ国際協力を行っていくことが基本になっています。どんなにすばらしい野党があっても、それは一切相手にしないというのが、日本政府の基本的な立場だと思います。若干の途上国で、金に狂ったどん欲なリーダーがいて、国際協力を貪るようなことが現実起こった例を我々は幾つか知らされていますが、このようなケースは、基本的に避けなければいけないと思います。

また、途上国側にすると、国際協力は自分たちが先進国から受け取るもので、受け取ってしまえばどのように使ってもいいんだという考え方が非常に強いように思います。そこには、利益側の責任が全然ないわけです。といいますのは、国際協力は、一般的に言って援助国がプロジェクトに100%出して、受け取る側はその100%のうち、大体85%か90%でもって事業を完成し、その差額はピンはねをするようなケースがあって、受け取り側は全然懐の痛まないような形で行われたケースが多いの

ではないかと思えます。

ここに一つ、国際協力の難しさと責任性という問題があると思えます。私の結論としては、これからいろいろな国際協力が行われるに当っては、出す側と受け取る側の共同責任で行うべきで、援助してもら側も何がしかの自己拠出、いわゆる痛みを持って行うことが必要ではないかということです。

■ 国際協力－先進国と途上国の役割

【和泉】 国民1人当たりの所得は、アジアで日本が一番高く、ラオス、カンボジア、バングラデシュ等が非常に低い。日本が大体2万4,000ドル前後だと思いますし、これらの国々は、大体160ドルぐらいです。国民1人当たり所得が、アジアで150～160倍の差があるという現実を我々は直視をしなければいけないと思えます。また、外国人労働者の問題は日本でも非常に話題になって、連合も方針を立て、各所でいろいろなアイデアも出されています。基本的に途上国の場合に忘れてはならないことは、外国人労働者と言われる人たちは、海外で働いて自分の国に送金をする外貨の稼ぎ手になっていることです。ILOのフィラデルフィア宣言が1944年に行われました。その中に、「労働は商品ではない」と書いてあります。ところが現実には、途上国は労働力を輸出して、その労働力が外貨を稼いで本国に送る。それが本国にとっては、国際収支の非常に大きなウエートを占めているケースがよくあります。バングラデシュ、スリランカ、フィリピン、インド、パキスタン、簡単に言っても、すぐ10指に余るぐらいかもしれません。

一方、それでは日本がアジアにおいて置かれている立場はといいますと、アジア23カ国の全体のGNPの中で、日本1カ国で大体70%近くを占めています。あと22カ国が束になっても、日本の半分も稼いでいないのが現状で、そういうことから、私たち日本人はやはりここでなすべきことがあるのではないかなと思えます。

最近、国連が、いわゆる国連の開発計画という研究報告を発表しました。それはこれからの南北問題をいかにして解決するか、そのための途上国における基本的な条件を根絶する、あるいは具備をさせるためには、これからどのような資金が必要かというような内容で、非常に好評を得ている報告書です。そこには今後5年間で途上国の

食料不足、義務教育の学校、保健、飲料水等基本的なインフラ全部を整備するには、これから5年間で1,000億ドルあれば足りるということが報告されています。

その資金1,000億円はどのように資金調達すべきかということまで、一応のサゼッションが報告の中で行われています。1つは、途上国も出しなさいと。途上国は、今ある軍事費の削減により、500億ドルは浮かせることができますということが、途上国に課した義務です。先進国については、国連の開発資金の拠出の目標が0.7%ですが、今まだ平均0.32%です。例えばオランダやノルウェーは1%を超え、日本がようやく標準、アメリカが一番低くて、0.19%程度です。もし先進国が目標のGNPの0.7%を全部達成すると、5年間で必要な500億ドルは賄える。それで500+500で1,000億ドルになるわけです。

ここで強調しているのは、私の先ほど申し上げた結論になるわけで、やはり途上国も自分たちが拠出をして、そのようなプロジェクトには自分たちも参加し、痛みを持ってプロジェクトを推進していく、そうしない限り、私は成功への道というのは保証されないと思っています。

【前島】 非常にいろいろな重要な点をご指摘いただきまして、ありがとうございます。それでは、早速、キューヒレさん、お願いいたします。

■東西ドイツ統一の過程と問題

【キューヒレ】 東独のケースについて話をしていきたいと思います。

ベルリンの壁が崩壊をしたときに、一体どうやって突然あらわれた統一の可能性を実現していったらいいかということのを誰もわかりませんでした。教科書どおりにいけば、ステップ・バイ・ステップでゆっくりとコントロールされた形で東独を計画経済から市場経済に変換すればいいということになります。そして、通貨の統合や政治的な統合は、非常に長期にわたる経済改革のプロセスの結果として生まれるはずであったわけです。しかし、ドイツの場合には、それが可能でなく、2つの全く異なった問題があったのです。つまり、一方で旧東独の工場の競争力が非常に低く、そのために通貨のレートをそれに見合った形にする必要がありました。他方ではそのような背景はあるけれど、東独側にはできるだけ西側のような生活水準に引き上げたいという希

望がありました。工場を守るのに必要なレートを適用すると、旧東独の人たちの所得は、旧西独の人たちの10分の1あるいはそれ以下になってしまいます。このように大きな所得格差があることは、東独から西独へ国境が開かれたときに、非常に大きな移民が生じたことからわかります。あまりにもたくさんの人が移動したので、東西双方に危険な状態が生じました。これがドイツの状況の特異さを示していると思います。ただ、西独通貨の導入により、労働者の賃金は37%、世帯当たりでは西独の60%のレベルの所得まで上がっていきました。

■ 統一の政策対応と展望

【キューヒレ】 中央集権的な計画経済を分散型の市場経済に転換をしていくには、非常に深刻な危機が伴うと思います。といますのも、この2つのシステムは全く異なった原則に基づいているからです。市場経済のコストと利益という原則に対して、計画経済では政治的な決定によりすべてが行われてきたからです。その結果として、7月西側の通貨に統一されたとき東独の工業生産は50%も落ち込み、東独の工場の競争力は、あっという間に失われてしまいました。

工業部門のリストラクチャリングは、残念ながら思ったほど成果は上がっていません。ですから、大きな課題は、東独経済がいつ安定できるのかということになるわけです。西独から東独へ所得移転を行い、加えて公共投資、民間資本が重要な役割を果たしていかなければなりません。民間資本が東独の企業を取得するには、いろいろな問題があります。まず資産評価が難しいということ、所有権が明確でないこと、またインフラストラクチャが十分でなく、特に、通信とか道路が旧東独には整備されていません。最後の問題については、今年15万の電話回線をつくると政府が約束をしています。ハイウエー、鉄道の建設も始まっています。このような措置がとられ始めたということは、投資を考えている人たちや長期的な観点からものを考えられる人にとっては、プラスになっていると思います。社会資本整備は、その地域の状況改善というメリットがあり、工場立地が容易になります。同時に、雇用機会の創出になり、所得も増え、需給バランスもよくなると思います。

連邦政府は、刺激政策をとりました。これは、投資配当とそれから特別の償却を許

すというもので、投資を行う会社は、投資総額の50%を初年度に回収できるようになっています。ただ、これだけでは十分ではありません。基本的に、旧東独の工場立地が企業家にとって魅力のあるものでなければ、何の意味もなくなってしまいます。しかし、民間資本の既存の工場への直接投資の関心については、私は比較的楽観的です。なぜかといいますと、旧西独の工業生産能力は、国境を開放する以前からフルキャパシティの状態になっています。加えて、消費者が旧東独の分増えたわけで、今の西ドイツの状態では、これ以上工業生産を伸ばすのは難しいと考えられます。というのも、きちんとした労働者が見つからないということ、それから工場用の不動産も見つからないということで、結局選択肢としては、東独の既存の工場の近代化で賄っていくことになるのではないのでしょうか。

ドイツの人たちの購買力は、通貨統一後のほうが高くなっています。加えて、この先2年間、実質所得と給料は西側よりも高いレートで伸びることになっています。西側の製品に対する東独の需要が高いことは、失業が高いにもかかわらず、市場として大変魅力のあるものとなっています。ですから、西側は、東独に対して投資を行い、市場を何とか確保しようと考えていくものと思います。

まとめてみますと、旧東独地域は、長期的に民間資本を十分に引きつけ得る、それからまた非常に重要な工業立地の場所となり得ると思います。

【前島】 東ヨーロッパ諸国というと非常に広いわけですがけれど、ドイツの例を話していただきました。それを補足する点も含めて、ヨーロッパの問題をケプケさんからお話をいただきたいと思います。

■ヨーロッパの社会的側面－3つの戦略

【ケプケ】 ヨーロッパの社会的側面に関して、3つの戦略があると言いました。これはECのソーシャル・アクション・プログラムを実行するということです。第1の戦略は、基本的な社会的権利を設定し、それから最低の労働基準を法律などで設定することを意味します。

第2の戦略は、ECの力を経済や政治だけではなく、特に社会的分野に関して拡大

をして、各国の基準の既存の労働法や協約を補足をするということです。これは、幾つかの労働問題は国内だけでは十分に対処できないことがはっきりわかっているからです。例えば、労働力の移動では、国境を越える移動があるので、国内だけでは十分に対処できません。さらに、例えば、ある国で働き、定年後自国に帰るといった状況がありますので、年金を国境を越えて払うという必要が出てきます。これは当然ECレベルで扱わざるを得ないわけです。

第3は、ヨーロッパの社会対話を強化をすることです。この社会対話は、当然労使それぞれの組織間において行われるものです。

そこで、第3の社会対話について今日お話をさせていただきます。ECは、いわゆる国家を超えた構造、機構を持っている世界の唯一の地域です。つまり、ECはヨーロッパ法を通す権限を与えられており、その法律はEC加盟国には直接的に影響を与える実効性を持っています。ということになりますと、各国の組合も、当然それに関心を払わざるを得ません。それが、欧州労連をつくった1つの理由でした。

それを頭に置きまして、欧州労連について述べたいと思います。欧州労連にはナショナルセンターが21カ国40加盟し、西ヨーロッパの全労働力の40%、4,700万人の加盟組合員がいます。まず、我々がどういうチャンネルを使ってECの政策に影響を与えるかです。基本的に言うと、まずEC委員長がまず最初の提案をいたします。提案が出ますと、それがヨーロッパ議会で討論が行われ、さらに社会経済委員会で討論します。その後、各国の首脳が集まったヨーロッパ閣僚会議で決定がなされるわけです。ちょっと簡単に過ぎますけれども、一応基本的にはそういうことです。そこで我々がどのようなロビー活動をするかということになります。

まず、非常に初期の段階で委員会や事務局内でどのような作業が行われているかということをもっとモニターしなければなりません。そして、正式提案が出る前に、まず多少のロビーイングをする。そして、正式提案が出た段階で、必ず欧州労連として正式の諮問を受けることになるわけです。その段階では、何回かの会議が行われ、我々の公式の態度の表明をします。社会経済委員会は組合代表、使用者側代表、消費者団体等その他の団体が3分の1ずつメンバーとなっています。ですから、社会経済委員会を通して、直接的に提案に対して影響力を行使することができるわけです。また、

雇用関係の常任委員会というものがあります。これも三者構成で、各国の労働大臣、ヨーロッパ使用者団体、欧州労連が入っています。この委員会は、年に2回その所轄事項の討論をします。もう一つ、ヨーロッパの使用者団体との関係があります。以上が、非常に簡単ですが、機構の説明です。

■ 社会的側面の目標

【ケプケ】 それでは、社会的側面といいますけれども、その目標というのは一体何なのでしょう。我々は社会対話を既に6年間にわたって行っています。その結果、幾つかの労使の合同見解が出ています。労働力の移動、教育訓練、新技術導入等の問題に関しては、既に合意に達しています。完全に満足できるというわけではありませんけれども、一応妥協してもよいというところまで来ているものです。団体交渉は強制力を持ちますが、これは団体交渉ではありません。強制力はないわけです。そして、去年いわゆるヨーロッパの枠組合意という欧州労連と公的部門の企業との間の一定の合意が達成されました。これは非常に重要なもので、特に、教育、訓練、再訓練、労働者の資格に関して非常に重要な合意がされました。ただ、我々はこの社会的対話に関して、これまでの結果に満足しているわけではありません。したがって、欧州労連は、最近の会議でぜひ社会的対話を4つのレベルでさらに追求するという決議をしました。

1つは、既に言いましたが、欧州労連と経営者団体のトップレベルの対話です。

2つ目は、特定の産業、例えば造船、繊維等々の分野における対話です。これはヨーロッパの産業委員会の管轄事項で、欧州労連が直接に関係することではなくなります。

3つ目はいわゆる多国籍企業のレベルです。この多国籍企業の分野は、現在非常に重視されていて、今年9月にオランダのマーストリヒトで大きな会合を計画しております。これは多国籍企業の労働問題に関して、既に合意に達したものがあり、例えばワーゲン等の会社を含めて約30ぐらいの合意事項があるわけですが、それをどう扱うべきかという話をする事になっています。

4つ目は、いわゆるクロスボーダーリージョンという地域です。各国も含むわけで

すが、その地域間の協力ということです。つまり、1つの国で働いているけれども、生活は国境を越えて違う国でしている労働者がいるわけです。そうなりますと、例えば税金や社会保障制度や通勤はどうなるかということがあります。そういう問題に対応するために、組合、経営者、地方自治団体等と手を組んで、この問題を扱おうというわけです。以上が、社会的対話の概要です。完全に満足しているわけではありませんけれども、一応いい線いっているのではないかという感じで受け取っております。

【前島】 議題の内容につきましては、もう少し具体的に午後のセッションでやっていただけたらと思います。

それでは、マクレランドさんにお話をいただきたいと思います。いわゆる協調と対立の問題、世界の協調の傾向とそれから対立の問題、これをどういうふうに克服していくかというような観点からお話いただきたいと思います。

■北米、ヨーロッパ、アジア・太平洋圏三極間の協力と課題

【マクレランド】 昨日、世界の全体像、特に裕福な先進工業諸国の状況を概括したつもりです。本日は、北米、ヨーロッパ、アジア・太平洋圏三極間の協力における障害は何かということです。協力と対立という側面を両方考えてみたいと思いますが、非常に根深い問題が1つあると思います。つまり、国家的視点と国際的視点で矛盾があるかどうかをまず考える必要があると思うわけです。つまり、国際主義と民族主義、国家主義にはジレンマがあり、我々の行動をどちらの視点から考えていくかというジレンマがあるわけです。問題は、より開放的な国の経済、そしてより世界経済に統合化されている経済ほど、その国は国際的なルールに依存せざるを得ないという状況にあると思います。

ここで、我々自ら問いかけなければならない問題は、このルールがいかに形成され確立されるのか、また、形成されたルールが変革する状況にどのように適応していくのかという点です。さらに大事なことは、このルールが国際経済というゲームに参画するすべてのプレイヤーにとって公正であるか、特に国際経済に新規に参入してくるプレイヤーにとって公正なルールであるかを検討する必要があると思います。例えば、

ルールの一例として、GATTがあります。これはまだ完全なルールとしてはほど遠いわけですが、近年、そもそもGATTの体制のルールとして考えられていたものが、今日の国際経済の状況には適合しないと言えると思うのです。国境の統制、関税や通関手続は、以前ほど貿易の障壁とは考えられないわけです。つまり、通商の障害要因は、今や内向きの民族主義的な、国家的な手続ということではないでしょうか。例えば、知的所有権、商標、競争政策や補助金等各国の内向きの政策が非常に大きな格差をもたらしていると思います。

もう一つ認識しなければならないことは、ルールの形成や改正は、国際的な規模よりは地域で行う方がたやすいということです。ヨーロッパの経験を紹介しますと、政治的・制度的・メカニズムが類似した、同程度の国家間に存在しており、もしも、EECやECが基本的な側面でかなり相違や隔たりのある国家間で形成されていたとすれば、非常に困難を伴う経緯だったと思うわけです。

この三極間の協力を達成するための大きなもう1つの障害というのは、経済の開放の度合いが違い、メリット、デメリットが違っているという事実があると思います。私見ですが、何が共通しているかと言えば、世界経済をいかに運営していくかということは、あまり大きな選択肢が与えられていないことだと思います。また、経済市場のプロセスで、より開放性が要求されていることも同じ状況にあると思います。政治的使命としては、各国が抱えているデメリットをできるだけ縮小し、メリットをより大きくしていくことだと思います。民主主義は各国の議会に根差しているわけですが、これを国際的に調整し協調させていくには、やはり純粋に国際的な観点から扱っていく必要があると思うわけです。

■ 国際的協調のルール形成－多国間ルール形成の重要性

【マクレランド】　そこで一国主義や国家的な観点を、国際的なルール形成に当たってどう適応させていくか、そのプロセス、メカニズムを取り上げてみたいと思います。OECDを例に取りますが、これはもちろん他の国際機関にも当てはまることだと思います。OECDは民族国家、主権国家24カ国が加盟しております。OECDは力も資金もありませんし、執行権というものを持っていません。とにかく、コンセ

ンサスを形成するというを基本としています。ですから、超国家的な E C 委員会、世銀、国際通貨基金、国連とは違います。私の考えでは、O E C D はコンセンサスを形成しなければ、先に進まないという状況ですが、力がないからこそ、影響力を持っていると言えると思います。もう少しこの点を検討してみたいと思います。

例えば、先進工業諸国の補助金支出や技術奨励政策を考えてみたいと思います。各国間の競争は、例えば半導体分野、航空宇宙分野等のハイテク分野で熾烈ですから、各国政府は、自国の産業に奨励金を出し競争を促進しています。各先進工業国は、同じような基準に立って同じような分野を奨励しているわけですから、お互いに競争上の優位性を獲得しようとして、対立が熾烈になってくるわけです。それでは、技術に対する政府の介入に対して「話し合い、交渉を通じて実現されるルールが必要なのだろうか」「コンセンサスを形成することを目的としたルールというものを、話し合いを通じて実現する必要があるのだろうか」という問題が出てくると思います。私は、必要だと思います。

さらに大事なことは、特に日米構造協議という問題に言及しますが、今や 2 カ国間ではなく、多国間で物事を達成しなければいけないと思います。つまり、2 カ国間で合意される協定というものも、今や地球のあらゆる国にとって大きな利害があるからです。2 カ国間の手順を多国間の手順に転換しなければいけないわけです。また、国際通貨基金 I M F も非常に重要な手段ですが、変革が必要となっていると思います。現在は、かなり短期的な視点に立って、各国の貿易収支に対処しようとしています。今までのところ、I M F は途上国の累積債務問題の解消にあまり成功していないわけです。ですから、もし日本政府が経済力を使って、I M F という場で議論を促進する、これは 2 カ国間では当然ありません。多国間という分脈において対話を日本政府が促進する、そして単に累積債務の問題を救済するばかりではなく、経済発展、経済開発の生産性を向上することがやはり重要であるということを強調することができれば、物事はかなり改善されると思います。ポーランドに対する債務問題は、単に 1 つの例に過ぎないと思います。

ただし、多国間のこのような手続が、各国の内政干渉になるかどうかということですが、もし日本政府が多国間がかかわる O E C D、I M F、その他の国際的な機関に

もっと対話を持つように働きかけることができれば、あるいはアジア・太平洋地域の新興工業諸国における労働市場についての対話を実現するために、日本政府が働きかけることができれば、非常に実り多いと思うわけです。北米あるいはアジア・太平洋の社会対話があってもいいのではないかと思います。これはすべての国がイニシアチブをとっていかなければいけないわけです。

【前島】 ありがとうございます。国際的に、非常に積極的な、非常にポジティブなお考えを發表していただいて、私どもも非常に勇気づけられる感じがいたします。それでは、早速ロバーツさんに、アメリカの立場から、こうした諸問題についてどう考えているのか、またアメリカが抱えている問題について、ご発言いただきたいと思います。

■ アメリカの産業民主主義の状況

【ロバーツ】 最初のポイントは産業民主主義についてです。AFL-CIOは1979年に大統領に対し三者構成の経済政策の意思決定の機関をつくるべきであると提案を行っています。その時カーター大統領の政権時代でしたが、このアイデアに積極的な姿勢を示してくれました。しかし、労働、政府とともに参加をして、経済政策、産業政策を民主的な方法でつくり上げていくということには、アメリカの使用者側が全然関心を持たなかったのです。

しかしそれ以降も、継続的に産業界と労働側のトップリーダーの対話は行われています。中でも、重要なグループとして、レーバー・マネージメント・グループ（労使グループ）という名前のグループを形成し、国のレベルの経済社会政策で合意できる面はないかということで、3カ月に1回ミーティングを行っています。そして、6年ほど前このレーバー・マネージメント・グループ（労使グループ）が、公共設備インフラを整備することにより、生産性をアメリカは上げるべきだと報告を出しています。また、昨年は共同で国の医療プログラムの必要性に関する報告書を出しています。ヘルスケアというのも社会問題として、共通の関心があり、労使双方がコンセンサスに達し、その結果を議会に提出する経緯となったわけです。それにより、アメリカのへ

ルス・プログラムを改善しようということを試みているわけです。

ただ、これはアメリカで当たり前に行われているわけではありません。組合にとっての結社の自由は、アメリカでは、当たり前を受け入れられている権利ではありません。法律で、もちろん保障はされていますけれども、例えば、20の州法の中で、労働者の組合に参加する権利が弱められてしまっています。レーガン政権、そしてブッシュ政権下では、直接、そしてあからさまに、また非常に微妙な形で、反労組的な影響力が行使されてしまっているのは事実です。1960年代、例えばケネディ大統領の時代、彼は、議会にも出さずに法律家と話し合いをして、憲法にそういう権利があるということで、連邦政府の職員の組合に参加する権利や団交の権利などに関するエグゼクティブ・オーダーを出していました。すなわち、政治的な環境が、結社の自由をうたっている法律に実態が伴うかどうかということに多大な影響を与え、例えば組合にとっては、組合に入る権利、組合をつくる権利なども、政治的な環境に左右されるということです。

絶対数では労働組合員数は、20年間の間にあまり変わっておりません。1,900万人の労働組合員、そのうちAFL-CIOに加盟をしているのが1,500万人となっており、20年前の1,500万人は、全労働力の35%を占めていました。しかし、今日の1,500万人という数は、労働力の18~19%にすぎません。その結果、総体的に見て、アメリカ社会における労働組合の政治力は、減ってしまったように思います。

■北米時自由貿易協定と労働組合の行動

【ロバーツ】　なぜ、このような総体的な影響力の減退が生じてしまったのか。幾つもの理由があると思います。まず、アメリカの失業率が高いということ。それからもう一つ、女性、マイノリティの人たち、それからパートタイムの労働者のファクターを考えなければなりません。それから、もう一つの問題として、貿易問題等もあり、職を失った人が増えてしまった。米加自由貿易協定に対して、我々もカナダの労働組合も反対しましたが、通過してしまいました。また、アメリカ・メキシコ自由貿易協定があり、私たちは反対をしています。これはカナダと比べると、ますます問題は深刻

だと思っています。生活水準、賃金は、メキシコのほうがずっと低いし、それから環境問題、メキシコは大変深刻なものを抱えているからです。こういった社会プロセスに参加する人たちは、低賃金の問題、生活水準が低いという問題や環境問題が関連をしていることは、少なくとも認識していると思います。

AFL-CIOはアジアの途上国、アフリカ、ラテン・アメリカにおいて、できる限りの措置を講じ、組織やAFFLI（アジア・アフリカ・ラテンアメリカ労働協会）を通じ自由な労働組合を作ろうと努力しています。それにより民主的な組織が1つ増えることは、重要なことだと思います。自由な労働組合を持つというのも、自由で民主的な社会を作ることと深く関連しています。

最後のポイントに移りたいと思います。環境運動、アメリカでは非常に重要になっていて、「地球規模で考え、ローカルレベルで行動しよう」というスローガンが非常に重要になってきています。このシンポジウムを通じ、グローバルなレベルで考える機会が与えられるということは大変重要であると思います。また、メンバーにとっては、ローカルレベルで行動をとる。つまり、自分の組合レベルで行動をとる、日本で行動をとるということであると思います。それと同時に、我々一人一人が国際的な組織、ICFTUのような国際組織やOECD、そしてEC委員会などを通じて、ただ自分の庭で行動をとるだけではなく、これが国際的な世界における社会経済政策に多大な影響を持ち得るのであるということを認識すべきであると思います。それがアメリカの組合、AFL-CIOがやろうとしていることであります。協力を高め、同時にそれを通じて経済的な水準を高め、世界の平和をつくらうと考えています。

【前島】 それでは井上さんよろしく願いいたします。

■世界市場経済と日本経済システムの見直し

【井上】 近代日本には幾つかの大きな変化がありました。第1の変化は、言うまでもなく、1868年の明治維新の革命であります。これは、イギリスが中国を侵略し、アヘン戦争を起こしてきた。あるいは、インドのセポイの反乱で、インドを植民地にしたということに対する、日本の民族的な誇りの高揚であったと思われます。し

かしながら、その時代に刻み込まれた日本の社会経済の型は、今日政治学者がいう開発のための独裁という体質を非常に強く持っていたわけです。今、私はこれを東南アジアや中国を含めて、そういうことを感じざるを得ません。

そして、近代日本にとっての第2の革命は、第2次大戦後のアメリカにリードされた戦後の民主改革です。つまり、第2次大戦の敗戦国の日本は、世界のルールの中で自らがそのルールの形成者ではなく、受け手として世界の中に適応し、その中で生きていくためには、経済でまず強くなる、経済優先主義というか経済効率優先主義を国内でやっていかざるを得なかった。しかし、それはある意味ではあまりにも成功したわけです。成功した結果がはっきり見えてきたのは、1985年、アメリカにかわって日本が世界最大の債権国になったということです。このショックで直ちに非常な円の高騰になりました。そこから、私は新しい日本の第3の革命の時期に入ったと思います。前川レポートが発表され、果たしてこれまでの経済効率第一主義、産業優先第一主義、日本はそういう生き方だけであっていいのだろうか。世界の市場を、ガット、IMFというアメリカがリードしてつくり上げてくれた世界のルールに乗って、とめどもなくアメリカとヨーロッパの市場をとっていき、世界の経済の均衡を破壊していく。果たして、そういうあり方だけでいいのだろうかという問い直しが始まったのだらうと思います。

最近のクレッソン首相の発言を我々は大変遺憾に思いますが、それは日本に対する世界の焦り、あるいはフラストレーションを表現しているものだということを、我々は厳しく受けとめる必要があると思います。しかしながら、日本の変化は急速です。労働組合は統一され、連合が掲げたスローガンは、「ゆとり、豊かさ、社会的公正」、そして内需によって主導された日本経済のあり方でした。政府は前川レポートに続いて、1988年経済運営5カ年計画を発表し、労働時間短縮を含む内需主導型経済への転換を打ち出しました。そして、昨年1990年の夏には、産業主導の経済をつかってきた通産省自身が生産者優先から生活者優先の経済へ切りかえなければ、日本は長く国際化時代に生きていけないということを明示しました。そして、つい1週間前、経済企画庁の2010年を展望した長期展望委員会は、これからの日本のあり方のメッセージとして、人間、地球ということを軸にした、世界の中に溶け込み、世界と融

和していける日本のイメージを打ち出しています。日本はこれから地球市民として生き、地球市民の国として世界との間に新しい協調関係をつくること、すなわち、これまで与えられた国際的ルールを受け手としての役割だけではなくて、自らが新しい世界のあり方に対して参画し、責任を持ち、自らの構想力を持って挑んでいく時代に入ったのだらうと思われます。国内の改革、国際の改革の責任を我々は負っていると思われます。

【前島】 どうもありがとうございました。
それではパーシーさん、よろしくお願ひします。

■世界市場経済へのアプローチとしての開発の問題

【パーシー】 本日、パネリストの方たちから出てきた非常に豊富なトピックには結びつきもあると思ひます。私としては、このテーマの中の一、二を取り上げ、日本国内の組合戦略、また国際的な組合戦略につなげていきたいと思ひます。まず、和泉さんが指摘した開発の問題ですが、和泉さんは私たちが確かに発展途上国に援助しなければいけないが、同時に発展途上国自体が考え方、心がけを変えていかなければいけないとおっしゃったと思ひます。そして、条件を確立しなければいけない。国際的なアプローチ、援助、開発における協力のためには、条件を設定していかなければいけないとおっしゃったと思ひますが、ある意味では、条件は既にあると思ひます。マクランドさんがおっしゃったと思ひますが、例えばIMF、世銀という機構を通じて、貿易収支や債務問題について条件が提示されているわけだす。こういう条件により、発展途上国が国際市場経済に溶け込んでいくという必要性を感じるようになっていくわけだす。

それから、キューヒレさんから、中央ヨーロッパについての状況が言及されましたが、以前は中央計画経済であったものが、市場経済に融合していくためには、社会的なコストやその他の代価が非常に高いという指摘がありました。特に、労働者にとっての代価が高いと、そして提示されているオプションを指摘なさったと思ひます。大部分の国には、ドイツのような統一、つまり旧東独が国際経済においても最も富める

西ドイツと統合できるようなオプションが提供されていないわけですから、コストが高いということが指摘されたと思います。これは発展途上諸国における市場経済の発展と自国の経済の発展が、お互いに適合性があるかどうかという問題にもつながっていくと思います。

■ 経済統合と労働組合の課題

【パーシー】 ケプケさんとロバーツ博士から、国際経済統合、ヨーロッパとアメリカの場合が指摘されたと思います。ヨーロッパは、世界で一番進んでいるという指摘があったわけです。EC12ヵ国で域内市場をまず形成し、統一市場を実現した時点には、さらにヨーロッパ経済地域というものを東欧諸国も含めて運営していくという構想が描かれたと思いますが、ロバーツさんは、北米の自由貿易圏についての言及があったと思います。こういった状況で労働組合にとって問題となるのは、より自由な開放された物質的な便益というものが、やはり危険性としてある社会的代価よりも大きいということではないかと思います。

ケプケさんから、ヨーロッパにおける制度的なプロセスの説明がありましたが、これはまさに労働組合が指導した努力の例ではないかと思います。ロバーツさんからは、北米におけるプロセスでの弱点、危険性が指摘されたと思います。労働組合が活動していく経験において、市場経済における平板化の状況にうまく対応していかなければいけない。政府によって抑圧されないにしても、下降傾向にどうしてもならざるを得ないということが指摘されたと思います。

■ 国家主権と協調の課題

【パーシー】 マクレランドさんの話にもう1度戻りますが、国家の主権と国際的な権威をうまくバランスさせることができるかという話があったと思います。国際機関、国際組織が非常にダイナミックな市場経済を取り込み、一方では、制度的な枠組みとしての国家レベル、この2つの均衡をとることができるかどうかという話であったと思います。つまり、労働組合における課題も、新しい世界の市場経済という統一の経済に対処していくことができるかどうかという問題が提示されたと思います。多

くの国、特に発展途上国の労働組合では、これはまだ関心の範囲内に入っていないわけです。つまり、国内干渉を行い、通商あるいは投資の差別をしないということに焦点が当たっていて、社会的な権利にはあまりまだ焦点が当たっていないわけです。また、不公平、不平等をできるだけなくしていくことが問題となっているわけですが、この国家間の不平等の問題というものが、まさに過去12カ月の中東の危機、あるいはアフリカの飢餓の問題、あるいはユーゴスラビアの民族対立の問題の根幹をなすものかどうか、問題になると思います。市場経済あるいは非常に質の高い国際機関も、この問題にはまだ十分対処していないし、特に、質的な内容について、十分考え尽くしてないと思います。

■日本の労働組合の課題

【パーシー】 井上さんが日本の立場、つまり、国内的にはグローバルな市場経済において受け手であった、そして今のところは国際的なメカニズムで効果的な与え手の手段が欠けていたのではないかとおっしゃいましたが、これは私も同じように思っております。

また、前島さんからも言及があったと思いますが、日本の労働組合がしなければいけない役割、その他の国に話しかけ、働きかけていかなければいけない内容というのは、非常に多くあると思います。社会のメカニズムを世界の市場経済に合わせた形で形成していくためには、大事な要素が何であるか、今まで日本の労働組合が何をしてきたか、また労働組合から見て、日本の社会は何を批判すべきかということも、やはり盛り込んでいかなければいけないと思います。

辻村、島田両先生の問題提起がありました。果たして労働組合が今後とも経済効率、効率至上主義という原則をとるのが賢明かどうかということです。もっとゴールを広げるべきではないか。もちろん経済効率は大事です。物質的な豊かさをもたらしてくれます。そして、地球を見回すともっと多くの物質的な充足が必要です。ただ、一方では、やはり経済社会体制で、人間的な社会的な側面に重点を置いている体制もあるわけです。つまり、総体的なメカニズムをどのように構築することができるだろうか、我々すべてのゴールを達成できるメカニズム、環境問題も対処できるメカニズムをど

のように確立できるだろうかという問題があると思います。

【前島】 どうもありがとうございました。

それでは、どうぞお二人に限ってご質問を受けますので、お手を挙げていただきたいと思います。

■会場からの質問「社会的対話と労働力移動について」

【小浜（航空同盟）】 航空同盟の小浜と申します。社会対話の中で、労働力の移動について合意がされたということですが、その内容についてケプケさんお伺いしたい。

【ケプケ】 非常に簡単に言います。

ETUCで、これまでのところ約15の国境を越えての合意があります。例えば、フランスとスペイン、それからベルギー、オランダとドイツ、それからルクセンブルグ、フランス、ドイツ、スイスの南部、それにオーストリア、イタリア、こういう合意に達した地域が15ほどあるわけですが、地域によって問題が違います。

例えば、ベルギーとオランダとドイツの地域における合意事項ですが、ここでは、共通のいわゆるレクリエーション・エリアがあります。これは、国境を越えたレクリエーション・センターです。ですから、レジャー施設等を3カ国で共通で開発しようというわけです。道路も共通につくる必要があります。そうしますと、各国の政府の仕事ではなくなり、また、地域社会、地域政府がやるわけにもいかない。そして、組合としてもレクリエーション施設ですから、非常に関心が高いところです。こういう状況にあったわけです。

もう一つの例で、スイス、フランス、ドイツの地域ですが、ここでは2つほど計画があります。1つは汚染の問題です。これはフランスの鉱山が発生源になっている河川の汚染があり、これがライン川を通って最終的にはオランダから北海に注ぎます、幾つかの国を汚してしまうわけです。そのため、各国の組合がこの汚染を減らすために話し合い、合意がありました。それから、スイスとイタリアの地域では、アルプス

を越える自動車の交通問題があり、1国では対処できないためヨーロッパ全体の問題になったわけです。こういう例があるということで一応よろしいでしょうか。

実際には、討論をしたり協議をするという段階に今進んでいて、具体的にこういう合意ができたということは、まだありません。そういう合意を達成しようとしているプロセスにあるということをご理解ください。

【前島】 では、もう一人ございましたら、早速、続けてご質問をいただいてから、こちらで続けてお答えをいただくようにしたいと思います。

どなたか、ございますでしょうか。

■会場からの質問「途上国への援助協力とその条件」

【伊勢（一般同盟）】 一般同盟の伊勢と申しますが、幅広い立場ということから、パーシーさんにお伺いしたいと思います。世界の安定のために、東側あるいは発展途上国への経済援助、技術協力が不可欠だと思います。これらの国々のうち、多くは、例えば軍事予算が突出していたり、あるいはバルト三国や天安門事件に見られるように、いわゆる人権問題を抱えていると、こういった国々に対しては、我々の自由と民主主義の労働組合の立場から援助協力は控えるべきであるという考え方があります。一方現在の段階では、これらの国々の大衆が政府の立場を変えさせるにはあまりにも無力です。そうしますと、世界の安定も望むこともできないといった矛盾があるわけです。こういった状況を打開するために、また国際協力を推進していくためにも、労働組合としてどのような基準を打ち立て、あるいは行動をすべきなのかについてお伺いしたいと思います。以上です。

【パーシー】 経済援助をする場合、それに条件をつけるべきであるか、人権、組合権を守っているかを条件にすべきであるかと言っていいでしょうか。そして、その点に関して、政府をどの程度動かせるか。そして、動かせないとしても、組合としてはどのような基準を持つべきかということになりますでしょうか。ICFTUとしては、経済援助は条件がつけられるべきであり、人権、組合権を条件とすべきであると

いうことであります。まず人権、組合権が乱用されているところでは、どうも政府自体が国民に責任をとるような政府になりにくい。したがって、経済援助をしてもむだになってしまう可能性が非常に高いということです。例えば、人権を守るためには、独立した裁判権が必要です。その独立した裁判権がないところでは、同時に例えば民間の企業家が商業上の契約を利用するができなくなります。人権と商業上の活動との間に関係があるわけです。ですから、2つの議論があることになります。1つは道義上の議論です。それが我々として大きな問題です。同時に、2つ目の議論として、政府や使用者にとっても、組合権や人権を守るということを条件にしたほうが良いということは、これは経済的効率性から考えても意味があるんだという議論になるわけです。

また、こういう基準というのは既に存在をしています。いわゆる世界の人権読本というようなものです。国のいわば価値観を外国に輸出するというのではなくて、例えば国連で採択された基準が必要なのです。特に、この中で2つの条約が重要文書で、ともにILOの条約です。87号条約が1つ、これは結社の自由に関するもので、組織権が入ります。それからもう1つが98号条約、これは団体交渉権をめぐるILOの条約です。これは組合権を保障する、それから市民が自分の好む組合に参加する権利を擁護する、そして団体交渉をする権利を擁護しているわけなのです。こうした権利が保障されていれば、それに基づいてその他の民主的な権利は達成することが可能だと感じているわけです。組合が自由に活動できれば、表現の自由や自立した裁判権は、そこから発生します。ところが、結社の自由がないとだめです。だから、結社の自由を重視するわけです。

それから、特に南アのアパルトヘイト反対の闘いについて少し考えていただきたいのです。これは、当然人権を擁護する闘いがあるわけですが、これは実は自由なる黒人の労働組合がその運動の先頭に立ったという事実があるのです。さらに、これを実行するためには、2つの原則が必要です。1つは、国際条約や国際文書に諸国が参加することが必要です。例えば、援助計画に関しては、ヨーロッパとかつての植民地との間に、ロメ条約があります。最近になって、ロメ条約の中に、例えば、援助する場合には、これだけの条件を付すべきだということをやっと入れることに成功してきて

います。ですから、こうした原則を国際条約の中に組み込む必要があります。

それからもう1つ必要なのは、その問題が起こった場合の処理手続です。ただ、極端な場合には、当然援助中止がありますが、援助中止をするぞという脅威を与えることのほうが、実は効果が高い場合があります。完全に中止してしまっただけでは、かえって効果を持つことができなくなるということがあります。国内法を変えるということも考えられます。最終的に全然協力しないということがわかった段階で、完全に中止をするということでもあります。ですから、条件をつけることに全く賛成です。

【前島】 ありがとうございます。

労働組合の課題、人権、社会的権利の問題、環境問題や援助問題にどう対応するか、効率の問題をどう考えるか、どのように対応するか。こういった問題は、午後のセッションでもっと深めていただくことができると思います。きのうの論議を発展させて第2部のパネル・ディスカッションに繋ぐという意味で、幾つかの問題をクローズアップすることができたと思います。

パネルディスカッション第2部
「労働組合の役割」

パネルディスカッション第2部「労働組合の課題」

■ 4つの落とし穴－戦争、開発、人口、環境

【初岡 昌一郎（第2部司会・姫路独協大学教授）】 25年ほど前に、アメリカの非常にすぐれた経済学者であり思想家でもあるボールディング博士が、今後の我々の文明の行く末には4つの大きな落とし穴があると指摘していました。第1は戦争の落とし穴、第2は開発の落とし穴、彼は既にそのときに南の諸国の開発が容易ならざる、恐らくこれらの諸国が先進国に追いついていくことは不可能ではないにしても、極めて困難だという開発の落とし穴を指摘しておりました。第3は人口の落とし穴、人類は数十万年かかって53億人に達したわけですが、既に予測されてますように、今のペースでいくとあと60年で倍加するという、すごいスピードの人口の増加。第4は、以上のことの結果として、資源、環境というエントロピーの落とし穴が待ち受けている。ボールディング博士の予言した困難、落とし穴は依然として20世紀の終わりを迎えた今日も、大きな落とし穴として我々の前に立ち塞がっていると思います。

ただ、25年前と今日と全く違う状況も生まれていることは事実だと思います。労働組合運動にとっては、25年前存在した政治的、イデオロギー的分裂が、急速に改善されつつあるという展望だろうと思います。現在、国際自由労連、あるいは我々が信じている自由な労働組合運動とは異なるモデルは、事実上なくなってしまったと思います。

また、今日ほど民主主義、自由、人権を求める声が高まって、それが世界的な大きなうねりになっているという時代はないと思います。そして、民主主義や自由や人権の価値について、基本的に挑戦する思想は存在しなくなった。しかしながら、今日、自由、民主主義、人権を享受している世界50億の中の多くの人たちはそれらが依然として希望の段階にとどまっていることも事実だと思います。こういう新しい状況の中で、各パネリストの皆さんから、それぞれの立場で自分の国の労働運動、ヨーロッパレベルでの労働運動、国際労働運動の将来の課題、挑戦について語っていただき、日本の労働組合運動についてもアドバイスや要望があれば、その関連で触れていただきたいと思います。

【初岡】 先ず、キュッヒレ博士どうぞ。

■ドイツの労働組合の課題－東西ドイツ統一とヨーロッパ統一市場

【キュッヒレ】 ドイツの組合は、2つ大きな課題を抱えています。東西ドイツの統一とヨーロッパの統一市場です。

ドイツの労働組合は、ドイツ全土においてきちんとした統一された社会水準が満たされるようにしていかなければなりません。旧東独は低所得であり、西のレベルまで引き上げていかなければならないと、労働運動は基本的に考えています。ですから、賃金協定により、3～4年の間に100%西のレベルに合わせるということが行われていくと思います。ただ同時にこれは、生産性よりも賃金上昇のペースがずっと速くなってしまふというデメリットもあると思います。これは大きな問題で、現在移行的措置として、賃金に対し補助を行い、ジレンマを解決しようとしています。また、東側の労働者は、失業という今までなかったことを体験しています。旧東独の工場の近代化・合理化の過程で余剰労働力の発生により、失業は増えていくでしょう。組合はそういった中で、社会的なカストロフを防ぐため従来の方法とは違った対応を考えていかなければなりません。

例えば、東欧諸国に資金を融資し、旧東独から東欧への輸出継続や現在の生産レベルの維持を図り、公共投資により、非常に深刻な環境公害問題、住宅問題を解決していかなければなりません。この措置を通じ、雇用機会が新たに創出されると思います。また、従業員の3分の2が失業するような国営企業の民営化をすべきではないと組合は考えています。これについて雇用会社方式をとり解雇せずトレーニングなどを行って、他の仕事ができるようにするという案も出ています。

全般的には、組合の役割は、これからの必要とされる構造変化のマイナスの影響をなくしていくことにあります。また組合は、経営者による組合員に対する違反事故等が生じないようにしていかなければなりません。

それから、統一による非常に大きな税負担があります。西ドイツは東に対して、継続的に年間1,000億ドルの投資をしていかななくてはなりません。これは、旧東独の

GNPの半分に相当します。この負担をどうやってファイナンスしていくのかという問題があります。組合は、一般的には増税反対です。しかし、この件に関しては、連帯が必要であるとの観点から所得税増税もやむを得ないのではないかと組合は考えています。

今月所得税が7.5%、鉱物、石油、たばこ税、他の消費税も上げられますが、統一による負担が社会的に公正な形で配分されなければならないと我々は考えています。ですから、高所得者への課税増等の方法が必要と考えていますが、なかなか実現しておりません。公共のファイナンスでも、労働組合がきちんとコントロールをして、この難しい時期を組合が乗り切っていかなければならないと思います。

もう一つの大きな課題は、ヨーロッパ統一市場です。組合側は、賃金の高い旧西独から旧東独、それからまたECの南の低賃金諸国に生産設備が移されてしまうのではないかと恐れています。ただ、その恐れはかなり過大になっているのではないかと思います。国際分業や海外直接投資のパターンからもわかり、経験的理論的にも言えますが、我々の資本投資はインドやその他の低賃金地域には行かず、今まででも米国やフランスなどの高賃金地域に行っています。それは直接投資がただ単にコストを重視しただけではなく、マーケットを重視して行われてきたからです。資本直接投資は、その後の輸出に結びついていかなければならない。ダイナミックに成長している市場であれば、外資にとっては魅力的なところになるのではないかと思います。

【初岡】 それでは、ロバーツさんいかがでしょうか。

■労働組合の国際的役割

【ロバーツ】 日本は大変豊かな国です。そして、世界でも有数の労働運動を持っている。ですから、皆さん方は、日本国内の労働者の生活を守っていくという責任のみならず、自由そして人権が守られている地域をさらに拡大をしていく責任があると思います。

ICFTU、OECD-TUAC、ILO、国連等の国際的な組織を活用して自由な国々を増やしていく、そして人権が尊重をされている国々を広げていく必要があります。

ます。加えて、一方的なやり方をしないで、他国ベースで行っていくということが有効なのではないかと思えます。AFL-CIOはアジア、ラテン・アメリカ、アフリカに対して組織を通じて協力をしています。東欧もしかりです。これは、2カ国間ベースの協力です。

またドイツではDGBの活動に加えて、フレドリッヒ・エーベルト財団がドイツ国外の第三国の労働組合の支援をしています。「地球レベルで考え、ローカルレベルで行動せよ」と言いましたけれど、それに加えて、皆様方の組合、それからまた労働組合の連合体に国際的に行動することもお願いして、終わりにしたいと思えます。

【初岡】 キュッヒレ博士、ロバーツ博士、どうもありがとうございました。

これでドイツ及びアメリカからの発言があったわけです。今度は井上さんをお願いしたいと思います。

■「ゆとり、豊かさ、社会的公正」の背景

【井上】 今、日本の置かれている位置は、通常国内で考えるよりも重大なところに来ていると思えます。そういう意味で、日本は1985年以来、新しい大きな時代の変化をつくり出す義務を負っていると申し上げました。前川レポートや通産省のレポート、そういうものが連合がもともと主張してきた「ゆとり、豊かさ、社会的公正」という大きな流れに沿って進みつつあることを我々は歓迎するものであります。

連合が「ゆとり、豊かさ、社会的公正」を強く主張するようになった基本的な認識は、戦後の経済効率を軸にした日本経済社会のシステム全体の成功の陰に、経済が発展すれども勤労者のゆとり、豊かさが満たされない、あるいは社会的公正が確立していないということです。最近の野村証券等大手の会社の腐敗行為は、経済の発展と社会や労働組合の役割をもっと重視していかなければならないということを我々に自覚させるものです。

さらに、目を転じてみれば、日本の経済の発展は、自由な多角的貿易システムのもとで、日本の産業がとめどもなく世界進出した結果であり、そこにも実は限界がでてきているのではないかということです。日本の1人当たりGNPはヨーロッパやアメ

リカの水準を超え、おそらく今世紀の末には、E C、アメリカ、日本という経済圏がほぼ近い経済水準にまで達するという展望の中で、国際的なかわり方についても問いただされているという自覚もこの「ゆとり、豊かさ、社会的公正」という中に、私はおそらく潜んでいるのだろうと思います。

■ 連合の運動と国際問題

【井上】 連合の運動のここ二、三年の展開は、「ゆとり、豊かさ、社会的公正」を基調として、2つの基本的な手段、すなわち1つは団体交渉を通じる運動、もう1つは、制度・政策の分野の改革を求める全国的運動を通じて推進されてきました。賃金は、長い間の経済の発展の中で、十分に公正な分配が実現されていないという視点に立って取り組まれてきましたし、特に長い間停滞していた労働時間短縮は、2～3年の討議期間を経て、今春の賃金交渉から、大きな次の第1歩を踏み出したと理解しています。

連合の制度・政策の運動についても、注目すべき面があります。これは、ナショナルセンターが単独で、自らが政府に対して申し入れるという形式的な側面だけではありません。連合の制度・政策を決める過程は、たくさんの会議の積み上げから具体的なテーマについて結論を求め、さらに全国集会で確認するというやり方で進められます。そして、採択された連合の制度・政策要求は、首相あるいは各省に対してまとめて申し入れると同時に、各個別の省庁との交渉も持たれます。

特に、国際問題については、労働組合最高指導者会議を背景にして、TUACで採択された声明に関して、必ず連合を代表する責任者が政府に対して毎年この申し入れを行い、実行を求めています。さらに、この連合の制度・政策の運動は、今確立しつつある地方連合により担われ、申し入れられ、各地域に対してもアピールする。すなわち、団体交渉と制度・政策という2つの手段をフルに使うように目指しているわけです。

国会のレベルでは、連合は社会党、民社党、公明党、社会民主連合の四野党を軸にして、制度・政策の具体化をさらにロビー活動として実行していますし、参議院に関しては、連合参議院があります。また、近年もっと広い視野からの新しい政治、労働

者や労働組合が待っている政治を実現するような方法はないものかということについて、連合の中でも今議論が進められているところです。

■連合の課題

【井上】 つまり、日本が国内的に大きな転換点に入ると同時に、世界的にも新しい役割が求められていることについて、今、いろいろなやり方で連合としてさまざまな新しい努力を開始したわけです。また、連合のこれからの課題として一番大きな労働時間短縮だけではなく、日本の社会の変化に見合って、男女雇用平等を含む、性差別の撤廃運動、あるいは高齢化社会の中で、高齢者の雇用や福祉を高める運動があり。職場の中でも、仕事の中に喜びや生きがい求められるような「労働の人間化」という視点も、これから徐々に具体化していかなければならないだろうと思います。

そういう点で、次第に今成形されつつある連合の新しいスタンス、国際的なコンテクストを考えてみますと、自由で開かれた日本の社会をつくっていくこと。そのために、多角的で自由な国際経済関係を維持していく中に、日本も共同の責任を担っていかなければならないという視野を持っているということです。その点から見ると、ウルグアイランドは必ず成功させなければならないのだろうと思います。

連合の近年の動きについて申し上げましたけれど、産業効率優先主義から人間中心の社会や経済へと、日本の全体のシステムを一步步改革して積み上げていくことが21世紀に向けての今の連合の課題だろうと思います。

【初岡】 今、最初に主要な工業国の労働組合からの3人の参加者に、それぞれの立場、非常に関心のある発言をいただきましたが、次に、この問題を地域的なパースペクティブの中で見てみたいと思います。

ここには、ケプケさんと和泉さんという、最も今ダイナミックな動きをしている2つの地域の労働組合のグループの代表者がいらっしゃいます。過去20年間における国際労働運動の中での最も重要な発展の1つは、欧州労連（ETUC）の結成にあったと思いますが、「ヨーロッパレベルでの労働組合の課題と今後」ということについて、最初ケプケさんからお話をいただきたいと思います。

■ E T U I の役割

【ケプケ】 E T U I では、20ほどの国際的なリサーチ・プロジェクトが進行中です。日本にも関係のあるプロジェクトで、組合の機構の変化に関し、特に将来の組合員の変化に関連して研究をしているものがあります。これは将来、非常に重要な要因になると思います。といいますのも、各国で組合組織の中に高齢化が進んでおり、組合で若者を組合員にすることを考えた場合、彼らは組合支持政党をどう思うか、それから組合をどう見ているかということはどうしても考えざるを得ません。

もう1つの課題ですが、これはE T U I とこの連合総研との間の関係強化であります。つまり、2つの研究所でただ単に、ヨーロッパだけではなくて、ほかの国々の経験をも比較研究にさせていただきたいのです。現実的に、これから具体的にどうやるかということを経に合意しました。

■ 欧州労連の主要課題－社会的対話強化、E C 条約、社会条項の導入

【ケプケ】 それで次は、欧州労連に関してですが、3つの主要課題があります。まず第1、ヨーロッパ社会対話を幾つかのレベルで強化をするということです。政府レベル、多国籍企業レベル、職場レベル、あるいは地域、国境を含んだ地域レベルにおいてです。次に、これは最近執行委員会でもここ6カ月間の課題として決められたのですが、E C 委員会から社会的問題に関していろいろな提案が出ていますが、それが時間内に適宜実行されることをここ数カ月間にわたって監視するということです。そして、現在交渉が進行中であるE C 条約がどうなるかという、これを見守るということです。これが課題としての一番大きなものであります。

それでは、その中で最初のものに移りますが、実は5つほど、現実的には法案というふうを考えていいものがあります。一つは、パートタイマー、契約労働者などの労働に関するものです。これに関して一番重要な点は、例えばポルトガルの労働条件がドイツやデンマークなどとほぼ同じになる必要があるということです。つまり、これはソーシャルダンピングを防ぐために、ほぼ同等の労働条件を確立するということです。それからもう1つは、労働時間の編成の改定です。例えば夜間労働、シフト労働、

さらに超過勤務の制限ということに関してです。3つ目が、非常に重要なもので、妊婦の保護です。4つ目が、いわゆる雇用契約の標準化です。最後が、ヨーロッパ企業と言われている企業間の情報協議です。先週ですが、このうちの2つの法案が既に一応閣僚会議でもって同意を見ました。1つは、一番最初の問題の安全衛生に関してでした。それからもう1つ、同意を見たのは、雇用契約の標準化に関してです。

雇用契約の標準化に関しては、来年の年末までにはE Cの労働者はすべて、いわゆる雇用者側に対して書面での雇用契約を求める権利を有することになります。これは、ほとんど例外がありません。要請があると、経営者側は2カ月以内に労働の中身に関してのタイトル、技術のレベル、契約期間、有給休暇、労働時間、基本的な当初の賃金云々が明記された書面による雇用契約を提示しなくてはならないということになっているわけです。これが重要なのは、特に、臨時工も、正確に自分の雇用条件がわかる、これがわかれば裁判所に訴えることができるからです。これがないと、経営者側にとって非常に議論が楽になるわけです。ですから、非常に現実的な意味がE Cに関してはあるわけです。それからもう1つ、労働者の協議権に関する非常に重要な法案です。この協議権に関する法案の実質的な例は、ある企業が各国に子会社を持っている場合、その労働者の代表がヨーロッパに集まって、1年に1回、あるいは2回、本社の経営者といろいろな問題を協議するということです。これはいわゆる参加ではなく、情報提供と協議です。これまでいろいろな国で国内での協議、あるいは情報提供が行われましたが、これは国外に出るとなかったわけで。ですから、一国の経営者は、他国、隣国であろうとも、何が行われるかに関しては、全然情報提供の義務はなかったわけです。それが変わるわけですから非常に重要です。そして、その会議・協議のための費用は、一切会社が負担すべきことになっています。しかも、これは雇用従業員1,000人以上の企業はすべて、そして2カ国以上で操業を行っている企業は、すべてこれが適用されるわけです。

必ずしもそうなりませんでしたが、我々の要求では、まず経営者側と労働者側が協約に同意すべきだということを考えておりました。協約が同意できなかった場合、自動的にそれに変わるメカニズムが直ちに発動するということがあったわけです。ですからこれは、すべての企業を縛る法律を望んだわけではありません。

個々の企業が自主的に交渉することができるのですが、それが失敗した場合には、こういうメカニズムがあることを言いたかったわけです。今年いっぱい、この法案がぜひ通過してもらいたいと思っているところです。こうなりますと、組合の国際的な協力は一気に高まることになります。

最後の論点になりますが、これまでのところは、EC条約に生来のものとして存在していた政治的に非常に難しい状況がありました。EC条約は、経済条項、金融条項に関していろいろ書いてありますが、社会条項に関してはほとんど触れるところがありませんでした。しかも、ECのコミッショナー、ドロール氏も、その条約に書いていない限り、何も権限を発揮できないわけです。

したがってEC条約にいわゆる社会条項を大いに導入して、大きなネットを張るといふことなのです。そして同時に、その中で多数派を構成したいと思っています。これまでは、それがうまくいきませんでした。つまり閣僚会議では、すべての決定が全会一致でなくてはならなかったわけです。そしてECの政治状況、特にイギリス政府は今でも反対なのです。閣僚会議では、1カ国でも反対するとだめだったのです。それをやめて、絶対多数ならば決定に達することができるという形に条約を変えたいわけです。幾つかの国は、既にそのアイデアに賛成をしています。社会条項の拡大に関しても、かなりの政府が賛成をしてくれています。それがETUCの課題であると言っていると思います。

【初岡】 ケプケさん、非常に正確な示唆に富むお話をどうもありがとうございました。当初、和泉さんを考えていたのですが、もしお許しいただければ、マクレランドさんにまずお願いできますでしょうか。

■ 90年代世界の労働組合の役割－参加の重要性

【マクレランド】 私の視点から、連合を含めた労働組合の役割、90年代の世界における役割をお話ししたいと思います。

高度先進諸国や経済統合が進んだ国では、国際経済の枠組みは他国が加盟する国際機関、例えば、IMF、GATT、OECD、ILOなどによって形成確立されてい

ると思います。また、ECもしかりだと思えます。こういった複数の国々が加盟する国際機関は、今までのところ統合が進んだ世界経済の対立、誤解、障害を十分排除することに成功していません。ですから、労働組合を強化する必要があるわけです。

4つの課題があると思えます。まず1つは民主的で、十分責任のある対抗勢力となるということ。従来国内で展開してきた労働組合運動を国際的に拡大し、開放的な経済体制、国際的なレベルでの対抗勢力とする必要があると思えます。

第2点として、世界経済のルールが各国政府間で交渉されているわけですが、ルール形成過程に労働組合が参画し、組合が適切な競争条件という社会基盤を十分確立する必要があります。社会民主的な世界市場を、真の意味で実現していく。リベラルで、保守的な市場経済ではいけないということではないでしょうか。

第3点目として、我々労働組合は、対話を促進し、率いていかなければいけない。各国政府に対して、市場中心の相互依存性が社会的に非常に大きな帰結をもたらすということを納得させなければいけない。もちろん、社会的に大きな問題が出てくれば、国民は抵抗します。ですから、私たちが社会対話を各国国境を越えた国際的レベルにおいて、また、アジア・太平洋などの地域レベルにおいて進めていかなければいけないと思えます。特にアジア・太平洋地域では多国間ベースの国際会議を開催し、将来の政策、アジア・太平洋地域の市場統合を話し合うということが望ましいのではないのでしょうか。もう1つの例は、多国籍企業に関してです。既に国際的なルール、望ましい慣行、組合が支持する望ましい就業慣行が、一部では確立されていると思えます。これをどう具体的、効率的に実施していくか。今年の12月OECDの多国籍企業活動に関してのガイドラインをどう実施していくかという会議が予定されています。連合、その他すべてここにいる一同が新しいイニシアチブをとって、この会議に出席する必要があると思えます。

最後の4番目の課題ですが、やはり調和、国際協調が我々の間で必要であるということ。国際的な競争を離れ、我々組合員すべての基本労働条件、労働時間、職場の安全衛生、社会手当、年金制度等すべてを含んだ基本的な労働条件を確立していく必要があります。そうでなければ、社会的なダンピングに対する批判が沸騰してくると思えますし、輸出に関わる問題も出てくると思えます。ですから、この問題が解消

されない限りは、閉鎖的なブロック化というものが起こってしまい、これを防ぐには、私たち自身が社会労働条件を調和化していかなければいけないと思うわけです。大事なことは、均衡のとれた国内消費の伸び、成長を見守っていくということではないでしょうか。

【初岡】 非常に明確で興味深いご発言ありがとうございました。

今後の国際労働組合運動の課題は、もはや東西関係になく、南北問題にあることは、もう明白だと思います。このシンポジウムには、残念ながら第3世界、開発途上国の労働組合の声は反映されておりませんので、和泉さんにご発言の中で多少含んでご発言をいただければと思います。

■ アジアの課題－人権・労働権を守る

【和泉】 昨日の午後から、何回か発言をさせていただいた中に、警告的なものもありました。例えば非常に危険な兆候のひとつに、労働組合の結社の自由の問題に対して、個人の自由が労働組合を攻撃する経営側の武器に使われ始めていることがあります。労働組合としては、結社の自由と個人の自由という問題についていつでも対応できるような準備をしてもいいのではないかと思います。

それからもう1つは、やはり人権、労働組合権。これまで共産圏の世界について我々はこれを語ってきたわけです。開発途上国では、この問題が再びクローズアップされつつあります。また、労働運動の大きな流れとして、国際自由労連を中心にして国際的に大きく労働者が結集しつつある一方、民族主義や宗教に基づく分派的な行動が途上国にはびこってきています。このことが、その国の労働組合の統一の大きな障害になっていると同時に、分裂を助長し労働者側の力を弱めているという特徴的なことも少し言ってきました。

アジア地域では非常に工業化が進んでいます。政府、経営者は、最近目立った動きとして、工業化政策の過程で労働組合を邪魔者だというような見方を強めているような感じがしてなりません。最近、極端に取られたケースとしては、タイがあります。インドネシアやフィジーでもありました。政府が法律、強権によって、労働組合の力

を抑えつけ支配下に置く、そういうような動きをますます強めてきているのではないかと思っています。例えばILO条約、アジアの平均の批准数は20前後です。その20も、結社の自由や団体交渉といった、87号条約、98号条約が全然批准されていないケースが特徴的です。そういった意味では、アジアの労働運動の立場からしますと、基本的な国際労働基準を政府に批准させ遵守させる、その努力が今最も求められてきていることではないかと考えます。ただ、そのためには労働組合の力がなければいけません。ICFTUは、常々自由な労働運動とは、いかなる外部勢力からも独立した労働組合によって構成され運営されるものであると言ってきました。アジアの中では自由な労働組合は、政府、軍部、経営者等から完全に独立することが非常に難しい面があります。

政治と労働組合の役割分離、相互の独立について、いま少し国際労働運動、あるいはアジアの労働運動として、考えていかなければならないと思います。アジアでは一国にナショナルセンターが幾つもあることが珍しくありません。いわゆる分裂の根幹は、共産主義に起因した面も随分あったわけです。その危険はなくなってきたわけです。今度は私どもとしては、統一への大きな方向を目指すことが大きな課題になっています。

政府が人権や労働組合権を無視していくような場合に、国際労働運動として何ができるのか、あるいは国際的な制裁はどのようにしたらいいのだろうかというようなことが出てきます。いわゆる国際協定や条約の中に、人権や労働組合権の問題があまりはっきりと盛り込まれていないという現状にあります。国際労働運動としては、人権や労働組合権の遵守を挿入していくことを現在主張をしているわけです。また、社会条項、いわゆる国際的に受け入れられている基本的な労働基準については、全締約国は守る義務があることを我々としてはもっと強力に進めていかなければならないと思います。少なくとも一定の国際労働基準が確立された上で、公平な国際貿易や国際的な約束ごとが実行されていくというようにすることが、非常に大事になっていると思います。

産業がアジアで非常に発展するに従い、労働災害も非常に多くなってきています。アジアではこの辺の意識が非常にまだ薄く、労働者の年齢も若いものですから、是非

もう少し啓発し、ほんとうにこの問題が自分たちの問題として真剣に労使、あるいは政府を巻き込んだ形でより実効効果の上がるようなものにしたいと思います。

それと、特徴的に問題がアジアで大きく取り上げられ、ILOの今回の総会で取り上げられた問題に、インフォーマルセクター、いわゆる不毛地帯にいるようなもので、法律の保護の手が及ばないところの労働者を助けるという、労働組合の任務を忘れてはいけないということと、もう1つは、コントラクトレーパー、いわゆる下請労働です。

■労働組合のODAへの参加

【和泉】 あと1点、日本は政府の公的な資金を使い、全部政府間ベース、あるいは政府ベースで国際協力、ODAをしていますけれど、このODAの金がもう少しNGOの關係に流れてこないだろうかということを考えています。これは、欧米の例でも見られるとおり、政府は、いろいろな民間の各組織、団体を通じて、政府だけでできない部分をそれぞれ埋め合わせをしてもらうため、いわゆる民間の活力を利用して、国際協力を行うことをやっております。日本ではまだその辺が十分ではないように私は見受けています。また、今まで政府が進めてきた2国間の協力関係、援助の問題をこれからもっとマルチラテラルな援助、協力、そういう方向に大きく方向を転換していくべきではないかと思えますし、しかも、マルチになった場合でも、民間が大きく動き出すべきであると考えます。

【初岡】 ありがとうございます。最後の発言者は、ステファン・パーシーさんです。国際自由労連はとかく今まで、批判者から反共か容共か、あるいは東か西か、社会主義か資本主義かというイデオロギー的、体制政治的な観点から批判をされ、あるいは誤解を受けてきました。しかし、今は完全に呪い、呪縛から解放されたわけで、そういう意味では労働組合運動の本来の目的に取り組んでいく上で、非常に大きなポテンシャルな課題に直面していると思えます。

会場からの質問で、国際的なレベルにおける労働組合運動の統一の展望についてという質問が出ていますが、これはもっと端的に言えば、国際自由労連と世界労連の関

係はどうなるのか、あるいは国際労働運動の組織的な形態はどういう形で発展していくかというご質問だろうと思いますが、そういうことも含めて今後の展望についてお話をいただきたいと思います。

■世界市場経済と労働組合への影響

【パーシー】 今回の国際労働運動の戦略、変革する社会の中での労働組合運動のディスカッションは、非常に参考になります。ICFTU大会が来年ベネズエラのカラカスで開催されます。今回話し合われたような問題が、カラカスでも討議に上ると思います。

まず第1点目、我々の今置かれている現実の重要性です。地球規模での市場経済には、3つの柱があると思います。まず、通貨の兌換性が国際為替市場のレートに対応していると思います。2番目に、完全に自由とは言わなくとも、開放された貿易が行われること。3番目の柱としては、自由な対外直接投資が地球規模で増えていく、特に多国籍企業のアクセスが増してきていることです。この3つのことから、非常に強力な影響が国際経済及び労働者に与えられると思います。これらのことを、GATT、IMF、世銀、OECD、こういったところの作業に移しかえることもできると思います。それから労働者には、ILOという組織があります。国際労働基準を適応していくために、金融、貿易などの分野と比べても、この労働の分野は、非常に難しい課題を抱えてきました。

■民主主義革命としての東欧、ソ連の変革

【パーシー】 第2点目ですが、東欧、ソ連の統制経済モデルが崩壊しつつあるわけです。これが東欧、ソ連地域のみならず、必ずしも指導者がマルクス・レーニン主義でなくても、一党独裁の強権の政治を行っていかうとして、これらのモデルを導入しようとした世界の各国、途上国にも多大なる影響を与えています。現在存在する唯一のモデルは市場経済です。アジアでは中華人民共和国が、前者のモデルであったわけですが、戦車で学生を抑圧しなければ生き残れないようなモデルであるということから、その弱点を露呈しています。ただこれは、果たして資本主義が勝ったとい

うことでしょうか。私はそうではないと思います。1989年の中欧の革命では、市民や学生は民主主義のために闘ったわけです。スターリン像を取り払おうとしたのは、ポーランドの連帯という労働組合です。中欧、ソ連の労働者を見てみますと、民主化の革命が起りましたが、失業が高くなり、貧困の蔓延という状態が生じており、まだ脆弱な民主機構に対して、大変なリスクになっています。このような、新たな変化が短期間に終わってしまい、崩壊してしまうということでは問題があると思います。それにより、独裁主義や専制主義や世界の平和が危機にさらされるような状態が起りかねないと思うのです。ですから、このような民主化のための闘いを、資本主義革命であるとしようとする見方には、警戒する必要があると思います。

■国際労働運動の展望－社会民主的モデルの構築に向けて

【パーシー】 マクレランドさんが社会民主的な市場経済という言葉を使っています。各国で使う言葉は違うかと思いますが、何を意味するかは、大体広義においては、納得されていると思います。しかし、そこで考えなければならないのは、このモデルを社会に浸透させ、そして世界の規範的なモデルにすることができるということです。ネオリベラルやネオコンサーバティブなモデルではなく、この社会民主的なモデルを成功させるのには、国内レベルで強力な労働組合が必要なのではないかと思います。

限られた市場経済について、その成功の可能性を考えてみたいと思います。国際的な市場経済で「社会的側面」がないと、経済的にも、社会的にも、そして政治的にも不安定なものになってしまうことは、皆が納得しつつあるポイントのように思います。

ヨーロッパでは「社会的側面」について雄弁に語られています。英国政府は非常に大きな圧力を受けております。というのも、ECからも国民からも、時流に反しているのではないかという批判を受けているのです。

それから、国際的な市場経済制度に参加をする国々は、国際制度に合わすことができるようなきちんとした国内レベルのメカニズムを持っていなければなりません。そういう政策を、実際に実施していくことができるのは、国民をそのプロセスに参加させることのできる民主国家だけです。これは、特に労働組合にとっては大事だと思います。

ます。いろいろな困難、苦情、問題がこれから出てくるでしょう。自由な労働組合があって、労働者の苦情がそこで吸収され、そしてそれが解決される。団体交渉のプロセスや立法のプロセスで吸収させることができれば、うまくいくわけですが、それがうまく処理されないと、その苦情が予測できないような形で爆発する可能性があると思います。

いろいろな国際的な課題で、市場だけでは解決がつかないものもあります。そのうちの1つとして、環境が挙げられると思います。市場を狭義に定義をしてしまいますと、環境問題は無視され、環境コストは通常の企業会計には上ってこなくなり、国家会計にも上ってこなくなってしまう。その場合国際組織がきちんと機能することが重要で、そのためには民主的な原則が非常に重要です。ですから国際組織の力は、人権や労働組合権の原則にコンセンサスが得られているかどうかということによってくるわけです。それによって、国際組織は権限を与えられ、必要な措置を講ずることができるわけです。例えば国連憲章も十分に反映されるわけです。

ICFTUは、今よい状態にあり、そして力も増してきています。それは、自由で民主的な労働組合の必要性が、ますます受け入れられる考えとなってきており、それが機能しつつあるからです。

■世界労連について

【パーシー】 世界労連-WFTUは、昔はとてもヨーロッパでは強力でしたが、今はフランスとソ連にしか加盟組合がありません。残りの中欧を見てみますと、ほかの組合は全部、WFTUをやめてしまいました。その中には、ICFTUに来たものもあります。そして、内部の改革を現在行い、ICFTUが正当な労働組合として認めるために必要な、独立した自由な労働組合という基準を満たせるよう努力をしているところです。WFTUは歴史の遺物となりつつあるのではないかと思います。ですから、将来については、それほど心配する必要はないのではないのでしょうか。中欧、ソ連でも、古い労働組合が新しい労働組合に生まれ変わったり、また全く新しい労働組合が形勢されつつあります。自由な労働組合であれば、もちろんICFTUに歓迎をしたいと考えています。

ただ、こういった組織よりも、現在ある自由な労働組合がどうなるかという方が、ますます重要なのではないかと思います。これから日常の活動の中でも、国際的な側面がますます増えてくると思います。

【初岡】 既に、基本的な問題提起と方向はなされていると思います。これに、日本側から答えるという意味で、特に現在も日本の労働組合運動のトップの指導者であり、そして将来も、さらに大きな役割を果たしていかれるというふうに期待されている二人の幹部の方をお招きしています。

まず最初に、鷲尾悦也鉄鋼労連委員長から、ご発言をいただきたいと思います。

■労働時間短縮と国際労働運動における日本の役割

【鷲尾 悦也（鉄鋼労連委員長）】 本当は、先ほどのパネル・ディスカッションの内容に入り、討論を戦わせたいところです。少し討論とはそぐわないのですが、日本の取り組んでいます労働時間短縮を中心として、今日のテーマの国際的な労働運動における日本の役割について少し触れたいと思います。

キューヒレ博士から、東西ドイツ統一における労働条件問題についてご発言がありました。今年の2月ドイツ・IGメタルのシュタインクラ会長の来日の時、ドイツの週35時間労働に触れられ、これを東ドイツの企業、組合にまで普及させることは、大変な苦労があるんだと言われました。同様に連合を中心として、1993年までに1,800時間、これを形式的に週に割りますと大体週35時間となるわけですが、これを実現するという目標を掲げております。私が連合の時間短縮運動の推進委員長という関係もあり、現実的な問題として、全てが平均的に1,800時間になるのはなかなか大変ですが、その先頭を切って私が委員長をしています鉄鋼労連は何とか、1993年は難しいにしろ、1995年、いわばドイツが、東ドイツの方々も含めて週35時間にしたいというシュタインクラさんの発言にあわせて、日本の鉄鋼の労働者は、1995年までに1,800時間に絶対するからというふうに胸を張りました。

そこで私は背水の陣を引いて、今年の時間短縮の取り組みをしました。今のところ、何とか私は自分の分については見通しができたということをご報告したいわけです。

鉄鋼だけではなく、主なメーカーの組合で、今年の春闘で労働時間短縮の前進が図られ、私どもは1995年までに1,800時間を何とか確保できそうだという見通しです。鉄鋼は、経営側とは各年度に何日ずつ年間休日を増やすという約束までは取りつけられませんでしたけれど、1995年には1,800時間にするという包括的な約束を取りつけたわけです。

問題は、これをいかに現実化し、本当のものにするかです。日本の場合には、単なる年間休日の数や1日の労働時間以外に、日本だけしかない年次有給休暇の取得率や日本特有のオーバータイムの削減という問題があります。どうしても日本の労働者は、オーバータイムの残業時間の賃金を生活費に組み込んでいるという要素があり、5年間で大体200～300時間のオーバータイムを削減しなければ、年間1,800時間が実現できませんので、それをどうにか削減しなければいけないという意識の改革が必要なのであります。これは、もちろん賃上げによってカバーすることはできますが、もともと収入になっていたものを自分の賃金を削ってでも労働時間短縮に回すというものの考え方、発想がないとできないことで、これが本当にできるよう私どもは最大限の努力をしなければいけないと思っています。これが第1番目の課題です。

第2番目の課題は、今年は民間、特に製造業を中心とした取り組みでしたので、これを中小企業の労働時間短縮に展開をしていくことが、大変重要な課題になっています。これはどこの国でも似たようなことはあるわけですが、大企業に比べ労働条件はある意味では格差がありますから、そうした意味で中小企業にまで、労働時間短縮をしっかりと確立をすることです。

第3番目は、公務部門の労働時間短縮も問題になると思います。この問題は、公務部門のサービス提供との関係で、役所などを土曜、日曜、完全に閉じてしまうことがどうかというような社会的な問題提起もありますが、これは制度を先行させることによって、公務部門も1,800時間に向けて運動を進めなければいけないと思います。

この3つの課題の他にもう1つ、日本特有の問題があります。現在内需を中心とした景気拡大が続きます関係上、人手不足の問題があります。もともと労働時間短縮は西ドイツに学び、ワークシェアリングのものの考え方も基本にしています。このワークシェアリングという考え方は、人手不足の時代にはなかなか合わないという問題が

ありました。人手不足と労働時間短縮と、この2つの矛盾した問題点の解決をしていかなければいけないという課題が、日本にはあるわけです。

いずれにしても、私どもは今まで、日本人が物中心の豊かさを追求し、しかも国際的な公正というものに、若干感度が鈍いという批判があることを十分知っています。日本人は戦後の貧しい時代から物を豊かにすることに精いっぱい努力をした関係上、加速度がついてしまい、ブレーキをかけてもなかなか止まらないという状況になっています。パネラーの方も、短い滞在ですけれど日本を見ていただければわかりますが、物質的に非常に豊かな社会は実現しておりますが、これがほんとうにもっと物質的に豊かになる必要があるかどうかということ、組合員一般にも、我々はよく説き起こしていかなければいけないという大きな意識変革の問題があります。

あわせて国際労働基準というような公正基準の分野で話をします。特に地域的にはアジアが中心とした途上国に、単なる資本進出し長時間労働を輸出するのではなく、日本の物質的に豊かな労働条件をいかに労働時間に回し、国際的な場でも公正さを確保するという物の考え方は、物質的な豊かさだけを追求する考え方を転換することによって、国際的に公正な産業活動を経営側にチェックをしながら推進することができるのではないかと考えています。

先ほどからの議論は大変参考になりました。私どもは、みずからの戒めとして、いわば国際的にフェアな社会をつくるためにはどうしたらいいのか、それを労働組合はどのような役割を果たすかということ、常に関心を持っているつもりです。日本の労働組合は、もちろん日本社会では、まだアン・フェアな被害者としての立場がありますが、国際的な分野では、ひょっとするとフェアな社会をつくるのに対して、今や我々が加害者になる危険性があるということ、十分認識しなければいけないと思います。労働時間と賃金の問題などもその1つの例です。私たち組合の指導者は、自分たちの組合員に対して、多少耳障りの悪いこと、自分たちのエゴイズムを發揮することによって、社会全体、国際的にはアン・フェアなことを起こさないような行動を、常に自分たちの身内に戒めていくというような態度が、労働組合の今後のリーダーに重要な課題ではないかと自ら戒めています。その意味から、国際的な貢献を、そうした基本的なものの考え方について果たしていかなければいけないと思います。

【初岡】 鷲尾さん、ありがとうございました。続いて、ゼンセン同盟の高木剛書記長をお願いしたいと思います。

■ アジア太平洋地域の発展と社会的側面

【高木 剛（ゼンセン同盟書記長）】 和泉さんとの重複をお許しいただいて、二、三点、とりわけアジア太平洋地域の発展について、ソーシャル・ダイメイジョン、社会的な切り口からの課題について意見を申し上げたいと思います。

まず、社会の民主化がこのシンポジウムの中でも議論になっていますが、とりわけベーシック・ヒューマン・ライツの確立、人類の普遍的な課題、世界で共通的な課題と言われているような課題について申し上げたいと思います。具体的な課題としては、民主主義に裏打ちされた政治体制の確保、それは当然に、自由な選挙に担保されなければならないわけですし、また集会、結社の自由、労働基本権の問題等課題はこの地域でも非常に多岐に登っています。また、軍部が政権に非常に強い影響力を行使している国もたくさんありますし、またソ連や東欧に起こりつつあるような変化が、現在までのところ現実化していない国々も、アジアには残っております。

こんな状況のアジア太平洋地域の発展のために、日本の労働組合がまず第一義的にどんな貢献をすべきなのか。結論としては、労働組合のこの地域での組織化の支援が第一ではないかと思えます。労働組合の組織率がまだ10%に達していない国がたくさんあります。自由にして民主的な労働組合は、社会の民主化のために最大の機関車役を果たし、労働組合の組織率がその国の社会の民主化の程度を測る、まさにリトマス試験紙だという観点から、いろいろな形の組織化の支援をどのように我々がしていくのか、いろいろな道を探ってみなくてはならないと強く感じています。

この地域の多くの国々の労働組合は、まさに四部五裂、分裂の状態です。幾つかの国の政府や軍は「労働組合は分裂させておくのが一番よい」あるいは「労働組合と学生と手を組まずな」まさに、ディバイド・アンド・ルールこそ、特に発展途上期にある国々にとっては、国の発展の最大のポイントになるというような姿勢をとっているわけです。この分裂による、運動のエネルギーの分散という状況か

ら一日も早く抜け出し、それぞれの国の労働運動の戦線が、一日も早く統一されるように、もちろんそれは、それぞれの国の労働組合に携わっている皆さんの意思としてでなければなりません、そういう戦線の統一に何かできることがあれば、日本の労働組合としても、その役割を果たしていかなければならないのではないのでしょうか。そういう労働組合の統一された姿が、APROやICFTUに繋がっていくという視点も当然押さえられなければなりません。

2点目は、ベーシック・ヒューマン・ニーズという観点についてです。私の話は、日本の労働組合の貢献というよりは、私自身の個人的なものの見方、とらえ方という感じになるかもしれません。

よく貧困撲滅（ポバティー・エラディケーション）と、児童労働（チャイルド・レーバー）の関係が、この地域でもよく語られます。多分八、九年前だったと思いますが、児童労働のことでイギリスのTUCが、強力にタイの政府にクレームをつけたことがあったと思います。TUCの皆さんのお話は「とにかく十二、三歳の子供たちが工場で働いている。けしからぬ。児童労働の絡んだ商品は、英国への輸入は絶対認めないように英国政府に働きかける。」というような趣旨の話だったと記憶をしております。

この話を聞きましたときに、私はタイの日本大使館に勤務しており、この話若干違和感を覚えました。と言いますのは、当時のタイの義務教育年齢は12歳までで、今も多分その年齢は、そんなに上がっていないと思います。もちろん、12歳の義務教育を終えて、さらに15歳、18歳、22歳まで勉強する子供もたくさんいますが、12歳で学校へ行くことを終わりにする子供たちもたくさんいるわけです。12歳で学校へ行くことを終えた子供たちが、15歳まで何をして過ごすのでしょうか。もう、私の言いたいことは、多分皆さんおわかりだと思いますが、国々の発展の段階には、その国々の姿があって、国連や、例えばILOで「こういう価値観は普遍化すべきだ」とされているいろんな原則につきましても、そのレベルに達していない国もまだ多くあります。それぞれの国ごとのベーシック・ヒューマン・ニーズの達成の仕方は、いろんな通り道があり、あるいはステップ・バイ・ステップという発想も必要だということを、我々は認識しておかなければならないのではないかと思います。

このような国では、要は児童労働と義務教育修了年齢の引き上げが、まず第1に議論されなければならない課題であるわけです。もちろん、ODAの対象国の選択に当たって、その国の民主化の程度を物差しも使うべしという議論があることも、ときには経済制裁を国際社会全体ですべきだという議論も承知しています。また、我々国際労働運動の世界の中でも、ソーシャル・クローズ等の議論もあり、大筋そのとおりでと思います。ただ、あまりにも画一的なルールや定規の当てはめ方が、この地域では、ときどきぎくしゃくした雰囲気を生み出しかねないというところも、よく我々は見極めて、この地域を見ていかなければならないのではないかと思います。

例えば、ネオコロニアリズムという感覚がこの地域にはあります。先進国が既に達成したレベルで考えた物差しを、途上国に当てはめることは、ある意味では新しい形を変えた植民地主義だという言い方です。これは、環境問題等にも同様の論理が出ていますし、必ずしもこの議論に直ちに与するものではありませんが、そういう議論が出てこないように、それぞれの国の労働組合と粘り強く、何か言うと原則的におかしいという、頭からかぶせるものの進め方ではなく、きっちりと理解を得つつ、そういうレベルの向上のために力を尽くしていくべきはないかという気がしています。社会の民主化と経済の発展段階をよく見極めた上で、どんな支援が今日本の労働組合として、あるいはどんな共同行動がこれらの国々の人とできるのか。また、我々があるレベルの経済に達しているからというような奢りを感じさせないで、どういう協力ができるのかということにも注意をしていかなければいけないと思います。本日のシンポジウムの協賛の連合の関連団体、国際労働財団の活動も、こんな役割を担っていく部分があることを確信している一人です。

私どもの組織、ゼンセン同盟は、現在4つのITSに所属をしています。ITGLWF、FIFT、IUFLC、ICEFの4つのITSに参加し、4つのITSあるいはそれぞれのITSの地域組織と共同してやる行動もたくさんあります。また連合、APRO、ICFTU本部というチャンネルでも、連合の意思決定を受けて、いろんなアクションの要請がきます。そういったものに今後も積極的に対応して、運動のターゲットの確実な実現に向けて貢献の道を探っていくのが我々の役割かなと思っているわけです。

きのうから、いろいろ議論を聞かせていただきまして、大変示唆に富む話を聞かせてもらいました。私どもも、またこの議論の成果といいますか、ニュアンスを、日本の運動にもぜひ生かしていきたいと思っています。

■会場からの質問「過労死について」

【初岡】 高木書記長、ありがとうございました。

司会者の手元に、先ほどの質問のほかに1つ質問がきております。それは、突然死、過労死についてです。これは労働の質と関連をして、コメントをいただきたいと質問をされていますが、これは労働の質というよりは、その以前の段階ではなかろうかと思えます。むしろ、強制労働の範疇に入ってしまうのではないかと思えます。

AFL-CIOのロバーツさんが過労死の問題で一言コメントしたいとおっしゃっています。

【ロバーツ】 私は専門家とはいえませんが、興味深い展開がアメリカで1つあると思えます。というのは、もし使用者側が金銭的財政的なインセンティブとして、労働者の健康を維持するという状況が創出されていれば、やはり労働者の健康にもっと気を使うということです。使用者は、雇用している労働者の健康というものを、自分たちの労働者の保険の拠出が高くなれば、やはりもっと気遣うと思えますし、やはり何らかの障害を負った、あるいは突然死で亡くなった社員のかわりを採用するために、もっと高いコストがつくということになれば、もっと気を使うと思えます。あるいは、がんや災害で死亡する、あるいは建設業で落下して死亡するという場合に、使用者が高い罰金、あるいは損害賠償金を払わなければいけないということになると、もっと気をつけると思えます。

日本のことはあまりよくわかりませんが、雇用者側に財政的な負担をもっと負わなければいけないというような法律制度を整備することができれば、つまり突然死、過労死、あるいは肺がん、または労災によって労働者が死亡した場合に、企業側が何か、金銭的な負担を、もっと負わなければいけないということが法制化されれば、やはり労働者の健康に対して、今まで以上に気を使うことになると思えます。これは実際、

アメリカでも一部起きているわけです。この労働組合活動が活発になっている分野の1つ、労働組合が非加盟の労働者に対してもアピールしている分野の1つに、使用者に対しての職場の安全衛生強化への働きかけ、それに対して、労働組合が果たせる役割ということがあります。

【ケプケ】 ストレスとオーバertimeについて、少し言及したいと思います。ヨーロッパ諸国でも、できるだけ時間外労働を制約しようとするわけですが、どこでそれを削減できるかという問題が出てくるわけです。実施可能なのか、そしてオーバertimeを制約することが、果たしてほんとうに賢明なのかという問題があるわけです。オーバertimeを削減する目的、ターゲットとしては、1週間に2時間以上はすべきでない。そして、月間10時間以上は残業すべきでないというターゲットを、ヨーロッパ全体としては掲げています。

自分たちが生活費に組み込んでいる残業手当を、どうやって解消していくか。やはりオーバertimeの削減は、非常に時間がかかる長いプロセスだということで、我々同じような状況にあるわけです。共通の慣行や労使協議というものではありません。時短を達成するために、そういう労使協議に組み込んでいない国もあるわけです。

また、有給休暇を増やすという国も、必ずしもすべてではないわけです。有給休暇取得率ということは考えにありません。有給休暇があれば、当然の権利としてそれを取る、ですから、動機が違うのかわかりませんが、やはりそういう意味ではヨーロッパの労働者は、日本の労働者の皆さんとは少し違うと思います。場合によっては雇用者側は逆にあまり休暇ばかりとらないで、仕事をもっとしてほしいと思うわけです。労働者のほうは、場合によっては有給休暇をとらないかわりに、自主的に仕事にしてあげているんだという態度をとる場合があるので、これは日本の皆さんには理解しにくいかもしれません。

■会場からの質問「組織率低下について」

【初岡】 シンポジウムのテーマとは少し違いますが、労働組合運動にとって非常に重要な問題、ひとつ質問をしてみたいという希望が出されております。それは、日本もそうですし、他の多くの先進工業国において、労働組合の組織率が低下している。労働組合自身が、未組織の組織化という大きな課題を負っている。これについて、もしシェアをしていただけるインフォメーションとか、コメントをお持ちの方があれば、この機会に簡単に、どなたかにお願いできますか。

【ケプケ】 組織率の低下についてということですが、1980年から85年、非常な経済危機の状態に陥ったわけです。国によっては、失業率が大幅に上昇し、その結果、失業した労働者は、一部組合から脱退したわけです。イギリスでも、オランダでも、そういう状況が発生しました。組織率が失業率の上昇によって低下したわけです。今は、この傾向がむしろ逆転し、組織率が比較的安定しています。オランダ、イギリスでは、現在は組織率が再び上昇傾向にあります。

ただ、全体的な組織率というのはかなり横這いですから、これはあまり役に立たないかもしれません。ヨーロッパの多くの国において40%ですから、日本、アメリカなどに比べると相対的には高いですが、40%というのは、組織率としてはまだ十分とは言えません。もちろんセクター、あるいは地域、企業の規模によるわけです。大企業では、中小企業などに比べると、労働者を組織化しやすいという状況にあります。

ですから、これから1つ考えなければいけないことは、新卒の若い労働者、初めて職場に入って、社会に出て仕事を始める人を、どう組織化していくかという課題があると思います。時期にかなった形で若い労働者を組織化していかないと、ますます組織化は低下することになります。また、組織の組合員の高齢化が問題になっています。このままですと、これは非常に打撃的な状況になります。つまり、課題は特に若い労働者に、いかに組合がアピールし、魅力的なものにしていくか。こういったかたいシンポジウムだけでなく、例えばロックコンサートを開くというようなアイデアもあるのではないかと思います。

【初岡】 他に、いかがでしょうか。

【ロバーツ】 今の問題についてですけれども、若い人たちを組織化していく、実際に、職場に恵まれない人たちを組織化していくという解決法が1つあると思います。また、個別の労働組合を何らかの形で機構改革していく必要があると思います。例えば、イタリアでは、実際の組合事務所をカルチャーセンターにしていくような試みがあります。つまり、組合員ばかりでなく、一般の人たちも使えるような状況を創出するというのも、1つのいいアイデアではないかと思います。

私、1つすべきではないということを申し上げることができます。特に若い人たちを組合に入れていくためには、絶対してはいけないことがあります。「ほら、見てみる。今までいかに多くの便益をみんなに享受できたではないか」ということを、強調してはいけないと思います。高齢化している組合のリーダーは、今の組合がこんなにすばらしいのは、自分たちが頑張り汗水を流したからだと言いたいとは思いますが、これは絶対してはいけないと思います。すべての労使協議の成果も、あまり売り込み過ぎてはいけない。若い人たちは、「じゃあ、自分のために、あんたたちは何をしてくれたんだ」ということを聞いてくると思います。

【マクレランド】 組織化率について、OECDが現在組織化率、OECD加盟諸国の組織化の現状調査を行っています。ここで大事なものは、雇用の構造、メカニズムが各国において変化していることだと思います。これは、労働組合にとって、大きな挑戦課題を提示すると思いますが、もう少し広い観点から考えてみたいと思います。

私たちは、主要な富、生産能力、経済力が、OECD諸国に集中していることは承知しています。人口も比較的安定し、人口爆発はない。また、労働人口もそれほど大きな変化はない。そして一方では、世界の中でも一番強力な政府が機能し、世界に大きな影響力を与えている。人口の問題はOECDの地域ではなく、むしろ発展途上国の問題になっているわけです。この組織化低下の問題に対処するに当たって、特に我々が考慮に入れなければならないのは、人口が集中している発展途上国においても、また、力が集中しているOECDにおいても組織化率が高い状況でなければいけない

ということです。つまり、組織化率が高ければ、当然OECDばかりでなく、発展途上国にとっても両方の便益になるということ、両方のバランスを取らなければいけないということが大事だと思います。

【パーシー】 1つはよく言われることでありますけれども、組織率を上げなければならない。そのためには、労働組合が一生懸命頑張らなければいけない、全くそのとおりだと思います。ICFTUでは、特に前回の88年メルボルン大会のときに、各国の組合間でどのようなテクニックを使ってオルグをし、そして成功したかという情報の交換をすることにしました。これは、非常に基本的なことであると思います。

例えば、女性労働者に集中をしてオルグをする。組合の組織率が非常に伸びてきているのは、女性労働者であると思います。特に公務部門の女性労働者の組織率が上がってきています。労働組合の経済性を考えますと、オルグをするときに、どこにお金を使えば一番有効であるか見極めることも必要なのではないかと思います。

それから、組合が組合員に提供するサービスのレンジを広げていく。従来の団体協約のみならず、より個人のニーズに合ったようなサービスを提供していくことも必要になってくるかもわからない。例えば、外国旅行のディスカウントや組合とクレジットカードが提携をして利子を少し安くしてもらおうとか。

それから、もう1点。労働組合運動が、あまり話をしない分野ですが、使用者側から敵対心が出てこなければ、もっと組織率は高くなるかもしれません。組合があることは、使用者側にとっても利益になるのではないかという観点を追求することはできないでしょうか。そうすれば、我々の組織率も高くすることができると思います。これは、労働組合の政治的なイメージを改善していくことにも繋がっていきます。政府や使用者側が、労働組合をプラスのものとして受け入れるようなイメージをつくっていくことが大事だと思います。そして、使用者、政府の協力とか参加を得られるようにする。労働組合が積極的な役割を果たし得るということで、多くの分野でまだ我々が経験している使用者側との敵対的な関係がなくなれば、随分組織化は容易になってくるのではないかと思います。

ETUIやTUACで研究が行われていると思いますが、ヨーロッパでの組織率の

数字を見ると、高いところは労使関係が安定しているところであり、その国のプロセスの中で、労働組合のプラスの役割が認められているところであると思います。ですから、そういったところを見ていけば、組織化の問題の示唆が得られるのではないかと思います。

■アジア太平洋地域の労働運動と日本の労働組合への期待

【和泉】 日本として、この国際労働運動、とりわけICFTU、あるいはITSのこれからの発展のために協力するようになるという、うれしい言葉をいただき、非常にありがたいと思います。

アジアの場合に、例えば特徴的には、タイでもインドでも、組織率が、大体今、3%ぐらいだと思います。それを5つとか7つのナショナルセンターでもって食い合っているというわけです。これでは労働者が、組合に期待するということは無理で、魅力は絶対感じないと思います。そこで私は、特にこの機会に皆さんにお願いしたいと思いますのは、今、世界の労働運動が、ICFTUの方向で大きく結集を図られつつある段階で、若干のアジアの国において統一の動きがあります。彼らにとってその経験全然がありませんので、日本の経験は非常に貴重だと思います。そういった意味でインド、タイ、パキスタンの組合のトップの方々といろいろと話をしてきました中で、1つ要望が出されていますのは、大きなナショナル・シンポジウムを開いて、日本の十分に経験を持っている方に是非来て、日本の経験を話してもらおうということです。それ以上やると押しつけがましくなりますけど、とにかくそういうことで協力してほしいというのは、今言った3つの国には共通してあります。

それと同時に、これまで組合幹部間でどうしても分かれているには、それだけの理由があるわけですので、できればそういう幹部が一緒になって会議を持つ、例えばICFTU-APROが、5つなら5つのナショナルセンターの会長、書記長を、とにかく1回APROに呼んで、そこでいろいろとICFTUが仲立ちをするということではできないだろうかというような話もあります。そういうことについては、できるだけAPROとしても、前向きに考えていきたいと思います。私自身は、このパキスタン、インド、タイのトップの方々からは、非常にいい反応をいただいている

と思います。そういう意味で、ご支援をお願いをいたしたいと思います。

それから、チャイルド・レーバーの問題が出されました。これは非常に難しい問題です。インドだけでも、チャイルド・レーバーは最低1,400万人。多く見積もる人は4,000万、これは実態がつかめない状態です。バングラデシュでもパキスタンでも100万単位。スリランカでも、それに近いチャイルド・レーバーがあると、ほぼ数字がつかまれています。

ただ、この国々の置かれた状況があり、例えばチャイルド・レーバーでも、インドでは、これは全部とは言いませんが特徴的に言われますのは、組合員がその工場に勤めていると、やがて組合員は定年でやめますから、その息子さんを事前に入れて、やめたときには本採用するというような雇用上の慣行があるようです。ですから、親自体が、子供が小さいときから工場に行って掃除をだけさせるような、とにかくその会社と結びつけておくというようなことで、子供の雇用を事前に確保しておくようなことも、慣例として随分あるようです。

それから、少ないチャイルド・レーバーの収入、子供の収入でも、やっぱり1つの家計の助けになる、それがなくて、今度はその家族が惨めな思いをしたらどうなるんだ、それでも労働運動は、そういう惨めな生活に陥れることを認めるのか、それで、チャイルド・レーバーを廃止するのかという極端な議論も、インドなどではあります。これは非常に難しいわけですが、ただ国際労働運動というのは、社会正義を追求する立場にありますものですから、その辺をこれからも十分に我々としても意識しながら、この問題に取り組まなければいけません。

【初岡】 問題が足元に帰ってきたところで、この第2部のパネルディスカッションを締めくくる時間が到来をいたしました。司会者の結びの言葉として、先ほどパーシーさんが言われたことを引用して、代えたいと思います。

やはり、我々が今、一番求められているということは、国際課題を国内の課題に統合するという事。そして、国際活動を国内での活動の一部にすることが、特に日本の労働運動が、今後大きな国際的な責任を果たしていく上で求められていると思います。日本の国を見ましても、既に外交なり国際活動が、外務1省によって行われるこ

とができない。外務省は、それを支える主たる機関ですが、すべての各省庁が参加していますように、労働組合も今日の国際的課題を、国際部だけが取り組んでいくという形は、もう既に時代遅れになっていると思います。組織全体の行動に結びつけるために、国際課題を国内課題に統合する、この言葉をもって結びにして、パネルディスカッション、第2部を閉じたいと思います。

長い間、討論にご協力いただきましてありがとうございました。

連合総研によるまとめ

連合総研によるまとめ

1. 連合総研主催国際シンポジウム「90年代世界と新たな社会経済政策の展望」は、1991年7月2～3日、東京において、海外から欧州労連研究所のG. ケプケ所長、ドイツ労働総同盟経済社会研究所のDr. H. キュッヒレ主任研究員、国際自由労連のS. パーシー経済社会局長、OECD労働組合諮問委員会のS. マクレランド事務局次長、AFL・CIOのDr. M. ロバーツ経済調査局次長、ICFTU・APROの和泉孝書記長の参加をえて、開催された。
2. 各参加者から90年代世界の展望と労働組合の役割に関して積極的な議論がなされた。第一に強調されたのは、ポスト冷戦の時代に入り、世界が単一の市場経済システムに組み込まれるつつあるなかで、雇用と社会労働標準をまもり、引き上げていく社会勢力としての労働組合の役割がますます大きくなっているという点である。経済成長を社会進歩にむすびつけていく最大の鍵は「民主主義」を生かし発展させることであり、労働組合運動はその民主主義活動の主要な担い手のひとつであるからである。
3. 第二に、世界的な規模で進む相互依存のなかで、ことに経済発展の水準が同等に達している国において、労働時間短縮をはじめとする「社会的側面」の調和が大切だという点である。これが、いま進みつつある地域統合の世界での動きが閉鎖的になることを防ぎ、開かれたものとなっていくうえでの重要な前提条件であるとの認識が示された。
4. 第三に、なかでも日本はすでに一人当たりGNPが欧米水準を超え、産業や、技術の面で90年代の世界経済に大きな影響をあたえるものと予測されている。日本が内需主導型の成長に転換するだけでなく、その社会のあり方、社会と成長の質がかつての経済効率優先主義から人間中心のものへと大きく変わっていく必要がある。そしてこのことは、単に国内的視点からの要請であるだけでなく、国際的視点か

らの要請でもある。

開かれた社会の「地球市民」として、「自由、平等、博愛」を軸にした民主主義という人類の普遍的原理が、いっそう地域や職場のライフスタイルに目的意識的に定着・拡大していく必要がある。

5. 第四に、日本だけでなくアジア太平洋諸国は、これから世界経済の成長の原動力の重要な柱のひとつとなっていくものと考えられるが、この地域において結社の自由をはじめとする民主主義が着実に根つき、発展していくこと、また地球環境を考慮した「持続的開発」がはかれるていくかどうかは、世界の未来にも大きな関わりをもつ。アジアの民主主義と人権、環境について、殊に日本と日本の労働組合は I C F T U ・ A P R O の活動を支援しつつ、これを主体的に担っていく決意が求められる。またアジアだけでなく南北・南南格差是正のため、技術移転、ODAなどをつうじた先進諸国の貢献が問われている。
6. 第五に、国際化時代の到来、経済・社会のあり方をはじめとする相互依存の深化に対して、それ以前の相互依存関係の発展水準に見合ったさまざまな国際的ルールや国際機構の力は不十分であり、これらの国際的諸手段は一段と質的にも量的にも強化される必要がある。国際自由労連や I L O についてもこの視点に立った強化策が必要であるし、非政府組織（N G O）間の協力と協調はさらに強力なものとなっていかなければならない。
7. 初の試みであった本国際シンポジウムは以上のような実り多い議論を行い、労働組合の国際的役割に関して地域を超えた多くの共通の認識を確立することができた。
この国際フォーラムの内容は近く連合総研より国際問題に関する研究報告書として出版され、また同時に英文の R E N G O Research Institute Report の第 3 号に概要を収録して国際的にも配付される予定である。
8. 国際化時代のなかで、労働組合間での政策的、理論的な面での国際協力はさらに

大切となっている。そこで今後このような連合総研の主催による国際シンポジウムを2～3年に一回程度、定期的を開催していきたいと考える。ここにご参加いただいた各国労働組合組織、各国労組シンクタンク、各国中央労働組合の方々をはじめ今後いっそうのご協力をお願いしたい。

(1991. 7. 3 於東京)

閉 会 の 挨拶

閉 会 の 挨拶

宇佐美 忠信 (国際労働財団理事長)

連合総研主催のこの国際シンポジウムが、大変成功裏に終わることができましたことを、協賛団体の1つであります国際労働財団の立場から、お喜び申し上げたいと思います。特に、大変お忙しい中、海外からご参加をいただき、大変貴重な提言等をしていただきまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、私どもの国際労働財団は1987年の民間連合の発足を契機にして、各国間の労働組合の相互の理解を深める活動が重要視され、88年5月に発足し、相互理解のために、各国の労働組合指導者を日本に招聘するという活動を行っております。例えば今日はモロッコ、チュニジア、エジプト、トンゴ、セネガル等のアフリカの組合指導者が日本に来ており、日本の労働、社会、経済、文化、関心のあるものは何でも自由に見ていただくと同時に、明日は、この各国の指導者の方々から、それぞれの国の労働事情等についてお話をいただくことが行われているわけです。これはアフリカに限らず、中南米、アジア、さらには先進国の労働組合の幹部の方々も日本に招聘をするということも行っております。あわせて、国際セミナーが大変大事ですから、ICFTU、APROと協力して、国際セミナーに対する援助を行い、また、組合員の教育が大事ですから、発展途上国の労働組合に教育器材の提供を行うというような活動をしているわけです。そのような立場ですから、この連合総研主催のシンポジウムに対しても、国際労働財団として協賛をし、援助をするという活動を行っているわけです。

今、国際的に難問題がたいへん多くあります。そういう中で、労働組合の立場から、新しい経済、社会の秩序を模索するということが大変重要です。そういう意味では、このシンポジウムで出され意見を、これからの国内外の労働運動の中に大いに生かしていかなければならないと思っています。

7月には、ロンドンでサミットが行われ、海部総理大臣が出席しますが、私も以前、前川委員会のメンバーでしたから、そのメンバーが事前にサミットに行く前に総理に

一人一人意見を具申するというのが慣例となっていたため、7月1日に総理大臣にお会いして意見具申を行いました。

そのときに申しあげましたのは、まず日本に対する海外各国のイメージが率直にいますとあまりよくない、これはサミットに出る国としては、恥ずかしいことなんだということでした。日本にもいいところがあることは事実です。私どもは積極的に日本人の心のよさをもっと伸ばしつつ、自らイメージチェンジを図るという努力をすることが、一番大事なことですということを申しあげました。

2番目の問題は、このシンポジウムでも議論されているODAの問題です。これも、今GNPに対しまして、0.31%ぐらいにしかなっておりません。これはDACの目標、援助をする国の目標は0.7ですから、日本もそこまで引き上げていく目標時期を、はっきりさせなければなりません。あるいは、ハードばかりの協力ではなく、もっとソフト面に比重を置く協力、もっと透明度を高めること、環境への評価を重視していくことが重要です。それから、技能研修だけで、企業に代わって技能研修して終わりというようなことではいけないのであって、非常に大事なことは、そこに自由で民主的な労働組合ができるようにしていかななくてはなりません。組合権や人権の確保がしっかり担保されるようにしていくことが大事です。また、今幸い、東西の冷戦構造がだんだん変わってきているわけですから、こういうときにこそ、軍縮を促進し、軍事費の削減を進め、その一部を地球規模の社会資本ファンドに向け、地球環境保護や新しいエネルギーの開発や雇用機会の創出や開発途上国の識字率の向上などに使われるようなシステムづくりに、日本がイニシアチブをとることが大事なことです。また、ウルグアイ・ラウンドの成功のために、努力をしなくてはなりません。

国内の問題だけではなく、国際問題がこれからますます大事になり、国際的なレベルで解決しなければならぬ問題が数多くあるわけですので、また次回、すばらしいシンポジウムが開かれますことを祈念申し上げ、重ねて参加者の皆様方に心からお礼を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

付 属 資 料

日 程 ・ 内 容

第1日目 7月2日(火)

- 10:00～10:10 開会の挨拶 村 上 忠 行 (連合総研専務理事)
- 10:10～10:20 歓迎の挨拶 藁 科 満 治 (連合会長代行)
- 10:20～11:30 基調講演「日本文化の型としての効率至上主義と労働時間短縮」
辻村 江太郎 日本労働研究機構会長
慶応義塾大学名誉教授
- 13:30～17:00 参加者からの報告
「国際秩序と新社会経済政策のあり方」
司会：島田 晴雄 慶応義塾大学教授

第2日目 7月3日(水)

- 10:00～12:00 パネルディスカッション第1部
「国際協調とその条件」
司会：前島 巖 東海大学教授
- 14:00～16:40 パネルディスカッション第2部
「労働組合の課題」
司会：初岡 昌一郎 姫路独協大学教授
- 16:40～16:50 連合総研によるまとめ
- 16:50～17:00 閉会の挨拶 宇佐美 忠 信 (国際労働財団理事長)

海外参加者紹介

ギュンター・ケプケ氏 (Mr. Günter Köpke)

ETUI (欧州労連研究所) 所長

1933年10月14日 ステッティン生まれ

1954年 高等学校卒業

ボッシュ自動車部品製造工場にて (西独南部) 2年勤務

IGメタルに入る

チュビンゲン、ハイデルベルグ、フランクフルトの大学にて、経済学、社会学、哲学を学ぶ、金属関係企業の経営部門にて勤務

1959年 労働組合のいくつかの地方、地域組織を経験した後、西独第2位の規模を有する輸送・公共サービス労働者のための全国労働組合学校の専任講師となる

1960年 フランクフルトの労働アカデミーにて最初、労働組合調査を担当、その後、専従役員として訓練された労働者のための代表組織の顧問となる

1963年 フランクフルトのIGメタル本部に入る。経済局にて欧州及び国際関係とIGメタル会長特命業務を担務

1968年 ブラッセルの金属労働者欧州委員会の書記官に就任

1971年 新欧州金属労働者連盟 (EMF) の書記長に就任

1974年 EMF第2回大会にて再度書記長に選出さる

1977年 EMF第3回大会にて同書記長に選出さる

1978年 欧州労連執行委員会にてETUI所長に選出さる

その他の職務

ドイツ、ハンブルグのフィリップス、監査役会役員

ブラッセル、欧州政策センター役員会役員

パリ、ドイツ・フランス研究協会の役員会役員

ハルトムット・キュッヒレ博士 (Dr. Hartmut Küchle)

ドイツ労働総同盟 (DGB) 付属 経済社会研究所 (WSI)

主任研究員 (Senior Researcher)

1944年 チェコスロバキア生まれ

1958年 西ドイツ移住

1965～70年 経済学部に通学、修士号取得

1970～73年 チュービンゲン大学にてドイツ通信教育協会 (DIFF) 編集者

1973年～ WSI 主任研究員

主な研究領域：景気循環分析、経済予測および貿易問題

1978年～ 連邦政府対外貿易諮問委員会委員

1979年 経済学博士号取得

1985～88年 WSI レポート編集責任者

マークレー・ロバーツ博士 (Dr. Markley Roberts)

AFL-CIO エコノミスト

AFL-CIO 経済調査局 次長

1930年9月3日 上海生まれ。

1951年 プリンストン大学卒、1960年アメリカン大学にて経済学修士号取得

1970年 同大学にて博士号取得

38年間、新聞協会の組合員

1952年～1957年 ワシントン・スター新聞勤務

1958年～1961年 ヒューバート・ハンフリー上院議員事務所勤務

1961年～1971年 AFL-CIO法制局

1971年～現在 " 経済調査局エコノミスト

" 雇用訓練事務所長

1989年～ " 経済調査局 次長就任 現在に至る。

ステファン・マクレランド氏 (Mr. Stephen McClelland)

OECD-TUAC(労働組合諮問委員会) 事務局次長

1977年 経済学、社会学学位取得

1979年 開発経済学修士号取得

1980～82年 イギリス労働組合会議 (TUC)

ステファン・パーシー氏 (Mr. Stephen K. Pursey)

国際自由労連 (ICFTU) 経済社会政策局長

〔上記に加え以下の委員会等を担当〕

国際自由労連 (ICFTU) 経済社会委員会、平和・安全保障・軍縮委員会 担当書記 (上記委員会は、ICFTUの経済社会政策策定を担当し、国際的な政府機関との対応を担当している。)

ICFTU/ITS 多国籍企業対策実務者委員会 書記

国際自由労連 (ICFTU) 中・東欧対策委員会 議長

” 中東地域活動担当

1952年6月13日生まれ

オックスフォード大学卒業 哲学・政治経済学専攻

和泉 孝氏

国際自由労連 (ICFTU) アジア太平洋地域組織 (APRO) 書記長

1953年 東京都庁入庁

1955～64年 ゼンセン同盟東京都支部

1964年 ゼンセン同盟本部企画局

1971年 ゼンセン同盟国際部副部長

1974年 ゼンセン同盟国際部部长

-
- 1976年 ゼンセン同盟常任中央執行委員
1980年 ゼンセン同盟国際局局長
1981年 国際繊維被服皮革労組同盟アジア地域組織（TWARO）書記長
1989年 現職

国際シンポジウム

90年代世界と新たな社会経済政策の展望 —— 問われる労働組合の役割

ディスカッション・ペーパー

国際シンポジウムの参加者は以下の連合総研が準備した討議文書を参照することができる。これは単にシンポジウムのための一般的ガイダンス、討議項目を列挙したものにすぎず、参加者は討議テーマに関連した他の見方、他の項目を自由に論ずることが出来る。

目 次

- 〔1〕 問題の所在 —— 90年代のあり方と課題
 - 〔2〕 21世紀をめざす社会経済政策の基本的方向
 - 1. 効率と公正、市場と福祉
 - 2. 仕事の未来 —— フォーディズムを超えて
 - 3. 環境と開発への考え方 —— われら人類共通の未来
 - 4. 男女平等社会の実現、年齢差別のない社会
 - 5. 政府と公共政策、自立した社会組織の役割
 - 〔3〕 国際協調と協力の課題 —— ニュー・グローバリズムをめざして
 - 1. 自由で民主的な国際主義の建設
 - 2. 高度工業国間の調和と協力
 - 3. 課題への新たな挑戦 —— 環境と開発
 - 4. 平和と軍縮
 - 〔4〕 労働組合の役割 —— 不可欠な国際協力と調和
 - 1. 相互依存世界と「社会的分野 (Social Dimension)」の調和の重要性
 - 2. 欧、米、日の労組の活動と課題
 - 3. 労働運動の新たな展開をめざして
- むすびに代えて —— 自由な労働運動と国際協力の必然性

〔1〕 問題の所在 —— 90年代のあり方と課題

1989～90年の東欧、ソ連の大転換は第2次大戦後45年間続いてきた「ヤルタ体制」の転換を意味するだけでなく、社会、経済、国家、国際関係のあり方の全体にまたがる20世紀の歴史パラダイムの転換をも意味する側面がある。こうした変化の影響をうける90年代の労働組合運動は、いま一度みずからの立脚点を確認し、21世紀に向かって運動の基本視点を明らかにしておく必要がある。

われわれが眼前にしている90年代世界はわれわれにとって楽観シナリオと悲観シナリオのいずれの可能性をも持つものである。

すなわち、第一には国際関係における対立と協調の問題がある。

つまり大規模な世界戦争の危険が大きく薄らいだだけでなく、東欧・ソ連の経済が次第に市場経済圏に組み込まれ、また民主主義と自由の価値が確認されたことによって、より世界的な一体性が強められ、グローバリズムが進むという楽観シナリオを想定することも出来る。他方、逆に東西対立の大きな変化のために、両体制の縛りがゆるみ、今回のイラク湾岸戦争をはじめ新たな緊張関係が強まり地域紛争が頻発するだけでなく、世界がより「経済の時代」となる性格を強め、そのため米、欧、日という三極の対立の側面が強まり、欧州共同体、北米自由貿易圏、日本・D A E sグループの間に保護主義またはブロック化の危険が増す可能性がある。このような三極間の対立が深まるとするならば、人類にとってより困難な課題である南北問題や地球環境問題での国際協力はいっそう難しくなることとなろう。

第二には市場経済圏の拡大の展望がはたして社会の進歩につながるのか、それとも高失業と社会の分極化に帰結するのかという問題がある。すなわち市場経済の発展と経済の活性化がおのずから経済的厚生をもたらすはずだという「理論」にもかかわらず、実際には90年代の社会や国家のあり方が「弱肉強食」の荒々しい市場原理が支配した19世紀の世界に戻ってしまうという危険性があるのである。「黄金の2000年」（ネスビッツ）が予言されるとともに、「社会による救済の不能化」（P. ドラッカー）がいわれ、新市場主義、新保守主義のいっそうの強まりが懸念される。それはECにおいてすらその統合がますます労働者のための欧州共同体ではな

く資本の拡張のためのものとなっていくのではないか、という懸念がある。

そして国際的協調か対立か、あるいは社会的進歩か、社会的衰退かのいずれの場合でも、比較的なたしかに言えることは、経済における世界的相互依存と統合という傾向そのものは変わらず、ただその速度に影響を与えるのみであろうということである。

われわれの課題は、国際的対立に代えて国際的協力と調和の拡大を、失業を克服し社会的分裂に代えて社会的進歩の90年代の世界を築く可能性をひろげていくことである。その意味では今日われわれは新たな時代に対応した国際秩序づくりの最中にあるともいえよう。勤労者のくらしと雇用とを守り、市民のくらしを向上させていくこと、社会的連携（Cohesion）を高め公正と連帯の社会を形成するために、また民主主義と自由を拡大し世界平和を定着させるために、国際的対立の激化ではなく国際的協調と協力を強めることであり、そのために自由な国際労働組合運動の強化発展をめざすことである。

〔2〕 21世紀をめざす社会経済政策の基本的方向

1. 効率と公正、市場と福祉

1990年11月12日、全欧安保協力会議は「パリ憲章」を採択、あらためて市場メカニズムにもとづく経済の意義と「民主主義と自由」にもとづく政治的価値を強調し、東西の壁の崩壊後の世界の出発点を確認した。

市場と社会的公正

しかしながら、われわれはこの市場経済と民主主義という組合せはおのずから成立するものではないことは、独裁政治体制と自由主義的市場という組合せの国がこれまで存在したことによっても明らかであろう。

また「自由、平等、博愛」というフランス人権宣言は、すでに西欧的価値を越えた人類共通の財産となりつつあるが、この理念の実現はそれぞれの国のなかでのたゆまぬ努力によって一步一步近づいていくものである。また市場経済が機能するうえで不可欠な公正という社会原理についても、今日では、真の公正は連帯のないと

ころにはなく、また存在し続けることができないという重要な事実について言及されている。「新市場主義」はしばしばこの点を見逃し、市場経済の発展がおのずから社会の進歩を保障するものであるかのように主張する。しかし市場経済は社会的公正と人間的・社会的価値というルール、規律をともなっこそ良く機能しうるし、経済的厚生をもたらすのである。市場的効率と社会的公正と手を携えてはじめて社会的進歩に貢献しうる。そしてこの社会的公正は連帯をめざす人々の日々の営為に支えられることなしには担保されないのである。

民主主義と自由な労働組合運動

90年代世界の市場経済の発展が高失業と社会的分極化に帰結するのではなく、ひとりひとりに人間的なゆとりと豊かさに満ちた社会をもたらすためには、20世紀までの労働運動の成果を確認し、さらにこれを人類全体に広げていく努力をする必要がある。

その基本は経済的価値と社会的価値を等しく大切にし、調和させることである。経済政策と社会政策の調和化、福祉と社会的公共的サービスの拡充は社会的つながり (Social Cohesion) を維持する有力な手段である。これらは今世紀の労働運動の長期にわたる課題であったし、今後もそうありつづけるであろう。

自由な労働組合運動はこうした人権宣言以来の発達した社会連帯の仕組みと価値を担う有力な担い手であったし、いま旧東側世界でかつての「擬似労組」を脱して新たに成立しつつある労働組合が「国家、政府、政党、資本、企業」から独立した真に自由な労働組合運動を志向しつつあることはその大きな証左となる。これから市場経済社会へと移行しようとしている開発途上世界にとってこれは普遍性のある原理とならなければならない。自立した労使関係の確立、産業民主主義の確立は不可欠の柱である。

複数民主主義 (Plural Democracy) と「社会市場経済」

生産者だけでなく消費者の立場の尊重、女性の地位向上や環境的価値の尊重をかかげるさまざまな市民運動、地域と自治体の独自の役割、公共部門と第三セクター

の活性化をはじめ、現代社会は複数の民主主義によってよりよく支えられ、社会的安定性を確立する。

したがってわれわれの経済政策の考え方は「社会市場経済」を基調とすることとなるし、社会経済の決定に対して勤労者への情報提供を含む参加を重視したものとなる。かつて「ケインズ・プラス — 参加型経済」と欧州労連研究所（ETUI）が名付けた考え方をわれわれは重視し発展したいと考える。

2. 仕事の未来 —— フォーディズムを越えて

90年代に入っても発達した市場経済諸国において、未だに高い失業率が解消されず、また最近の景気後退と欧米での失業率の高まりが懸念される。産業と都市・農村でのリストラクチャリングは停滞してはならず、また社会的苦痛を拡大するようなものであってはならない。

また、90年代の産業と経済の展開方向は、知識集約化、知識社会への移行がいつそう進むものとみられる。すなわち、製造業においても先端産業とフレキシブルな多品種生産、さらに情報化を基盤にした多様で個性化する需要の把握と創造というかつての画一的な大量生産・大量消費からの変化がみられる。加えて、情報産業などの第三次産業の拡大、公共や民間あるいは混合セクターによる社会サービスの供給等は短時間就業者の拡大や就業形態の多様化をもたらすだけでなく、仕事の質や意味を変えることになっている。「技術と技術革新はひとつの社会過程である」(OECD-Sandqvist報告)であり、ヒューマン・リソース(人的資源)がそのかねめをなす時代なのである。高失業と社会的分極化を避け、こうした産業構造と社会の変化に対応して、われわれはこれまでのいくつかの運動の経験をふまえ、90年代に向けた新たな視野と合意を立てていかなければならない。

技術の変化を交渉する —— 情報権と参加権

絶え間ない技術の変化に対し、労働組合は受け身で対応するのではなく、つねに技術変化にかかわる経営情報にアクセスする権利を確立し「技術変化を交渉する(OECD, TUAC)」という積極的な対応が必要である。調整プロセスへの労組の参加は不

不可欠な条件である。そのためにも日常においても職場における労働者の基本的権利が重視され、「労働の人間化」アプローチ（ドイツ労働総同盟DGBなどの長年の運動目標）をめざさなければならない。また産業構造の変化、就業形態の多様化が組織率の低下や労働組合組織率の低下に帰結することに対し、労働組合のあり方の見直しも不可欠である。自由な労働運動の新たな強化のコンテクストにたったうえで決定権への参画の問題を含めて経営への影響力の強化がはかられる必要がある。

フォーディズムの欠陥を克服するには、自立した労使関係の形成を踏まえ、勤労者の新しい労働権、交渉と参加権の拡大が不可欠であり、それを前提としてはじめてフォーディズムを越えてポスト・フォーディズムへと前進しうるのである。

90年代の積極的労働力政策 —— 人間的能力の向上

そうした移行を円滑にするためには90年代の積極的労働力政策が確立されねばならない。すでにこれに関わってOECD-TUACでは「90年代の社会戦略」の一環とし「積極的労働力政策」を位置づけ、多面的な検討を重ねてきている。絶えざる技術の変化と需要の変化、ひろがりゆく需要の個性化、産業の情報化、産業間の相互乗り入れがすすむ現代経済においては、労働を経営の一方的な指令下に置くのではなく、その自発性・創造性を発揮しうるような教育・訓練のシステムの確立、労働者の新たな参加のあり方など人間尊重のシステムに改革していかなければならない。人間的能力の向上、「人的資源」の開発にとって職場のあり方、教育の役割は決定的である。労働時間の短縮、職場の基本的な労働者の権利（Basic Right）、参加と情報へのアクセス権の拡充、たんに職業訓練だけでなくより広い人間的能力向上のための生涯学習、教育有給休暇、リカレント教育などの条件が整備されるべきである。

3. 環境と開発への考え方 —— われら人類共通の未来

1990年代と21世紀にかけての世界のもっとも困難な課題となろうとしているのが、開発と地球環境問題である。

このテーマはことに重要であるが、今回の国際シンポジウムの中では十分にふれ

る余裕がないため次回のシンポジウムの課題として残されることとなる。この課題はこれから高度に発達した市場経済諸国にとって長期にわたり中心的課題となりつづけることは間違いない。1989年のアルシュ・サミットで合意された「債務・環境スワップ」はこの課題解決にむけたひとつの取り組みであった。南北問題は、中進途上国のなかの債務累積国グループ（いまは多くの東欧諸国が加わっている）の問題、そして最貧途上国での人口爆発、飢餓の日常化など債務累積問題について、南北格差拡大というようにいっそうの困難をましている。そして今日この問題はかつての「東側」諸国の相当部分が合流していくことになる。この部分に対して「マーシャル・プラン」的な援助と国際協力がこの過渡期に必要である。

また地球環境問題の登場は、かつての公害問題が、エネルギー危機など「成長の限界」を大気汚染をはじめとする有害物質の規制を基本にしたものとは異なって、オゾン層破壊、地球の温暖化、種の保存の問題などより広範でより根本的な対応を必要とするものである。これはたんに技術的ブレークスルーを必要とするだけでなく、社会的ブレークスルーなしには解決しえない性格を持つものである。「人権宣言」は「自由、平等、博愛」の原則を人類普遍の価値として定式化しているが、恐らく今日われわれはこれに「環境」的価値を付け加えなければならないのではないか。国家、社会、行政、技術、文化のパラダイムがこの新たな人類普遍の原則を踏まえて書き換えられるべきものかもしれない。しかも、この地球環境問題はブルントラント報告にあるように熱帯雨林消失の事例ひとつをとっても、深く「環境と開発」は密接不可分であり、それをどう解決しうるかが「われら人類共通の未来」にかかっているのである。

4. 男女平等社会の実現、年齢差別のない社会

環境と開発の問題と同様に人類にとって大きな課題となっているのが性差別と年齢差別の克服である。職場における雇用平等は人類文明史はじまって以来の男女間の差別的な役割分担を克服していく以外には最終的な保障の方途はない。性を越えた「同一労働、同一賃金」その最初の出発点となる。

また「北」の諸国についても、日本のようにかつてない早いスピードで高齢社会

に入りつつある国もある。高齢社会は福祉国家を必要とするだけでなく、それはたんに所得再配分にとどまらない福祉共同体社会の形成をもとめるものである。雇用や社会での年齢を理由とする差別をなくし、入職から退職にいたる本人の意思で選択できる柔軟な雇用制度と所得保障、強壮な男子成人にのみ働ける職場から誰でも働けるヒューマンな職場への改革、地域社会の改革が不可欠である。自立した社会組織の役割の増大、第三セクターや公共政策の役割が強化されることなしには、高齢社会への移行が社会的な分裂 (Fragmentation) を促進することは避けられない。

そうした課題解決の前提として、地球にはいまだに人種的偏見と差別がはびこっている現実を直視しなければならない。南アフリカの最悪のアパルトヘイト政策は解決にむけて今胸突き八丁の困難な局面にあり、全世界からの支援が要請されている。

5. 政府と公共政策、自立した社会組織の役割

環境問題への対応は、CO² の地球規模の規制をはじめ「地球高度管理時代の到来」ともいえるように、計画化手法を不可欠としており、この解決にはこれまでの常識を越える決定的な国際的な協力の強化が必要であるが、冷戦構造の崩壊が大国の援助の意欲を低下させている面がある。80年代の「失望の10年」に終わることのない新たな行動計画が求められている。ここにおいては「自由か計画か」「市場か計画か」という問い自体が無意味であり、中央、地方の政府と公共政策の新たな役割の強化が必要である。

現代世界の特徴は経済が国境を越えるだけでなく、社会と文化の独自の交流が拡大していることであり、またその交流が国際的協力と国家の役割の変化をもたらしつつあるということである。政府機構や、企業の国際活動だけでなく、自由な労働運動の国際的協力をはじめ、自立した多様なNGOの社会組織の活動の活性化とその相互間の国際協力の強化が求められるのである。

〔3〕 国際協調と協力の課題

— ニュー・グローバリズムをめざして

1. 自由で民主的な国際主義の建設

ポスト冷戦は20世紀を長らく縛っていた旧式の図式としての「体制選択」を越えた新たなグローバリズムの世界を可能とするはずであるが、他方米・欧・日の三大経済圏の間の対立や地域的な民族紛争をかえって拡大する懸念も存在する。われわれは折角おとずれた世界戦争の恐怖からの開放と民主主義と市場を基礎とする世界の一体的発展を可能とするため、自由で民主的な国際主義 (Liberal and Democratic Internationalism) の視点に立つ「変化への挑戦」を新たな構想形成への努力と勤労者の国際連帯の精神高揚によって図っていかなければならない。

旧二大体制時代の終焉のあとにくるのはおそらく人類史上はじめての多中心主義 (Polycentrism) の時代であり、集団的リーダーシップの時代である。これは、三大経済圏の関係においても旧東西関係においても、また南北関係についても妥当する。それが相互間のブロック主義や内向きのナショナリズムの台頭、バラバラの世界に帰結しないためには、ニューグローバリズムと自由で民主的な国際主義をあらためて強く想起すべきである。

第2次大戦後誕生した開かれた公正な自由主義・国際主義、国際観の多角的通商・通貨関係をめざしたブレトンウッズの体制は、アメリカの相対的な経済的位置の低下とともに次第に弱まり、今日では不安定で異常な上下変動の大きい国際通貨問題と、終始起こる国際貿易をめぐる紛争やブロック化の危険に直面している。ところが現実の経済は当時にくらべてはるかに深い国際相互依存が進んでおり、瞬時に大規模に移動するマネーの動きなどは、国際的統合の進展ともいべき現象である。しかしながら、GATTやIMF・世銀、ILOや国連をはじめ国際的機構の強化や国際秩序の整備はそうした実体に対応しておらず遅れたままである。新たな自由で民主的な国際主義を可能とする国際レベルでの協力が多分野にわたり求められ、それへの飛躍的な努力と世界精神の高揚がはかられる必要がある。国際間の紛争の政治面、安全保障面での国連の役割が強められる必要があるだけでなく、自由で多

角的な経済秩序をめざしたブレトンウッズのシステムを建て直し、強化していく必要がある。

こうした課題は世界各国等しく努力する必要があるが、世界のGNPの約半分を占める米、欧、日三大経済圏(Three Big Economies)の責任は大きい。

2. 高度工業国間の調和と協力

ポスト冷戦の世界はこれまでのような安全保障問題が第一の優先課題であった時代から、より経済問題が国際問題の中心に移行していく時代とみることができよう。あるいは新たな安全保障と協力の問題も国際経済問題の調和なしには、より困難な時代であるともいえよう。

この点では米国中心の戦後経済体制が終わり、米・欧・日の三極体制がその重要な要になることとなる。現在の傾向線をたどると西暦2000年頃にはこの三極は殆どの経済指標、国際金融取引への依存度で類似した規模となるものと思われる。

困難であった過去10年の経済成長の実績に対して、ECはEFTA諸国や東欧の一部との合流を含め成長率の上昇が期待しうるし、日本は基幹技術開発のリーダーとしての役割やDAEsをはじめとするアジア周辺諸国との関係を含めてこれまでに近い成長を続けよう。アメリカは逆に「双子の赤字」にしばられ、成長率が下がることが懸念される。

いずれにせよこのような変化が国際通貨通商問題で対立や内向きの姿勢への転換、別言すれば国際強調関係の衰退に帰結しないために、三極間においてあるいはそれぞれの圏内や国内において新たな努力が強められねばならない。

Regionalisation と Globalization —— ニュー・グローバリズムに向かって

第一は新たな地域主義の潮流がブロック化や孤立主義に陥らない努力が必要である。第二段階に入ろうとしているECは、決して「要塞ヨーロッパ」にならずまた民族主義的な動きの台頭でもなく真に統合欧州になっていく努力がなされつつある。その真の鍵が「社会ヨーロッパ」の形成、「社会的側面(Social Dimension)」

(最低賃金や労働時間等の労働条件、労働基本権、自由な団体交渉権、社会保障、

安全衛生、環境など)の重視であることはいうまでもない。アメリカはカナダ、メキシコとともに北米自由貿易圏を形成しようとしているが、公正で自由な競争と自由な団体交渉拡大がまずもって必要である。日本及びアジア諸国はこれに対してブロック化の必然性は乏しく、また開かれた公正な社会と経済をめざさねばならないが、社会的人間的価値を置き去りにした経済主義・産業優先主義が最大の問題であり、輸出攻勢を改め、すでに日本が変わりつつあるように内需主導の成長へと切り換えていく必要がある。大切なことは地域主義の動きがブロック化ではなく、より大きなグローバリズムの確立を視野に入れた「開かれた地域主義」をめざすものでなければならないという点である。

自由で民主的な国際主義の条件

その信頼を醸成するためには、日本はその強大な経済水準に見合う労働社会標準を実現し「開かれた公正な社会」をめざしていくというだけでなく、一国繁栄主義を越える視野を確立し、国際的責任を回避してはならない。国際公共財の負担分担はもとよりエレクトロニクスや宇宙開発、ヒューマンフロンティアなど科学技術面での協力、東欧ソ連の市場経済導入に伴う協力、途上国債務や地球環境問題へのリーダーシップなど日本のはたすべき役割は大きい。

アメリカの戦後体制のユニラテラリズムの志向を越えた集团的リーダーシップの時代のリーダーとしての役割を果たす位置にあり、従来と同様、孤立主義に陥るわけには行かない。

欧州は、「二層化した欧州」でも「欧州中心主義でもない欧州」というこれまでの努力を継続しEC統合の成功に努めなければならない。

今日少なくとも経済面においては世界はヘゲモニーの時代から「ジョイント・マネージメントの時代」に入っているのである。

新たなグローバリズムの時代に入るためには、三極間での通商、通貨金融経済政策、環境、社会労働政策面での協力を一段と高めるさまざまな努力がOECDをはじめとして求められる。

国際通商・通貨システムの改革

GATTやIMFという国際制度は、今日東欧、ソ連（オブザーバー）など新たな参加を得る一方で、三極対立をはじめとして多国間システム自体への信頼性と国際的な求心力を薄めていく危険もある。

ウルグァイ・ラウンドでの熱意の欠如をはじめ、GATTという多角的通商システムの維持強化に関する信頼が薄れ消失していくことは、マクロ的視野からみればやはり深刻な事態と捉えねばならない。われわれはその原因のひとつはGATTそのものが、ITOの成立に失敗したことにも表れているように、基本的憲章の欠如、ことに社会条項(Social Clause)を欠き、開かれた公正な貿易を担保するにはほど遠い弱体なものにとどまっているからだと考える。そしてその背後には一方における対外赤字の持続、他方における対外黒字の累積という構造的不均衡の是正が進まないという点がある。三極間における構造的な不均衡を是正しつつ、従来のGATTを多角的貿易機構に組織替えしようという提案は十分に検討されるに値するものと考えられる。

また、IMFの現行のシステムは三極間の通貨の安定に程遠いものであり、開発途上国や変革下にある東欧などの経済改革に際する社会的・政治的要素を反映させるに適切な役割を果たすことができない。変動相場制に移行してすでに20年に近い年月が経過したが、この三極間の通貨関係の乱高下は各国に経済社会の混乱を極度に増幅した面があり、それがいくつかの国では新市場主義の台頭、「社会的側面(Social Dimension)」の切捨での背景ともなってきた。「プラザ合意」(1985年)、「ルーブル合意」(1987年)は無意味ではなかったが、不十分なものであり、三極間の通貨の安定関係を図る措置や機構の確立が求められている。欧州通貨制度(EMS)の強化、欧州通貨単位(ECU)の定着などの欧州経済統合の第二段階がこれに貢献することが期待される。

3. 課題への新たな挑戦 —— 環境と開発

貧困と差別と飢餓の一掃、民主的経路に沿った開発は人類共通の課題である。1980年代の10年は開発途上国にとって「失われた10年」であった。60年代、

70年代と成長を続けてきた途上国は80年代において軒並み低成長ないしマイナス成長となり、人口一人当たりのGNPの絶対水準の低下が多く、多くの国で生じた。途上国債務はメキシコ債務問題をはじめ重要な協力がなされたにもかかわらず1989年末には1兆2,900億ドルに達し、国連が指定した後発発展途上国(LLDC)は25ヶ国から42ヶ国に増大した。さらに途上国を中心に人口増大が続き、2000年には36ヶ国の4億8,600万人が自分の国土で食料を賄うことができなくなると予測される。途上国の内発的発展を支える貿易・金融体制の整備の促進、債務の軽減、先進諸国のGNPの0.7%の政府開発援助の拡大、後発発展途上国(LLDC)への0.15%の援助の目標が新たに重視されるべきである。

東欧・ソ連の変革に伴う資金需要は従来の「南」の諸国への開発資金流入と競合し、途上国経済の停滞と債務返済問題に一段と困難さを加える要素となっており、先進国の配慮が一掃求められている。

開発と援助の質の改革は常に留意されるべき事項である。政府開発援助は供与国側の一方的な決定ではなく、途上国の人間的・社会的ニーズに即し、現地住民と労働者の参加など開かれたものでなければならず、これにあたっては「人権と環境」という新たな社会基準を導入し、途上国の民主化運動と内発的努力を鼓舞すべきである。

ブルントラント報告は開発と環境の不可分な関係を指摘し、持続可能な発展(Sustainable Growth)を主張したが、1992年の国連環境開発会議に向かって、防止的戦略に立った地球温暖化対策、酸性雨、熱帯雨林対策など、有効な測定と国際査察、具体的目標の設定、効果的实施が合意されるべきであり、環境対策のための援助を含めOECD諸国の責任は重大である。

4. 平和と軍縮のために

湾岸戦争にみられたような、地域、民族紛争はこれからも生ずる危険性は大きい。それでも米ソをはじめとする軍拡競争は「冷戦の終焉」とともに終わり、軍需産業の民間産業への転換、軍需への財政支出の削減が可能となっているが、ポスト冷戦に伴う「平和の配当」は、それより大きな部分が「開発と環境」に回されるべきで

ある。大国の軍縮だけでなく、途上国でしばしばその国に不釣り合いな巨大な財政支出を伴う軍備拡張が生じているが、国内の人的・社会的開発に回されねばならない。

最近の湾岸戦争は安易な武器輸出の拡大がいかにかに世界平和を危うくするかについての証左である。途上国間の軍拡競争と地域紛争を危険なものとしている武器輸出の制限について国際的取決めの強化が、今日ほど求められる時代はない。武器輸出禁止を維持してきた日本は、その際には有益な国際的イニシアティブをとることができよう。

いまだに熱核戦争の恐怖は完全にぬぐい去ることはできない。核兵器の製造と保有が世界的に拡散していくことは大きな脅威である。毒ガス製造の禁止など化学兵器の禁止を早くから呼び掛けていた国際化学エネルギー一般労連（ICEF）の懸念は、今回の湾岸危機で問題の重要性があらためて明らかになったのである。また、これらとは性格の相違はあるが、さきのチェルノブイリ原発事故の国境を越えた重大な結果は、原子力の利用に関しての査察体制を含む国際協力が不可避なことを示しており、国際原子力機関をはじめとする国際協力体制の確立が早急に求められている。

〔4〕 労働組合の役割 —— 不可欠な国際協力と調和

1. 相互依存世界と「社会的側面（Social Dimension）」の調和の重要性

東欧・ソ連の変革と市場経済で結ばれる世界の出現、相互依存の一層の深まり、統合の性格をも強める世界経済、そして情報、通信、運輸、文化の交流の量的、質的拡大の中で国境でしきられてきた国と国との社会の関係についても今日相互依存関係の発展があることは、非政府部門（NGO）を含む自立した社会組織間の交流拡大からも推察できる。1948年国連で採択された世界人権宣言は国境を越え個人の基本的権利に関して普遍性ある合意が可能であるという信念と、それが前向きの国際関係の維持の必要条件であることを確認しているが、今日それはILO条約などの社会的権利を含めて一層重視されなければならない。

世界人権宣言の第23条の4は「すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、またこれに参加する権利を有する」として、自由な労働組合運動が基本的労働条件と生活水準の保障として必要であること、これが社会の安定とコンセンサスの不可欠の要素であることを確認している。

今日、経済発展における社会的側面の重要性は各分野でどのように強調されているも強調されすぎることではない。

開かれた多角的貿易システムの将来はハバナ憲章草案の「社会条項」を含む基本憲章、基本機構の改革が必要であるし、途上国援助・債務問題解決には当事者として労働組合が意思決定に参加することが不可欠である。国境を越える多国籍企業はその活動展開においてOECDガイドラインにそった社会的ルールを尊重すべきであるし、先進地域で新たに設定されつつある環境基準を他の地域で逃れるというようなことがあってはならない。また東欧・ソ連の改革に当り産業の復興とともに、その「社会的側面」、即ち自立した自由な労働組合運動の確立、対話と交渉が大切な要素であることが強調されなければならない。

地球環境問題にチャレンジするときに、技術的解決に加えて、職場とくらしの両面において、労働組合、消費者団体、婦人、地域住民団体、など積極的な参加と活動を期待することなしには、社会的解決の出口は見つからない。

成長を公正と福祉にむすびつけること、経済効率を社会進歩にむすびつけるためには、問題の経済的側面（Economic Dimension）に対する社会的側面（Social Dimension）の重視とその調和が不可欠であり、自由な労働組合運動はその重要な担い手のひとつである。

2. 欧、米、日の労組の活動と調和

欧州労連は統合欧州の形成にともなう「社会的分野」について、不十分ながらも承認された社会労働憲章をさらに欧州対話とそれぞれの国レベルの団体交渉を通じて内容を豊富化しつつ、全欧州レベルでの労働権や大きな労働条件格差の着実な圧縮に挑戦している。ヨーロッパ社会の二層化を防ぎ、東欧・ソ連の改革の困難さからくる労働力の大量流入の危険性を回避し、「社会的ダンピング」が生じないよう

な市場・経済統合のあり方、またそれを促進する欧州議会の決定の促進に力を注いでいる。

アメリカの労組は、80年代に反労働組合的な連邦政府といくつかの州政府の攻撃を受け、富めるものと、貧しきものとの格差の拡大、社会保障の切捨ての動きに対して激しく闘ってきた。近年ようやく反組合的雰囲気に変化し始め組合指示の兆候が見られ始めストライキの勝利が目立つようになっている。今後、米カナダ自由貿易協定や米メキシコ自由貿易協定の結果、工場や職場がたんに低賃金地域をめざして動き、勤労者の雇用と生活がたやすく犠牲にされないように活動を強めようとしている。

日本の労働組合は戦後長らく分裂していた労働組合の統一をなし遂げ、自国の強大な経済力に見合った正当な労働条件を勝ち取り、輸出主導型ではなく内需主導型の日本経済に転換させていく運動を進めている。「ゆとり、豊かさ、社会的公正」を新たな合言葉として掲げ、積極的に労働時間短縮をめざすとともに労働基本権の確立（公共部門）、男女雇用平等、高齢者雇用の拡大、職場の安全衛生、社会保障の拡充に努めつつある。産業優先から生活者・消費者優先の社会へ転換していくことをめざしていくとき、労使対等の産業民主主義の確立がその鍵であり、民主主義を強固にする不可欠の柱としてこれを位置づけつつある。そしてそのことがD A E Sをはじめとする困難な課題を抱えたアジア諸国の自由な労働運動（労働基本権の確立、自由貿易加工区問題）に大きな励ましとなるよう期待している。またアジアにおける「社会的側面（Social Dimension）」の改善が90年代から21世紀にかけて、国際経済が内向きのブロック化に陥ることを防ぎ、国際協調と開かれた多角的経済関係を維持するうえで不可欠な柱をなすことを知っている。いずれにせよ、国際的な相互依存関係の深まりの進行は歴史の必然的な流れであり、自由な国際労働運動がそれに見合っただけで制度的にも機能的にも強化されること、各国の労働運動がそうした努力を行うことは不可避な義務である。

3. 労働運動の新たな発展をめざして

19世紀以来の伝統ある自由な労働運動は、1980年代に入って攻撃的な政府

や使用者による抑圧、労働組合組織率の低下に見られるような、大きな困難に直面し続けてきた。これに対して各国の労働組合運動は第一に雇用危機など直面する課題に全力をあげつつ、市場統合や産業再構築などの変化に挑戦してきた(The Challenge of Change —— ICF TU 88年大会)。そして第二に産業構造の変化や職種構造の変化を反映したホワイトカラーや短時間就業者の拡大に対して、職場でくまなく従業員を組織しうるような努力や多様な組合員の要請に合致する運動の工夫、またよりゆるやかで柔軟な形態での組織化の試みも行ってきた。組織化のための努力はいずれの国の労組にも共通しており、AFO-CIOが組織化研究所を設立して組織化のための人材育成を開始し、欧州労連は付属労働大学を設立して統合欧州の活動家要請に乗り出している。日本でも伝統的な産業別労組がより複数業種的な分野に跨がった組織化と活動領域の拡大に乗り出している。

また第三には地域社会への法律サービス、消費者利益の擁護、環境擁護など生活の質向上にかかわる活動の拡大、他の社会組織との連携、中央・地方の議会活動の拡大など幅広い活動による社会的代表性の確保がめざされている。

むすびに代えて —— 自由な労働運動と国際協力の必然性

この道は決して平坦ではないが、今日東欧・ソ連の変化という20世紀の歴史の大変革の中であらためて明らかになったことは、政府や企業の手で動かされた官製労働組合の崩壊に対比して、自由な自立した労働運動がいかに根強いものであるかという点である。そしてこれがまた市場経済が公正に機能し、社会進歩とは結びついていく条件でもあるという点である。自立した自由な労働組合運動をはじめとした勢力によって、資本と市場の専横に対し社会的拮抗力が働いていくことが、経済発展を生活条件の向上・福祉の確立に結びつけるうえで不可欠な条件なのである。そしてまたこれこそが複数民主主義(Pluralism)的な原理にもものづく民主主義の基盤を強固にする柱でもある。自由な労働組合運動は21世紀への国際関係の変化とそれにとまなう課題に対応した国際協力と調和の努力を高めながら、これからも新たな挑戦を続けていくものと確信できよう。

海外参加者レポート

ギュンター・ケプケ氏

欧州労連（E T U I）研究所長

「欧州統合、労働市場と社会的側面」

〔目次〕

1. はじめに
2. E C 発展の五つの段階
3. 転換期の欧州
4. 域内市場の完成
5. 経済的及び社会的つながり (Social Cohesion)
6. 欧州労働市場の構造変化
7. 雇用開発
8. 「社会的側面」 (Social Dimension)
9. 社会行動計画
10. E C 条約の改定
11. 欧州社会対話

1. はじめに

過去数十年に生じた生産の国際化と市場のグローバリゼーションは、すでによく知られるようになってきている。自給自足的な国民経済を今日もはや見出し難い。多国籍企業は自分達の生産物、商品市場の拡大をめざして競い合いつつ、世界規模の経営戦略を展開している。生産物、生産プロセス、技術的ノウハウ、資本は世界規模で取り引きされている。

労働組合、ことに I C F T U や国際産別組織のような国際的労働組合組織は、この世界経済の構造転換の影響、帰結に関する議論を行ってきた。これは先進国も途上国もおなじく影響をうけているひとつのプロセスである。

こうした世界規模の展開に伴って、いくつかのグループの国々の間での地域的統合のプロセスが進みつつあり、この傾向はさらに将来とも継続されるものと思われる。そのような地域統合の原型は、むろん 30 年前の E C 創設による欧州統合のプロセスである。

地域的経済グループの形成は、南米のアンデス諸国や東南アジアのアセアン諸国の例のように世界の他の地域にも広がっている。

ごく最近のアメリカ、カナダ、メキシコは同様のさらなる展開を代表するものである。6月はじめのアフリカ統一機構(OAU)首脳会議において、各政府首脳はアフリカ経済共同体の条約締結にサインしている。

欧州では、まったく新たな型の構造が生まれつつある。この目的は経済的そして政治的両面にわたるものである。E C に経済・通貨統合及び、政治統合をはかっていく現在の努力はその質的な変革を意味するものであり、欧州経済空間の形成、つまり E C と E F T A (北欧などの欧州自由貿易協定諸国で構成)との現在交渉されつつある協定(12+7ヶ国となる)の動きは、こうした欧州統合の方向へのいっそうの踏み込みを行っていくことになる。また1991年6月に開催される全欧安保協力会議(CSCE)は、東西欧州のすべての諸国が初めて勢ぞろいし、協力のあらたな関係を反映するものとなり、冷戦時代の最後カーテンを下ろし、東西にまたがる欧州大陸の繁栄をおしすすめるものとなろう。このような背景変化に対して、欧州労連研究所の連合総研主催の国際シンポジウムへの貢献は、ことに欧州統合およびそれに関わる

欧州労働市場の構造展開と社会的側面について焦点を当ることとしたい。

2. EC発展の五つの段階

何年前から欧州は工業化諸国のなかでの衰退地域とみなされはじめていた。実業家と政治家の関心はますますアメリカ、日本、東南アジア新興工業国に集まるようになってきていた。太平洋地域が世界のあらたな経済の中心になるようにみえた。

今日、欧州はアメリカと日本との関連性において再び問題とされるようになってきている。欧州統合は欧州諸国自体にとっての挑戦であるとともに、とそれ以外の世界にとっての挑戦ともなる。この小さな、古くからの、ときにはオールド・ファッションにうつる欧州大陸は、まったく異なった理由から、世界で経済的、政治的に再発見されたのである。

1992年の終わりまでにEC域内市場を完成させるという計画ほど、欧州政策問題で近年大きな論議を巻き起こしたものはない。1985年のはじめに就任したジャック・ドロールEC委員長は、欧州統合へ新たな生き生きとした血を流し込みそれを新たな基盤へと移し換える大きな役割を疑いもなく果たした。

数年の間は政府間で論議、それなりのいさかいがあった。この状態は次第にマヒし、欧州統合は行き詰まってしまうのも不思議ではないと考えられた。欧州動脈硬化症がさまよい出ようとしたのである。

ジャック・ドロール氏はこの欧州の状況の危険な兆候を受けとめ、EC形成の再建への四段階の計画をもったあらたな政策戦略をつくり出した。

第一段階はスペイン、ポルトガルを含め、南欧と地中海地域の諸国に利益となる施策を伴った、拡大欧州の形成である。

第二段階は1992年までに国境のない巨大な域内統一市場を全政府の支持をうけつつ創出していくということである。

第三段階は1958年のローマ条約を単一欧州法に替える修正を行うことである。この欧州「憲法」は新たな終着点を明示することだけでなく、殊にこの目的を達成するための欧州議会や欧州閣僚協議会による意志決定手続きなどの新たな運営上、機構上の整備をはかっていかねばならない。

第四段階はECの中期財政計画を採択することであり、この目的への協定は最終的には1988年2月に開催された欧州閣僚協議会で合意に到達した。

ジャック・ドロール氏は、EC委員会とともに単一欧州法が必ずしもひとつだけのゴールをもつのではなく、域内市場の完成など相互に密接な関連をもつ6つの方向を追求するものである、という考え方に立っている。

- 国境のない域内市場
- 統合にともなう地域及び構造政策手段を講ずること
- 研究開発分野のより強力な協力体制
- 通貨政策の協力体制
- 域内市場の社会的側面の包含
- 環境保護

欧州労連はこれら6つの目標が合い携えてECの将来の政策を決定するというECの見解を共にするものである。社会的側面の創出を含む諸目標が実行に移されないならば、国境のない域内市場は存在することはできない。経済的及び社会的事象の間の内部関連性は労働組合運動にとってまづもって重要な意義を有するのである。

3. 転換期のヨーロッパ

ヨーロッパは大きな転換期にある。ECにおける構造変化、ECとEFTAの関係、中・東欧における劇的な社会変動、いずれをとってもその兆候は明かである。われわれは、5年前には誰も考えつきもしなかったような広範囲の経済的、政治的、社会的転換を経験しつつある。

域内市場統合の概念、およびその実現に向けて実質的第一歩を踏み出したともいえる1980年代末の一連の諸施策は、ECを衝き動かす重要な原動力となった。

いまや、ECの政策は、単にその領域内の経済活動と勤労生活のみならず、北欧、中欧、東欧にある領域外の諸国にも甚大な影響を及ぼすのである。このことは、現在領域外の多くの国がEC加盟に向けて多大の努力をはらうようになっていることの理由の一端である。オーストリア、スウェーデン、トルコ、マルタ、キプロス、そして最近ではチェコスロバキア、ポーランド、ハンガリーなどの諸国がこのような努力を

展開している。

現在のところ、ECがこれらの国の加盟を直ちに承認する準備があるわけではない。しかしながら、政治的潮流としては、今後数年のうちにECが民主的な諸国を受け入れる方向に向かっていることはまちがいないといえよう。まもなく、緊密な協力関係を求めて、数多くの連合関係が諸国間において形成・発展していくだろう。

4. 域内市場統合の完成

ECの域内市場のコンセプトは1985年にだされた委員会白書に基づいており、その白書には300をほどの法案が記載されていた。この労働者の生活および労働条件に大きく影響するヨーロッパ法の目的は物、資本、サービス、人の自由移動のための枠組みを創設することである。

EC内の物と資本の流れの傾向は、諸地域間の経済的総合依存の程度が当該地域の経済発展の度合と関連することからはっきりする。

域内市場の出現にともなって、地域間の社会的コストや社会面での水準の平準化に向けての投資も行われるではあろうが、投資の大部分はやはり流通過程の改善や通商の促進に向かう可能性が大きいと思われる。実際、これとその他の理由から構造基金（地域基金、構造基金等）の創設が決定されたのである。ECの中心地域が域内市場の出現にともなってより大きく経済的に繁栄するという想定は多くの経済的研究では見解も一致していないのである。

このような見通しは特にECの周辺地域に対して有用な援助が必要であることを示すひとつの警告である。スペインやポルトガルのようにECに新たに加盟した国は比較的高い成長レベルにもかかわらず、その発展によって当該諸国と元々の中核地域との格差がはっきりと縮小したわけではなく、また労働者やその他国家に依存している国民層の福利が現実的に十分改善されたわけでもないのである。その上各加盟諸国内では全体の成長と労働生産性のより高いレベルが、これまでのところ国内地域間の一致した発展の十分な刺激を与えることにはなっていないのである。

5. 経済面および社会面における統合－「社会的側面」

EC委員会は、経済面および社会面における統合の目標を定めるにあたって、単に加盟各国間の経済政策の協調を求めるのみならず、EC全体に及ぶ社会面での基準の概算に着手しようとしている。このことは大いに評価しうる点である。

ヨーロッパの労働組合も、この点については見解が一致している。国境なき域内市場は、同時に社会的側面の充実をもたらすものでなければならない。

ヨーロッパの労働組合運動が求めるものは、閉鎖的な「ヨーロッパ要塞」ではなく、開かれたヨーロッパである。ETUCが国境なき域内市場を望むのは、あくまでそれが雇用と生活諸条件の向上につながる限りにおいてである。また、ETUCの構成組織は、ヨーロッパの文化的多様性を保持しながら、同時に社会的側面における発展がもたらされることを希望している。

ところで、社会的側面の重要な構成要素のひとつが雇用である。労働権と社会保障権は、基本的な権利としてあまねくすべての勤労者に享受されなければならない。しかしながら、現実はこのような理想とはかけ離れた状態にある。したがって、労働組合はその実現に向けて要求を掲げ、闘争を展開しなければならない。

<ヨーロッパの失業>

現在、登録失業者数はEC全体で1,200万人程度、西ヨーロッパ全体ではさらに大きくなる。もし多数の未登録失業者が計上されることになれば、その数字がさらに膨らむことになるので、登録失業者数が実際の状況を正確に反映しているわけではないのである。実際、近年失業者数は減少傾向を示してはいる。しかし、EC全体で失業率の平均は8%を超え、この平均値には労働者のほぼ16%が失業し、特に若年層が打撃をうけているアイルランドやスペインのような国の特別に悪い状況は隠されているのである。さらに、この統計数値には旧東ドイツ等失業率が30%以上の地域の数値は計上されていないのである。

6. ヨーロッパ労働市場の構造変化

EC委員会とETUIが最近ヨーロッパ労働市場の構造変化と雇用状況についての

非常に広範な分析を行った。

この調査によって、1970年～1990年の20年間に、ECの就業者数は、景気変動に対応した浮沈を繰り返したという重要な事実が明らかになった。が、期間全体としては伸びがみられず低迷した。これは、同じ期間に就業者数が着実な増加をみせたアメリカ、日本と対照的である。

<仕事の量>

就業者総数で測られる仕事の量はアメリカや日本では着実に増加し、ECでほぼ同レベルであった。しかし、就業者総数で測られる仕事の量は、事態の一面を示すにすぎない。われわれは、同時に人々がどれだけの時間を仕事に費やしたか、また雇用統計にはまったく現れないが、現に遂行されている仕事の量にも目を向けなければならない。

一人当りの労働時間は減少した。その原因は、ひとつには労働時間短縮によって、フルタイムの仕事の所定労働時間が減少したため、もうひとつはパートタイムの仕事の比重が増えたためである。このような変化は、各国で一様ではない。しかしながら、団体交渉に関するETUIの継続的な報告によると、週間労働時間の減少と休日の権利の改善は西ヨーロッパ全体で確保され続けている。パートタイム雇用に関する限りでは、1980年代半ばから雇用増加の重要な要因となっている。

<地下経済と家事労働>

雇用統計には反映されないが、実際に遂行された仕事は、ひとつは地下経済における「もぐりの仕事」であり、もうひとつは、経済活動として認知されずまた計測もされない家事労働である。後者の大部分は女性によって担われている。

地下経済の「もぐりの仕事」に関しては、その全体の価値は正規の仕事に比べればわずかである。正規の仕事に対するその比率は、ECの北部でおそらく5パーセント程度、フランス、ベルギーではこれより若干高く、南部の諸国では10～20%と推定される。

家事労働には育児、洗濯、料理、病人や高齢者の介護、飾り付け等々が含まれる。

これを量的に測定することはもちろん極めて困難である。また、経済活動として認知される通常の仕事との境界線も、社会変動や政策の変化によってシフトする。

<工業からサービス業への移動>

もう一つの特徴は、雇用の農業から工業、工業からサービス業への構造的移動である。西欧では農業従事者数は、着実に低下してきている。

最近20年間にOECD諸国で起きたサービス業への労働力移動は、日本とアメリカでは西欧におけるような労使関係の悪化もなく達成された。これは産業発展と労使関係を無視することの愚かしさを特徴的に示している。

雇用の源泉としての工業の重要性にもかかわらずサービス部門のダイナミックな発展は続くだろう。

工業生産も益々サービス内容を含むようになってきている。配達サービスだけではなくデザイン、マーケティング、顧客サービスにまで拡大している。事実多くの製品の価値の大半は、付随するサービス次第である。例えばコンピュータ・ディスクットの価値は、蓄積可能なソフトウェアとデータで決まるのである。この傾向が、雇用と経済成長におけるサービス業のシェア拡大とともに、製造業とサービス業の境界を曖昧にしてしまっている。

<新技術>

製造業とサービス業の機能の区別をなくさせている要因の一つは、新しい技術とりわけ情報技術の発展にある。新技術の発展は、新製品・新生産方法の創出とともに確かにサービス業のダイナミズムの要因となっている。

新技術と関連して、国際化も職業構造、仕事内容、熟練などにおける変化の主要背景要因の一つである。サービス業は金融、財政、電気通信などの部門と関係が深いため、サービスセクターの中で、伝統的に保護されてきた部門も次第に外部的影響に対して開かれてきている。サービス業における生産・競争はもはや一国的枠内では分析できないとの議論がある。

<公的サービス>

サービス生産に影響あるもう一つの主な発展は、公的サービスでの変化である。一般的には技術発展は、私的部門のニーズに集中してきており、公的部門組織はデータ処理能力では5～10年遅れている。しかし政府は大きな雇用者であり、国際貿易上の購買者である。この理由の一つは、公的部門がコストと雇用の低減の方法としての新技術の採用に消極的だからである。このためイギリスなどのような国では規制緩和・民営化が行われてきた。公的部門のサービス改善、仕事内容の向上のため公的部門の機能の再編成を可能とするような新技術の採用の余地がある。このためには熟練、組織、設備などへの投資が必要である。

新技術、国際化、公的部門の変化の三つがサービス業における雇用見通しにいかなる影響を与えるか？特定することは困難であるが、生産性、需要パターンの変化、企業の役割などが考慮されるべきであろう。今後数年間は、サービス部門が雇用創出の主な源となって行くだらう。そして新しいタイプのサービスでは、より良い資格を必要とする仕事は、高賃金となろう。長期的には、仕事の熟練水準に対する向上要因が、低下要因より強くなるだろう。

7. 雇用開発

これらの構造変化は、ヨーロッパ労働市場の将来・見通しと深い関係にある。最近の状況は、諸問題と同様に積極的傾向を示している。

二つの積極的傾向がある。

まず第一に、過去2～3年間ECでは非常に良い雇用パフォーマンスであった。1986年以来年間雇用創出は1%以上である。これはEC雇用の年間150万以上の拡大を意味する。

中期的には、この雇用拡大は、雇用低下の激しかった80年代前半の失業分の埋め合わせとなっている。正確に言えば1988年までの雇用の伸びは、1980～83年の失業を補って余りあった。1991年までにECで1980年に比して600万の雇用拡大が期待される。

これは一つには高い成長率のためである。しかし二つ目は、仕事の密度が実質的に

増加したためである。

第二の積極的特徴は、E C内の発展が遅れた地域で雇用伸長の集中が強かったことである。これらの地域では、1980年代前半に雇用縮小が最高になり、失業率も高かった。

<雇用開発に関する四つの問題点>

積極的雇用開発とともにまだ沢山の未解決の問題がある。四つの問題が特に重要である。第一にE Cではまだ高水準の失業率が広まっていることである。満足できる状況からは程遠い。さらに高水準の不完全雇用、未登録未使用労働力がある。最近増加しているが、E C内の就業率は、1970年代末あるいはアメリカ、日本などの先進地域と比べてもまだ低い。

第二の問題は、高失業率がそのまま長期間変わらないことつまり長期失業問題である。1年間以上仕事に就いていない完全失業者の比率は50%に高まった。比較すればアメリカでの匹敵する数字は10%である。2年間以上仕事に就いていない失業者の比率は、さらに著しく高まっている。1983年の23.5%から35%にまで達した。

第三の問題は、失業が特定のグループと地域に著しく集中していることである。

若者の失業は、最近の経済回復、職業訓練の影響、その他の労働市場政策、人口学的要因などによってかなり良くなったがまだ高水準である。

女性の失業は、男性の失業率の2倍の不均衡状態にある。さらに女性に有利な雇用の一般的改善にもかかわらず状況は悪化している。

さらに地域ごとに失業率の大きなばらつきがある。E C内では、地域ごとの失業率の範囲は2~3%から貧困地域の30%にわたっている。しかしE C内の失業率の低い豊かな都市地域でも失業のばらつきがあり、貧困な物理的環境ともあいまって、鋭い社会問題も引き起こしている。

第四の問題は、仕事の質に関してである。これは議論のある問題であり、状況の評価つまり臨時・パート労働のような個人的社会的な雇用関係の形態変化の影響の評価にはもっと研究と情報が必要である。これらの特別の問題に対応するため、E T U C

は一般的かつ個別的政策を主張してきた。一体となったヨーロッパ的経済・雇用政策が必要である。一国だけの労働市場政策では問題解決にはならないだろう。

8. 「社会的側面」

欧州労連はこうした状況を公に非難し続け、失業の水準の引き下げ、社会保障網の強化、基本的社会権の保障を意図する政治戦略を前進させてきた。社会的側面の問題は欧州労働運動の戦略的論点である。

遡ること1985年12月ETUC理事会は域内市場及び社会的側面に関する方針を採択し、欧州の労働組合の基本的スタンスを固めた。そのなかでETUCは社会的側面として次の6つの領域をカバーすることを要求した。

- 雇用・職業訓練
- 労働条件と労働組織
- 安全衛生
- 労働時間
- 賃金と社会保障
- 産業別構造調整政策

1988年初め、ETUCは詳細な社会プログラムを採択し、社会的分野の達成のための2つの道と4つのレベルを提示した。

このアプローチではほとんどの国において社会的政策は2つの基礎となる型、すなわち立法と労使間の団体交渉、を発展させることを前提としている。労働法と団体協約は互いに補完し、単一の実体を構成するとみなされなければならない。これはヨーロッパレベルでも適用される。我々は指令や規制という形でのヨーロッパ法を必要とし、また労働条件を形成し基準となるヨーロッパの枠組みでの協約を必要とする。

経済的及び社会的つながりの遵守はヨーロッパのすべての社会政策的規制が調和される必要があることを意味しない。個々の国の相違の取扱いについては、政策がそれらの相違を徐々に削減、除去し、存在する社会システム全体として止揚するよう発展させられなければならない。ゴールは規制の緩和ではなく社会的に矛盾のない規制である。すなわち、我々はヨーロッパの歴史において打ち立てられてきた社会モデルを

あっさり捨て去るのではなく、むしろそれらをさらに発展させ将来に向け新しい標準に適合させることを望んでいる。一般の人は安全と保障が基礎にあればしばしば変化を望むものである。

この関連で調和 (Harmonisation) という概念は中心的役割を果たす。調和はいつも決して調和的なプロセスというわけではない。労働組合はいかなるかたちであれ下方向での調和あるいは標準からの逸脱を即座に拒絶する。同時に継続的進展を考慮いれながら労働組合を引き戻す調和の唯一の形は上方向での調和である。ゴールはより高い標準をもつ国がさらに進展することを妨げずに、より低い生活水準と労働条件の国の速やかな進展が図られなければならないことである。

こうしたタイプの戦略によってのみポルトガルとデンマーク、スペインとドイツ連邦共和国の間のギャップが徐々に縮小するであろう。

労働組合のゴールはパレルモからコペンハーゲンまで単一の賃金にすることではない。それは大変ナイーブで非現実的である。しかし、バルセロナとハンブルグの労働者が情報、協議、交渉における同等の権利を要求することは決して非現実的ではない。そしてリスボンの職場における安全性のレベルはロッテルダムのそれと同様の高さであるべきである。

けれども域内市場の社会的側面は法制ベースのみで進めることはできない。したがって、E T U Cとその構成組織は労使間のすべてのレベルでの団体交渉関係や協約を重視するのである。ヨーロッパの最先端においてこれの意味するところはE T U Cとヨーロッパ経営者組織のハイレベルの社会対話とはもはや単なる意見の交換や立場の明確化のための場ではないということである。こうした段階は最終的には取って代わられるべきであり、将来はこうした関係は協約の締結につながらなければならない。

現在域内市場の社会的側面に関するE T U Cの活動には3つの政治的目標がある。E C社会行動計画の実行、政府間会合によるE C条約の改革、そしてヨーロッパ社会対話の発展である。

E T U Cは1991年5月の会議で、初期の段階において基本的社会権に関するE C憲章の採択とそれに関連した社会行動計画の実行に繋がるE C統合のバランスを正すためのキャンペーンの妥当性を強調した。同時にE T U Cは、キャンペーンは完

全というには程遠いこと、明らかに不均衡は残っていること、現状では立法やそのままになっている自由な団体交渉の重要性の双方に関し、新たな推進力が緊急に必要であることについて言及した。

ETUCは社会行動計画の実施が困難なのは、一方では現状のままではEC条約が不完全であるためであり、他方では現行法の範囲内で制限的な解釈をするという政治的コミットメントのためであることを非難した。また、ETUCは最近行われたヨーロッパ経営者団体、UNICE, CEEPとの社会対話が限界に達していることを強調した。使用者側の政治的意思の欠如が法的な側面を補完するのに必要な本物の団体交渉や契約的協約の側面の創造をさらに妨げている。この交渉や協約の締結の意思の欠如の結果、ヨーロッパの立法機関はその責任をとらなければならないだろう。

9. 社会行動計画

基本的社会権に関するEC憲章の具体的表現である社会行動計画の実施に関しては、憲章の採択以来18か月になるが、あまり重要な結果は確保されていない。主要なEC指令に関するすべてのEC委員会の法案は反対されるか、ほねぬきとなる危険がある。

そうした重要な指令に関する法案としては、次のようなものがある。

- 変則的な仕事
- 労働時間の編成 (の改定)
- 妊婦の保護
- 雇用契約の標準化
- ヨーロッパ規模の企業の企業の情報、協議

1991年のEC作業計画ではさらにいくつかの提言を予想している。

- 国境を越えた下請契約 (が提示されるべきこと)
- collective redundancies(過剰労働力集団?)に関する1975年指令の変更
- 公正賃金、最低所得に関する意見
- 団体交渉に関する社会的パートナーの役割に関する覚書
- 被雇用者に対する利益分配の勧告

- 児童扶養に関する勧告
- 訓練へのアクセス（に関する指令？）

これらの法案は準備中であるが、使用者側やいくつかの政府からの同様の困難や反対に遭遇しそうである。

ECにおいては、他の分野に比べ社会的分野の憲章上の合法性や財政源がはるかに劣っていることについて全く議論がなく、社会的条件は国によって大きな違いがあることについても議論がなされていない。しかし、このようなことは域内市場の完成の影響が社会的側面に徐々に浸透してくるのを待っているような状況にあるという口実として使われるべきではない。

10. EC条約の改革

政府間の協議におけるEC条約の改革については、社会的分野でのECの力の拡大、閣僚会議における制限された多数決の拡大がきわめて重大である。

したがって、ECにおいて元首や政府や経営者に提出されたり、最近のECの会議で採択された典型的な決議案では、ETUCは新たな社会的推進力を要求したのである。

基本的社会権に関するEC憲章に基礎をおく社会的分野についてETUCの信念では条約と合体することによって法的力に結び付けられるべきと考えている。この方向でのECの力の拡大は、問題を引き起こしたり、個々の加盟国の社会的課題の進展を妨げたりすることなく、より上位の社会的調和を導くべきであり、それによってなされた改善を維持しつつ社会的条件の調和が促進されよう。

ETUCはまた社会的問題に関する一般ルールをつくり、それによっていくつかの政府によって社会的進歩を妨害されるのを防ぐため、制限された多数決を拡大することが必要であると主張している。ETUCは全員一致原則は社会保障給付など少数の取扱に慎重を要する社会的課題に厳しく限定すべきと主張しているのである。

11. 欧州社会対話

ECでは協議や社会対話の機構は永く存在している。経済社会委員会、雇用に関する

る委員会、政労使三者構成協議会、合同部門別委員会、あるいは委員や委員会の集まり、EEC内部の合同あるいは政労使三者による作業グループにおいて、社会対話や相互協約がECの手続きの不可欠の部分になってきたといえるし、いくつかのケースでは成果をあげてきた。そして、1980年代半ば以来、特にジャック・ドロールが委員長になった1985年そして2年後単一議定書が発効して以来ヨーロッパの社会対話は顕著に深められた。まず、11条8Bのおかげでローマ条約に記載された他の法的条項と同様の効力をもつこととなった。雇用、労働に関するECの政策はもはや規制や指令のみに頼る必要はない。社会パートナーはかれらが望めば協約によってもまた成果を上げることができる。(この可能性はEC社会憲章の12条において準備されている。)

社会対話は次の3つの理由から非常に重要である。

第1に、社会対話はEC建設にともなう社会的変化を制御するために各々貢献しようとする社会パートナーの意思を反映する。

第2に、それは各々独自の方法で経済的、社会的連携を強化することに貢献する。

第3に、もっとも重要なことだが、それはより成熟した労使関係、および域内市場の完成と社会的側面の完全な実施に必要な補完として革新的発展を助長する。

社会対話における論争は、時に白熱し、けんか腰になるが、労働関係の特定分野で共同意見の形でいくつかの成果をあげている。労働者の移動、教育訓練、あるいは新技術の導入で、こうした合同意見は法的利益として結実したり、社会政策の分野での共通の目標に対する綱領や公約にあらわれている。

ヨーロッパ社会対話の第1段階は一種の準備、見習い期間のようなものであったが、それだけに第2段階への移行が遅れないよう社会対話を高め、単一市場により直接影響を受けるレベルにまでより分散して拡大された。

第2段階はすでに始まっている。流通業、食品産業、農業、木材・林業、建設、繊維、多くの多国籍企業において、社会対話はETUC加盟団体の努力で根づいている。1990年6月に最初のヨーロッパの枠組みでの公企業における協定—最初に鉄道とエネルギー配送で適用される—がCEEPとETUCの間で結ばれた。

しかしながら、その成果には使用者側の真剣さについて少なからぬ疑念があり、ま

たかれらの協定締結を交渉することへの拒否姿勢は社会対話が化粧品のようなものではないかとの印象を強める。それによってあたかもヨーロッパレベルでの関連する社会政策上の規制、指令が現実には隠されてしまうようにさえみえる。けれども社会対話は社会立法との二者択一でもなければ、その代替でもない。

1990年初頭以来、社会対話の目的、ゴールは再定義された。使用者と組合代表からなる上級運営委員会は2つのテーマに焦点を当てている。一つは訓練とより高度の訓練、もう一つはヨーロッパ労働市場の見通しである。この上級レベルの社会対話のための新しい課題は実際に意味ある成果を導くであろう。

ETUCはヨーロッパ社会対話の早急な強化を要求している。

その内容の質的改善そして交渉団体の結果に対する行動の完全な約束を通し、ETUCはCEEPとの間で結ばれた枠組みとなる協定の線にそって、また、社会対話の次の4つの分野における協議と交渉を発展させることを通じてヨーロッパの団体協約の一方の側になる準備ができています。

- そこにおいてETUCがヨーロッパの社会政策のプライオリティを明らかにするためにUNICEとCEEPとともに行動する、職業間のレベル
- セクターや部門（公的や民間）のレベル、すなわち、域内市場の完成の枠組みにおける目的やプライオリティを決定するため、また今後の都合の悪い効果を予測し、労働市場の前向きな運営を通してそれらを除去するため、および域内市場の、とりわけ仕事の創造に関するポジティブな能力をつくるためのレベル
- 再編成や合併が普通のこととなるなかで、労働者がかれらの関係する多国籍的な問題について多国籍企業経営陣に情報、協議、交渉を要求する、多国籍企業のレベル
- 新しい経済、社会、文化の分野を構成する、国境を越えた地域レベル、そこにおいて社会対話は関係する国の社会パートナー間で発展されるべきである。

ギュンター・ケプケ氏

ETUI（欧州労連研究所） 所長

「ヨーロッパ域内市場における団体交渉の展望」

域内市場の団体交渉制度への影響：3つの仮説

域内市場の完成が団体交渉に与える影響の最終的な範囲については、これまでのところコンセンサスは得られていない。これについては、3つの仮説が提示されている。第1は域内市場は団体交渉に特に影響を与えないというものである。この主な論拠は、過去に大規模なリストラクチャリング、国境を越えた合併、多国籍企業は存在しており、その結果現在の状況を考慮しても団体交渉の基本的な変更は必要とされていないというものである。これに対抗する仮説は、きちんとしたヨーロッパ団体協約を必要とする内容のものである。一方第3の仮説は、適切な個別部門のヨーロッパ協約を含むという中間的なものである。

団体協約の拘束力に関連してさらに問題がある。これは法的な問題だけではなく、労働組合政策の問題でもある。基本法、法令および労組ナショナルセンターおよび各労組の組織的権限は、これらに対する権限、あるいはその権限の限度を示すものといえよう。

最近のETUIの研究から、EC12ヵ国中10ヵ国では各ナショナルセンターが団体交渉を指揮する基本的な拘束力を持ち、それ以外の英国、ドイツでは拘束力はナショナルセンターではなく個々の産業別労働組合が持っているということが明らかになった。従って、英国TUC、ドイツDGB、またスイスのナショナルセンターのSGBは団体交渉を指揮する資格がないということになる。一方オーストリアにおいては、個々の労働組合が実際の交渉はするものの、全ての協約の締結は公式にはオーストリア労働組合連合（AGB）の署名によらなくてはならない。

全ての国に膨大な数の、賃金、労働時間、休日、労働条件等極めて広範な事項を包括する協約が存在している。同じ事項が2つの異なるレベルでの交渉の対象となっている国もある。例えばフランスと英国では産業レベルの協約がしばしば最低賃金水準

を決めるだけであるのに対して、現実の賃金水準は工場や企業レベルで決定されているのである。

団体交渉のレベルと指導者

法制と団体協約の関係はさらに重要な問題である。幾つかの理由によりその一般的特徴は各国間でかなり異なっている。一般的に北欧諸国では同様であり、英国やイタリアもそうだが、デンマークでは労働組合は伝統的に団体協約で可能な限りの労働関連事項を決定することが望ましいと考えている。一方ドイツでは非常に多くの分野が法制によって決定されている。法制と団体協約のいずれかが優位にあるべきかという問題は、状況に応じて何が最も適切かという問題であることがしばしばある。そしてこれは政府と労働組合の間の政治的な状況や一般的な関係に左右されるものなのである。法律は通常団体交渉の枠組みを規定したり、最低基準を定めたりするだけでなく、労使の力関係が望むべき結果をもたらさないような状況では団体交渉の替わりをするものである。（従って、例えばフランスでは週39時間労働の定める法制は社会党政府によって導入されたのである。）実際に、法定条項（例えば退職年齢、休日の長さ、週間労働時間、解雇予告期間）は、多数の国で団体協約によって改善されているのである。

ヨーロッパの団体交渉政策：その目的と方法

このような構造、法制、労働組合の団体交渉政策形態の多様性の中で、単一のヨーロッパ団体交渉政策はいったい可能であるかという問いがでてきている。この問いに対する答えは追求されている目標に左右されるものである。

もし、その目標が調和化を高めることで異なる状況を調整しようとするものであれば、その目標を達成可能とする方法はいろいろある。すなわち、

- キャッチアップという観点から立ち遅れている労働組合の主張を国内とは独立に出すことを可能とする国境を越えた労働組合の情報交換。
- 多くの国の労働組合が求めている同等な形での目標、例えば週35時間労働の導入等、欧州労連あるいはヨーロッパ産業委員会によるヨーロッパレベルの共通目標の

設定。

—単一のヨーロッパ団体協約の決定、これは確かに最も困難なアプローチである。しかし、多国籍企業や合併企業、企業共同体（ヨーロッパエアバス、英仏海峡トンネル、ヨーロッパ鉄道等）においては可能性は確かに存在するのである。

域内市場における国境を越えた企業合同は、当然「経営者の輸出」を引き起こす、すなわち実際の事業経営者は国外に本社機構を持っていることとなる。このような状況に対応できる団体交渉が見つけれなくてはならないのである。

域内市場完成の2年前にこの目標に必要とされる60%の決定が既になされていた。すべての署名は既にEC内の非常に多くの企業がさらに厳しくなる競争に対応するため準備をしていることを物語っている。EC委員会は共通経済地域の創設による影響を強く受ける産業部門は40にものぼるものとみている。ほとんどの国では当該産業分野は全産業の45～55%の雇用を占めている。北部地域の国では当該分野にハイテク産業と同時に多くの場合公共補助金によって保護されている伝統的な重工業を含んでいる。一方、南部地域の国ではむしろ繊維、靴、衣料など労働集約的な産業が当該分野に含まれる。

国境を越えた企業合同の新たなうねりは個々の国の労働組合に対してますます多くの課題を提起し、ヨーロッパレベル、特に多国籍企業、ヨーロッパ企業のグループやヨーロッパの産業分野においてでさえより多くの課題が提起されているのである。ヨーロッパレベルの経営者連盟によって課されてきたタブーを打ち破る必要がある。彼らは労働組合の代表者と一緒にテーブルに着くのを避けるためあらゆる種類の口実を頻繁に使っている。典型的な反対は下記のようなものである。

- 社会条件や労使関係をヨーロッパレベルで規定するには各国間がかげ離れすぎている。
- ヨーロッパレベルの産業経営者連盟には労使協約の決定の命令権がない。
- 同時にヨーロッパレベルの労働組合の代表者にもそのような命令権はない。
- 交渉は既に各国の種類のレベル—工場、企業、産業、国レベル—で行われている。そのためヨーロッパの交渉レベルは必要ない。

経営者がとってきたこのようなスタンスにも関わらず、労働組合は労働者の労働と

生活の条件を保護し改善するため圧力をさらになくしてはならないのである。域内市場の完成によりE Cの企業の技術、財務、税やその他の経済条件の調和化を導くだけでなく、社会労働条件の調和化を導くステップがとられなくてはならない。また、社会的ダンピング等の危険を伴う賃金と労働条件が企業競争の唯一の武器とならないステップがとられなくてはならない。欧州労連とヨーロッパ産業委員会はその取りうる手段を使いこの課題を成し遂げるようにしなくてはならない。

1. 団体交渉要求の調整

ヨーロッパ産業委員会は要求、交渉方針、協約締結をカバーする各国の団体交渉に関する正規の情報交換のための場を創設しなくてはならない。すでにヨーロッパレベルのいくつかの分野で存在している団体交渉委員会は特にこの目的によく合致している。当該委員会の基本的課題は次の通りである。

- －情報と経験の相互交換
- －共通の場の考察
- －連帯の発展
- －早期警告システムの開発

2. 多国籍企業における情報・協議機関の創設

既にTGP、ブル、フォルクスワーゲン、BSN、サン・ゴバン等多くの企業で積極的にそのような機関をもった歴史がある。例えばペシネー、ユニリーバ、ネスル、ローヌ・プーラン、エルフ・アキテーヌ、バイエル、ピレーリ、ジェイコブススチャード、アリアンツ、トライアンフ等他の多くの企業における交渉はそのような機関の形態の観点から進んでいる。

3. ヨーロッパレベルの地域的対話の一層の発展

いくつかの重要な産業分野において、ヨーロッパ経営者連盟は未だに労働組合との対話を実際に拒否している。これは金属産業、特に自動車や電機産業あるいは食品産業の経営者にあてはまることである。他の経営者連盟は最近進んで対話を開始してい

る。この傾向は小売業、建設業、履物、保険、通信、鉄道、公共エネルギー供給業等でみられる。

4. 欧州労連と欧州民間企業経営者連盟（UNICE）の社会的対話の前進

近い将来重要な産業レベルを含んだ種類のレベルでの共同宣言の取扱と履行は基本的な問題である。

5. ヨーロッパ委員会の社会政策プログラムの枠組みにおけるEC指令の採択の促進

EC指令、特に不定型雇用契約（期間契約、臨時労働、パートタイム労働）や労働時間（労働時間制限、休憩、休日、深夜労働、残業等）に対するEC指令はもっと迅速に採択されなくてはならない。

ハルトムット・キュッヒレ博士

現職：WSI主任研究員

「東西対立の終焉とドイツへの影響」

冷戦の終焉は、全般的にヨーロッパ、特にドイツに根本的な影響を及ぼしてきている。この歴史的変化はワルシャワ条約とコメコンの解消だけでなく、分断された我々の国の統一をもたらした。

1. 2つの変革の道

ベルリンの壁が崩壊した際、すぐにでも起こりうる統一に関するあらゆることをいかに扱っていくか、妥当な概念を持っていた者はだれもいなかった。

教科書通りにすれば、最良の方法は東ドイツを市場経済に移行させるためにゆっくりと統制の効いた方法の着実な手続きが踏まれていったであろう。この場合、経済改革の長い道のりを経た最後にしか共通の通貨と政治的統一はなされなかつたであろう。これは西ヨーロッパの統一の過程の道のりでもある。しかし、ドイツ内ではこの方法は可能ではなかった。そのジレンマとは次の通りである。我々が全く異なる問題に同時に直面した。

一方で、東ドイツの工場の低い競争力は、2つのドイツの通貨間の為替レートが都合のいいものである必要があった。その一方では、出来る限り早く西側の生活水準を達成したいというのが東ドイツ国民の最も緊急な願いであった。ほどよく工場の大多数を保護するのに必要であったであろうと思われる交換レートでは、同じ仕事でも西側で支払われるものの10分の1あるいはそれ以下でしか東側の人間は手にすることができないという結果になつたであろう。この膨大な所得水準の相違は、国境が開かれたすぐ後に東ドイツから西ドイツへと大量の移民となってあらわれた。この移民は月毎に増加しており、両ドイツの危機となつた。まさにここにドイツの事情の特殊性がある。

西ドイツ通貨の迅速な採用を通して、1990年の後半においては、東側の労働者

一人当たり総賃金は37%に達し、全家計の可処分所得は西側レベルの60%までが少なくとも達成された。それはもちろん高い西ドイツの通貨移転によってのみ可能だった。

2. 現在の危機

集権化した計画経済から、分散化した自由市場経済への転換は、これは私見であるが、必ず深刻な危機に直結する。なぜならこれら2つの秩序はまったく正反対の原理原則をもとに機能するからである。それは「価格と利潤の経済原則」対「政治的決定」である。

結果として、昨年7月の西ドイツ通貨の導入後、東ドイツの工業生産は50%も劇的に減少した。それは以前は助成金を与えられ、かつ西側の競争から鉄のカーテンで隔離されてきた東ドイツの製造業の競争力の欠如を突如として明らかにした。今、東ドイツの工場の資本ストックは、ほとんどの場合、どうしようもないほど時代遅れであり、減耗している。新しい数字を押さえていないにしろ、少なくとも昨年と同時期に比べ今年の前半は生産は減少し続けるだろうと我々は確信している。なぜならば、かなり輸出を減らさなければならないヨーロッパ諸国の落ち込みによって、主に東側隣国に集中していた東ドイツの輸出が代わりに大きく影響を受け、状況は悪化するからである。

現在まで、産業部門の必要なリストラクチャリングは我々が望んだほど進んではない。企業は生産工程の近代化という課題に直面しているだけでなく、新しい製品の開発と新しい市場を開かなければならない。

したがって、問題は、東ドイツ経済が安定化できるか、そしていかにそれを達成するかである。西ドイツからの所得移転以外に（失業者に融資し、民間需要を安定させるため）公共投資、民間資本は最も重要な役割を果たさなければならない。

民間資本が東ドイツ企業を引き継ぐのに最も深刻な障害となっているのは、西ドイツ企業家によれば次の通りである。

- (a) 困難な資産評価
- (b) 不明確な所有権の地位

(c)不十分なインフラストラクチャ

(a)東ドイツ企業の買収のための前提条件は、実体と収益の十分な価値である。東側の資産の市場価値は今日では西ドイツの比較対象に照らして、計算することだけは出来る。したがって、多くの場合、機械設備の価値は多分ゼロになる傾向がある。残るのは不動産である。多様な不確実性のために、買収者と同様、銀行家も公式発表の収支を信頼するよりも自分で計算するだろう。

(b)原則として、以前に収用された敷地は今、前の所有者に返されなければならない。これは大きな政府企業の民営化にとって障害となることが証明されてきた。しばしば、それらは多くの異なる収用地で構成されているために、単一の所有者が売却できなかった。雇用創出する投資家にとっては特に、課税控除がなされてきた。しかし、投資の緊急性に関して、法律上の困難が起こる可能性がある。

(c)西側投資家にとって重大な障害は、特に通信と道路などの不十分なインフラにある。しかし、ここで、すぐにそうした事態は改善されるだろう。西ドイツは今年だけで50万回線を設置し、それによって15万すべての商業的申請を処理すると約束した。新しい道路、高速道路や鉄道の建設が始まっている。もちろん、これらの施策は時間がかかる。しかし、これらの施策の単なる決定と開始は長期的な考慮をしていた潜在的投資家にとって、見通しの明るいシグナルになるだろうと私は考えている。インフラストラクチャ計画の長所は、工業プラントの配置を支える地方の状況の改善にあるばかりでなく、雇用、所得と需要の即時安定化にもある。

3. 変革の危機は克服されるか？

昨年後半の350億マルクの後、今年は810億マルクの公的資金が西ドイツから東ドイツに流入し、労働市場に短期的な影響を及ぼす。しかしながら、民間資本の契約も決定的になるだろう。したがって、連邦政府は大規模な振興計画を打ち出した。それは主として投資配当と特別な減価償却からなっている。全部で、投資企業は最初の年で投資された総計の50%の償還を受ける。

しかしながら、もし東ドイツの工業配置が、企業家たちの判断で中期的に見て、基本的に興味をそそるものでなければ、投資配当と減価償却だけではなんの効果もない。

もし、これがそうであれば、振興計画はこの関心を強めさせることができる。東ドイツ内の既存あるいは新しい工場へのより一層の民間資本投資の可能性とそれに伴う工業用地として有望な東ドイツ地域の可能性が現在盛んに議論されている。

(a)西ドイツ産業は、西ドイツが西側から容易に供給されえるということから、少なくとも生産領域においては、東ドイツでの投資に興味を持たないだろうと論じる人もいる。これは確かに通貨統合後の最初の1か月の間に観察できたことである。しかし、これは将来的傾向でもあるのだろうか。私はこの点に疑問を持っている。国境が開かれる以前に西ドイツの産業能力はフル操業の状態だった。今、ドイツでは西側の製品を購入出来る、追加的消費者が1,600万人もいる。特に東ドイツの需要を満たすために西ドイツの海外輸入がものすごく増加したという事実は、東ドイツの需要を西ドイツ側の生産によって完全には満たされえなかったということを証明している。したがって西ドイツ産業は能力拡大することが必要である。しかし、西ドイツ産業は西ドイツにおいて能力ある労働者と適当な不動産を見つけることが難しいと主張しているので、東ドイツにおける既存の能力を引き継ぎ、近代化することは意味があろう。

(b)推測しうる民間資本の関与を評価するもう一つの可能性は、代表的企業に東ドイツでの具体的な計画を聞くことである。これはすでに行われており、結果はというと、東ドイツでの投資に関して非常に関心を寄せていることがわかっている。周知の数々の障害にもかかわらず、質問を受けた企業の内40%が今年、生産分野に投資する予定であり、来年は47%にもものぼる。

(c)東ドイツにおける西側企業の投資行動に関して仮説をたてるために、市場指向とコスト指向の直接投資を区別するのも役立つ。

高収益と様々な需要の存在する工業地域間の分業はより一層産業内タイプであること、またダイナミックに成長する市場が直接投資に影響を与えることが経験的研究によって示されている。この意味において、資本輸出は、既存、あるいは新しい市場の保護と拡大を目指した増大する製品輸出の結果である。

このパターンはドイツ内の二つの地域へも当てはめることができる。通貨統合のおかげで、東ドイツの所得は少なくとも安定した。東ドイツのほとんどの人の購買力は今日では通貨統合前よりも高くなっている。さらに、労働組合、政治家さらには企業

家までもが明言した目的によって、実質賃金と給与は、次の2年間は西ドイツよりもかなり高い率で上昇しつづけるのは疑いの余地はない。

高い需要と西側製品嗜好を基礎に、東ドイツは、高い失業率にもかかわらず、西側企業にとって極めて興味深い販売市場であり続けるだろう。したがって、この市場を保護するために東ドイツの工業プラントに投資する価値はあるだろう。

結局、質問を受けた企業が、東ドイツの工場への投資の最も重要な動機となるものは、消費者に近づくことであると言ったことで、論理の一致をみている。現在においてまだ東ドイツに存在するコストの優位性はこの主要な動機をささえる付加的なインセンティブに過ぎない。

結論としては、東ドイツ地域は民間資本をひきつけ、再び重要な工業用地となるよいチャンスがあるということである。

4. ドイツと東欧

再統合によって吸収される膨大な金融資産の他に、西ドイツは東ヨーロッパとソ連の旧計画経済の再構築という挑戦を受けている。この挑戦のために、ドイツは十分能力をもっている。これらの国に接しながら、ドイツは計画経済を運営し、変革するという体験をしており、東欧との通商の長い歴史を持ち、後回しになってしまったがこれらの国においてドイツ語が比較的よく普及していることは重要なことである。

これらすべての要因により、ドイツは東西ヨーロッパの仲介の役割が与えられているといえよう。しかしながら、これは膨大な重責とリスクを引き起こす大きな任務である。

東欧諸国は、多くの批評家が東ドイツに助言したように、自分自身の改革の長く、リスクな過程を試すという道しか残されていない。一方、東欧諸国は、一層過激な移行を財政的に保護して彼らを助ける豊かな兄弟というものを持っていない。その一方で、東ドイツのような大量移民には直面していない。しかしながら、東ヨーロッパの状況を見ると、この変革の変形というものもまた、深刻な危機を伴っていることがわかる。例えば、ポーランドでは、34%も実質所得が減少した。というのは、価格の自由化と補助金カットの後、押さえられていた需要に、この場合、貨幣の交換価値

の欠如がよく知られていたために世界市場が応じられなかった限られた供給が応じたためである。結果は生活水準の全般的な悪化である。

しかも、減り続ける生産、生産性と増大するインフレ、公共赤字の組み合わせによって変革は並外れて複雑である。

たとえ、すべての東欧の改革者たちが、統制経済の崩壊が現在逆行出来ないということや市場経済へのより迅速な移行が重要であるということに同意したとしても、改革のペースも改革の原則についてもどちらも合意はない。

本質的には、3つの異なる傾向がある。

- あるものは単に市場経済の要素を取り入れることによって計画経済を改善しようとしている。
- あるものは何の公的規制もなくして、純粋な市場経済へ移行しようと奮闘している。
- あるものは上記の両極端の間の妥協点として強力な社会構成要素を伴った規制された市場経済を誓約する。

これらの改革者たちは、自由化される前に計画によってまず作りだされなければならない市場の組織の中に主要な問題を見ている。多くの場合において、結局、産業のたった一つか二つの企業が国全体を供給しているので、民営化しても、競争が生まれるのではなく、高いインフレを引き起こす悪しき寡占が生じるだろう。したがって、変革は公的に管理された再構築が必要であろう。もしこの戦略が成功するかどうか、まだ確かではない。

改革についてのソビエトの委員会は広く支持されている目標である「規制された市場経済」への2つの選択肢について勉強してきた。計量経済モデルによれば、最初のものは1991年と1992年の間、国民生産が20～25%落ちることになるが、そのあとよりダイナミックな回復につながっていくとしている。もっと段階的な選択肢は、後年の利益は少なくなってしまうが、初期の産出の損失はより少ないものになるという。政府は、前者の計画では初期の苦難はストライキや大衆暴動などによって社会崩壊を引き起こすだろうということで、後者の選択をする以外ないのが現実である。

ドイツは他の西側諸国よりもはるかに多くノウハウと資本をもって東欧とソ連の改革の過程を支援している。それによってブロック圏の壁を乗り越えるための膨大な貢献をしている。自国の銀行の危険と同様に現在の連邦政府の危険と一定の歳出は、専門家によれば、東欧の改革国家のために統一ドイツは1,000億マルク以上の財政支出になるとしている。OECDによって見積もられたおよそ1,000億ドルの、全西側諸国の東欧に対する財政支援のおよそ半分がドイツによって負担されるということの意味している。

明らかに、ドイツは、ドイツ自身のある関心をもってこの責務も負担する。改革の失敗は特にドイツに否定的なフィードバックとして返ってくることになるだろう。例えば、失敗すれば、ドイツにもっとも集中する移民の巨大な波を誘発することになるだろう。

しかしながら、これらの改革を成功されるというために、そして責任分担という意味において、すべての西側諸国が一層の貢献をすることが重要であるだろう。東欧が非常二必要とするのはマーシャルプラン、西側金融市場の開設、一層の外国直接投資や西側市場におえる貿易の自由化の類である。したがって、ドイツは、ECへの東欧諸国のより近い接近を支援する。我々がまず必要なのは、協調と政治的対話の強化である。

次の段階は連合ということになるだろう。

5. 労働組合の役割

労働組合は、他のものと同様であるが、少なくとも東ドイツの革命に驚いた。鉄のカーテンの現実と2つの敵対するブロックの存在はわれわれすべてにとって取り消せないように思えた。これらの状況のもとで、我々は我々の国の分断という現実に従わなければならなかった。われわれにとって世界平和は、我々の国家統一よりも重要なものであったからである。しかも、我々の多くはドイツの国家社会主義の犯罪行為のために国家的問題に対する歪曲した感情を持っていたし、まだ持っている。そして労働運動はいつも社会的問題に集中している。

他方、ドイツ国家自身の統一は復活してきていた。東ドイツ同盟は消滅し、西ドイツの労働組合はドイツ中に拡大した。

ドイツ労働組合の主要な責務は今全ドイツにおける等しい条件の実現に留意することである。これはまず最初に賃金政策に関係してくる。東ドイツの低い賃金は出来るだけ早く西側レベルまで引き上げられなければならない。もちろん、これは段階的にのみ実現するものである。いくつかの合意によって、東側の賃金は1994年までには西側賃金と100%同じものになるだろう。数年間にわたる迅速だが計画的な賃金引き上げは、もし東ドイツにとどまって、企業が長期的にはっきりと計画を建てることのできるならば、持ちうる展望というのはどれであるか、労働者が知ることになるという利点がある。一方で、生産コストは、近代化しつつある地方の企業にとって深刻な困難をもたらしかねない生産性よりも早く上昇するだろう。したがって、我々はこのジレンマを解決するために賃金のための一時的な補助金を検討している。

もう一つの問題は、人々が失業という新しい現象に直面しているということである。まず最初にこれは、容赦なく現在暴露されている以前の隠れた失業にかかわってくる。

それから、疑いの余地なく失業を増加させる技術的に遅れた工場は合理化されなければならない。しかしながら最大の問題は多くの東側企業が世界市場への用意不十分で保護されていない統合のために自身を近代化する十分な時間がなく、そのために倒産しているということである。ここに、社会的破滅は阻止されなければならない。それが型にとらわれない自由な方法で行くことも必要であるということの理由である。例えば、我々は、東ドイツ企業が、コメコン諸国への輸出を継続できるように、コメコン諸国に追加の資金を貸すことも検討している。必要に応じて、生産の一部に結局、移行期間は補助金が与えられるべきである。

我々は、東ドイツにおいて著しく汚染された環境を修復し、居住条件を改善し、それによって多くの新しい仕事を短い期間につくりだすために、さらに公共投資を要求している。

労働組合はまた、旧国営企業を多くの場合3分の2以上の被雇用者が解雇されることによって民営化することは決してしないように要求している。代わりに、仕事を確保するために公共投資によってそれらを再建する試みがなされなければならない。

もう一つの可能性はいわゆる雇用企業（EMPLOYMENT COMPANY）に見ることができる。これらは、組合の提案によれば、他の点で解雇されなければならない、新しい仕事のた

めに訓練をする必要のある従業員を救うべきであるとしている。

一般的にいて、組合の責務は、避けられない構造変化のマイナスの結果を社会的に可能な限り軽減するという取り組みということである。さらに、労働市場における困難な状況によって、組合が組合員に対して助言し、新しい民間の雇用者の違法な侵害に対して彼らを保護することが必要となっている。

労働組合は、東欧の統一と開放によってもたらされるはかりしれない負担に対していかに資金供給するかも検討をし続けてきた。どの場合でも、我々は西側における賃金抑制を拒絶している。もちろん雇用者はそうしたいだろうが、賃上げを放棄することによっては、新しい仕事は創造されないことは明らかである。しかし、東側の社会計画に融資するのに役立たせる基金に西側の賃上げ分の一定のパーセンテージを移転するという議論も組合内部で行われている。私自身はこの提案には賛成ではない。なぜならば、それは所得税の増税と同じような影響を及ぼし、いくつかの余分な問題を引き起こすからである。我々は統一によって生じる負担を社会的に公正な方法で分配されることを求めている。したがって、より高い所得の控除は、公債や軍事支出の一層の削減とともに最良の方法であろう。鉱物油とタバコの増税について組合は了承した。これらの税はエコロジーやその他の理由でも意味があるからである。代わりに、我々は付加価値税には反対している。これは全般的な生活コストを上昇させ、特に低所得者に打撃を与えかねないからである。結果として、公共融資の形でさえ、労働組合の抑制が必要であり、この危機的な時期において特別な責任が労働組合に課せられている。

マークレー・ロバーツ博士

現職：AFL-CIO エコノミスト

AFL-CIO 経済調査局 次長

「労働組合の主要な役割」

今回の国際フォーラムにおいて我が親愛なる組合の同志と他の訪問者に対し、AFL-CIOはご挨拶とお祝いを申し上げます。このシンポジウムがより人間らしい社会の基礎をなし、日本の勤労者とその家族のよりよい生活を獲得するために貢献できることを願っている。

AFL-CIOはその創設以来、世界中の結社の自由の原則に確固として関与してきた。我々は自由で民主的労働組合に対する支援と協力を惜しまない。

アジア、アフリカ、ラテンアメリカそして東ヨーロッパにおける労働者主導の民主的動きの高まりは、アメリカの労働運動の長年の対外政策の完璧なる証明である。自由な労働組合と他の民主的運動は新しい強さを獲得し、多くの先進国、発展途上国でその動きは高まりつつある。全体主義や独裁主義は次第にそれ自身が非人間的で経済的にも非効率であることが明らかになっている。いくつかの新しい民主主義はまだ脆弱で深刻な経済的困難に直面しているが、最近の大まかな傾向としては自由主義の拡大に向かっている。

世界中を通して、自由で民主的な労働組合は、基本的人権を守り、社会正義を促すために欠くことのできない手段であることを示してきた。人間の尊厳、人類の繁栄、人間の自由を促すことにおいて、労働組合は、欠くことのできない人間的価値としての労働者の連帯の基本的な重要性を繰り返し強調している。

次第に相互依存の高まる世界において、労働組合の連帯は、労働者にとっての進歩のための重大な必要条件である。ICFTUは、民主的原則を守り、政府の統制から独立した自由な労働組合は世界の労働者の権利と人間の権利の促進を目指した首尾一貫した計画を具体化することができるという見解の組織的具現化である。AFL-CIOと日本の連合、そして他の自由で民主的なナショナルセンターは、一層の経済

的進歩と社会的公正を達成するため国家レベルの経済社会政策を具体化しようと勤めている。このシンポジウムにおいて、一層の社会正義と日本の労働者とその家族のための一層の「公正」を求めて、我々は集まっている。

一層の経済的進歩、社会正義、日本の労働者とその家族のための一層の公正ということに対するAFL-CIOの関心に一致するかたちで、AFL-CIOは1989年に開催された会議において、次のような声明を採択した。

日本における公正

「日本が世界においても最も豊かな国の一つになった一方で、平均的日本の労働者の生活水準は同じように向上しなかった。住宅は不十分である。多くの労働者は通勤のため、長い時間、窮屈な地下鉄や電車に毎日乗らなければならない。日本の家庭は世界で最も高い食料品を買わされている。」

「日本においては、産業資本によって支配されている政治的秩序は経済成長そのものを目的化している。」

「日本の労働組合は、消費者や労働者が官僚、事業者や銀行家から政府の統制力を取り戻すことができるようにするための政策に関わってきている。AFL-CIOは、双方の国民にとって利益となる経済的イニシアチブを押し進めようと、毎年の二国間会議や国際フォーラムにおいて日本の労働組合のリーダー達と密接な協力を行ってきた。」

「AFL-CIOは日本の労働運動の統一を歓迎する。日本の官民労組の合併は一層の政府の責務を実行を強いるような結果にならない。実に、それは日本国民が享受できる資格のあるはずの生活水準を享受する道を開くかもしれないのである。」

AFL-CIOの政策

アメリカでの我々の経験が日本でも役立つことを願って、AFL-CIOの主要な経済社会の関心事について述べることにする。

アメリカ人労働者とその家族そして彼らを代表する組合にとっても、経済的進歩と

社会正義は主要な目標となりつつけている。過去10年間、生活水準や社会進歩の向上ということについてはほとんど何もなかった。我々アメリカ社会における一部の者は大きな利益を受け、大多数はそうではない。主要な経済社会問題は無視されるか、もしくは故意に無視された。もし我々が早急な対策を講じなければ、それらはますます悪化し、未来の世代を危険に陥れるだろう。

我々は物質的豊かさ同様、社会進歩を促す経済政策、そして将来のニーズと現在の需要との間の道理にかなったバランスを達成する政策を押し進めている。

団体交渉は、職場に一層の民主主義と労働者により多い所得をもたらす主要な役割を有している。事実、民間企業の組合員労働者は非組合員労働者より35%も多い賃金と手当、例えば年金や健康保険、有給休暇や他の支払い手当などを得ている。さらに重要なのは、服従関係よりも同等の関係を基礎に「上司」につき合う労働者の尊厳と自尊である。労働組合が認められ、受け入れられたところのみが、真に労使の協調が可能である。

民間部門も公的部門も共に経済社会生活において重要な役割を持っている。我々は民間部門の利潤動機を認め、かつ受入れ、しかし、アメリカにおける民間の非営利企業の役割が高まりを認めることが重要である。

公的部門においては、国そして地方政府は特に教育、高速道路と公益事業において重要な役割を有している。しかし、国家政府は経済社会政策において主要な役割を有している。経済的均衡の歯車と、必要不可欠な施設、サービスや保護を提供するパートナーとしての国家政府の役割は強化されなければならない。経済がリセッションに向かう場合、政府の十分な財政金融の力は、下降を阻止し、経済成長を促進させ、人間の苦難を緩和するために使われなければならない。

完全雇用は、健全な経済への鍵である。広く、国家的な経済政策（財政、金融、貿易）は完全雇用のための最良の基盤である。しかし、これらの経済政策は、教育、訓練、反人種差別や市民権、家族休暇、児童保護、職場の健康と安全などのような固有のニーズや欠如に向けた社会政策や計画によって支えられなければならない。

我々はすべてのアメリカ人が満足する賃金で仕事につくために働こうとし、かつ働けるように望む。民間部門と公的部門の双方において公正な所得を受けるべきである。

労働者は高い生産性の結果の公平な配分と実質賃金増加を受ける権利がある。

最低賃金は、伝統的な水準である全国平均の時間当たり賃金の半分に回復されるべきである。あまりに多くの労働者が過度の時間外労働を強いられている。これは労働者の家族にとっても悪いことであるし、労働者の健康と安全にとっても悪いことである。我々は段階的に標準労働時間を週35時間に減らし、さらに雇用者が時間外労働の過度な計画を挫くために時間外割増率を現行の1.5倍から3倍に高めたいと考えている。

失業者は新しい仕事のために新しい技術をもって再訓練する必要がある。しかし、適当な所得支援を提供し、失業した人達すべてをカバーする失業保障システムも必要なのである。働くことの出来ない、若年者、高齢者、身障者そして小さな子供を抱える親たち、これらの人達は、普通の生活を営むのに必要な所得支援をうけるべきである。

新しい計画は、国の人口の高齢化、若者の教育、環境、健康、増えつつある麻薬と犯罪の問題、国家の基礎インフラの再構築に関係した問題に重点を置かなければならない。

AFL-CIOはすべてのアメリカ人に質の高い、手の届くヘルスケアを約束する国の保健計画の推進を働きかけている。

あらゆる経済政策は所得分配の意味合いを含んでいる。公正な所得の分配は社会正義と経済的進歩双方の主要な構成要素である。

労働組合を通じた労働者による団体交渉は、いかなる民主的社会においてもよりよい所得分配を獲得するための一つの主要な方法である。社会計画に対する国家、州、地方政府の歳出により所得分配の改善に貢献することができる。よりよい進歩的な税政策、例えば大企業に対する効果的な反トラスト法の施行やウォールストリートや企業重役室の中で頻繁に発覚するようなホワイトカラーの犯罪の追求などによって、国富の過度な集中は改善が可能である。

インフレーション、逆進課税そしてレーガンとブッシュ政権の経済政策の結果、アメリカの中間所得層の家族は、10年もの生活水準の締めつけにいまだに直面している。

貧困は、慢性的な国の問題として残っている。ホームレス、貧窮者、身障者、高齢者、そして特に貧困家庭の子供たちの要求は満たされるべきである。中間所得層の家族たちの要求は、児童福祉、ペアレンタル・リープ、年金改革や国の保健制度改革などの社会計画に注意深克的を絞ることによって満たされるべきである。

巨大多国籍企業や金融機関の経済力の集中の強まり、そして資本、生産、職をある国から別の国へと移していくそれらの能力は、アメリカおよび世界中の労働者とその仕事、所得、生活水準に影響してくる。これらの巨大な権力のコングロマリットは、国際的措置によって合衆国内、さらには世界規模で注意深く監視し、管理する必要がある。

合衆国政府は国境ないの人々の利益を促進し、保護する責任を有している。単純な方法で自由貿易と自由な資本移動を追求することはその責任の明らかな放棄であり、生産のグローバリゼーションを進ませ、企業のエリート達を富ませ、アメリカ人労働者を害するだろう。もし、アメリカの企業と他の多国籍企業の利益が全体として国家の利益を圧倒するようなことになれば、合衆国は失業、破壊的貿易赤字、国際的債務の増大、技術と市場の流出？を経験しつづけることになるだろう。

合衆国は、国と世界が健全で拡大する国際経済にするような国内・国際の経済政策を確立するべきである。これは、世界経済の中の合衆国そして他国のための長期的な安定と成長を一般的な目的としつつ、労働標準や労働権、貿易と為替レート、債務緩和について協調的国際行動を必要とする。

ステファン・マクレランド氏

OECD-TUAC 事務局次長

「世界経済のなかでの経済成長と社会進歩」（概要）

1. はじめに

- －長期にわたる政治・経済の傾向の確認と戦略的変数（社会の個性と個人、社会的諸制度の民主化とルールにそった統治との間の競合、経済関係のグローバル化、安全保障の相互依存、変化を生み出す能力）
- －「経済成長と社会進歩」についてのヴィジョンは、将来の我々の社会にさらにインスピレーションを与えることができるか？
この一対の目標は、OECD諸国の発展モデルの魅力を説明しうるか？
この一対の目標がバラバラになることによっていかなる危険がもたらされるか？
- －現在の世界経済は、各国経済の相互依存の高度度合い、一般的には低いインフレ率、債権国と債務国の関係、（北に偏在する）生産財と（南に偏在する）生産人口の分離等によって特徴づけられている。

2. 世界経済を展望する異なった視点

- －家計、企業、国民経済（独自経済か統一の経済システムへの連結か）
- －大きな分裂：南北、東西
- －勢力圏、地域的統合、地域ブロック間の競争
- －世界経済の地域統合とグローバリゼーション

3. 重要な要素

- －多国籍企業の貿易と海外投資
- －技術革新、生産性と生産組織
- －労働市場：質、量、適応性（女性の参加、高齢化、移民労働者）
- －文化、社会的熱望、非経済的な諸価値

-
- 経済・社会変革の組織化
 - 経済への介入・調整での政府の役割の変化

4. 世界経済の運営と社会的相互依存

- 安全保障と経済統合（閉鎖＝独自、従属、相互依存）
不確実性と不安定性からリスク回避と社会的柔軟性まで
- 一国の国家権力と国家主権、ヘゲモニー、二極、三極、多元的あるいは多角的関係（G3、G7、G24...）などの国際的義務とルールにもとづくシステム
- 相互依存によって、例えば、市場経済か混合経済か、産業取引慣習、社会基準、税制などが比較検討されることにより国家間の差異が明確になる。
国々との間の差異、選好、非経済価値によって競争条件がますます影響される。国際経済においては、国際的ルール、制度は国境や加入条件を制限するものではもはやなくなっている。（例えば、GATT）
自由貿易の原理には、競争政策原理の統一が伴うことが当然である。

5. 社会的諸制度と国際組織：相互の関連性と新たな役割

- IMF, GATT, OECD, ILO等で新たなゲームのルールが決められつつある。
- 世界経済での労働組合の役割：
 - ・ 労働組合が開かれた経済システムでの民生的で責任ある社会的対抗力の源となっていること。
 - ・ 世界経済への参加の体系的ルールが交渉されるのであれば、かならずそこに競争条件にふさわしい社会的基盤をつくりだすよう協調し、それを保障していくこと
 - ・ 政府に対して、共同してあるいは各個で、市場によって押し進められる相互依存関係や経済統合の社会的帰結（結果）を明確にさせ、対策を立てること。

- 国際的な競争条件や雇用労働条件（労働時間、健康と安全、社会保障制度等）の調和化を図っていくこと。

ステファン・パーシー氏

国際自由労連（ICFTU）経済社会政策局長

「変革期の自由な労働組合の役割」

国際自由労連（ICFTU）は101か国、一億人を超えるメンバーとともに20世紀最後の10年に入った。そして我々はまだ成長を続けている。しかしながら数だけでは国際自由労連（ICFTU）の力は推し量れない。我々は1992年3月の第15回世界大会の準備をしているが、ここで国際自由労連（ICFTU）が力強く、自立した、民主的な労働者の組織を構築することを託された労働組合の中心であるということがますます明らかになる。我々は、労働者の利益について耳を傾けそれを考慮する必要性を理解している国際機関や政府などから、ますます期待されている。労働者や労働組合の貢献において我々の役割を発展させる機会は計り知れない。我々が自問しなくてはならない課題とは下記のものである。

- 我々はこのような機会を取り入れるために更に組織を改善していくことが可能か？
- 活動の優先順位をどのようにするか？
- 目まぐるしく変容する世界で自由な労働組合の課題の焦点は何であるべきか？

しかしながら、将来へ対して我々自身が準備をするとき、我々の成功に寄与した基本的な要素についての理解を明確にしなくてはならない。

第一に、国際自由労連（ICFTU）は国別ナショナル・センターの連合体である。国際自由労連（ICFTU）の力とは構成メンバーの力そのものであり、それ以上のなものでもない。もし機能的に十分な国際的な組織を我々が持つことになっても、国レベルでの労働組合組織の維持と拡大が不可欠である。

第二に、国別の労働組合組織は、その日常的な利益が国際的な要因でますます影響されていることに気付いている。そのため、労働者と生活に影響するあらゆる種類の国際的な意思決定機関において労働組合の要求を強く表明し、彼らを支援する国際的な組織に期待するのは当然である。我々の構成組織内の国内的・国際的労働組合の統合は、国際自由労連（ICFTU）や他の国際的労働組合組織の役割に対する関心が

大きくなっていることによる。

第三に、おそらく最も重要なことには、国際自由労連（ICFTU）は、いろいろな考えや理念や利害が一つとなった民主的な社会で労働組合主義の概念を定める一連の原理に基礎を置いている。40年以上その原理を追求した一貫性によって、国際自由労連（ICFTU）には広く尊重される権威と信用がある。

国際自由労連（ICFTU）としては、世界の数多くの部分で起こる出来事の最近の傾向について満足できるところもあるが、自画自賛や自己満足をしている時間はない。あまりに多くの国で労働組合権は未だに妨げられ、労働者は差別と抑圧に直面している。開発途上国の10億の人々が生存ぎりぎりのところで生きているのである。新たにうちたてられた民主主義国は、厳しい経済的・社会的問題に脅かされている。次世紀には、環境危機を防ぐため、緊急の国際活動が必要である。冷戦の終焉は国際平和をもたらしてはいないのである。技術進歩と国際経済統合は公然と社会を変えつつあるが、成長の配当は公正に分配されてはいない。世界で最も富める国においてさえ、社会的不正が続き、さらに悪化し、幾百万の労働者の尊厳が傷つけられている。

結社の自由：民主主義の基本原則

世界の人々間の効果的な国際協力は、人権の基準、特に結社の自由が中心となっている一連の原理に基づくものでなくてはならない。国際自由労連（ICFTU）は、国民はその政府を変える民主的手段の権利を持たなくてはならないということを確認している。しかし、現実の民主主義制度では、定期的な選挙投票以外の機会もある。民主主義とは、民主的に選ばれた議会によって採択され、独立した司法制度によって施行された法律に基づく個人と集団の権利が複雑に織り重なったようなものである。

国家において、全てのグループが政治、経済、社会へ参加することは、たとえ政府が社会の利害すべてを代表し、バランスさせていたとしても、不可欠なことである。自由な労働組合は、極めて重要な労働者の利益表明を組織化し、実現可能とする。したがって、自由な労働組合は、労働者の問題が雇用者や政府に認識され、その解決策が見つかることを確信するよう、労働者に不満をはっきり言うことや彼ら自身のための法制度をつくることを可能にするのである。自由な労働組合は、労働者の利益は集

団交渉を通じて達成され、他の社会勢力と均衡すると確信している。労働組合は、単独では聞いてもらえない個人の利益を団結して表明するのである。労働組合は、個人の胸にわだかまるままにしておいたら、予期できない不和を生む方向に爆発してしまうような現実的な問題の解決に役立っている。

自由な労働組合の日常の活動によって、一般の人に対しても民主主義が機能するのである。いかなる種類にせよ独裁国家のもとでは、労働組合の活動は常に制限され、脅かされている。したがって、我々は国際的に認められた人権基準、特にILOの条項にいう結社の自由を原理とした民主主義をうちたてるため戦いを続けている。そのようななかで、労働組合は、民主的に選ばれた立法府を通して国民への責任を負う強力な政府間の国際的協力を拡大していくための精神的風土を作ることが可能である。我々が国際的な人権基準の普遍的遵守を最優先事項として、現在よりはるかに確固たるものとできたなら、平和的な国際関係に不可欠であり、経済協力を拡大する相互の信頼と尊重は増すばかりであろう。

経済の統合化と技術革新

現在世界の生産の約4分の1は、国際的な取引であり、この比率は増加し続けている。技術革新は、世界中に急速に広がっており、世界的な競争の圧力の下で加速しつつある。貿易と投資の障壁を減らす努力は、GATTやOECDを通じて、そして地域的には特にヨーロッパにおいて、また他の諸国においても、高められてきた。大多数の政府は、経済の世界市場への統合の極めて重要な要素として、自国通貨の国際レート of 安定を最優先事項に位置づけている。このような展開は、労働者に重大な影響を及ぼし、労働組合の直接の関心事となっている。

国際的な経済の統合化により、多くの物質的利益はあるが、労働組合員や労働者は一般的に公正な配分を得ているのだろうか？ 多くの労働者にとって、構造的な調整とは、解雇の言い訳である。コスト削減に注目し、マーケット・シェア拡大をしようとする経営者は、常に労務費を重点的にみているものである。投資により生産性を高め、賃金を上げ、労働条件を改善し、雇用を増やそうとする経営者もいる。しかし、多くはそのような長期的、建設的な方法をとることを可能とはしないし、あるいは進

んでやろうとはしない。ただ、譲歩すること無しの解雇を持ち出して、労働者を脅すだけである。

雇用者とその政治的同盟者は、競争力を増す手段としての減税を政府にも働きかけ続けている。国際的な金融統合は、高額な国家債務とコストの嵩む平価切下げを発生させ、そのため政府が公共支出を絞らざるを得なくなっている。労働者が税金が低い方がよいというのは当然であるが、公共サービスや十分な社会保障制度も必要としているのである。また、税金によって物理的な抑制政策により直接影響を受ける多数の公共部門労働者の賃金が支払われているのである。

開発の悪循環を防ぎ、相応の社会福祉水準と世界市場の開放を確立することは、労働者の権利を促進し、教育、医療、住宅、社会保障等の公共サービスの優れた制度の確立することと同時にされなくてはならないということは、ますます明白である。

民主主義と社会的公正は、手を取り合っていくものである。両者はまた、国際的経済統合が人々に広く利益をもたらし、少数の富める者と多数の貧しい者の格差を拡げないとしても、不可欠なものである。しかしながら、人権を擁護、促進し、貧困と欠乏に取り組む国際的な機構は情け無いほど不十分である。規制されない世界市場は将来や現在既に労働組合がその組合員のために闘い勝ち得た成果の一部を浸食しつつある。また、長期的な生産投資を思い止まらせ、金融証券市場での投機をけしかける不確実性という雰囲気を作りつつあるのだ。

専制政治への後退の選択はない。そうなったら、より富める国々での進歩からなん十億もの世界で最も貧しい人々を切り捨てることになるだろう。また、最近の国際的な緊張緩和の歩みを脅かすことになるだろう。自由な労働組合にとって、進むべき道は労働者の権利を促進する国際的なシステム、不公正な競争・開発を防ぐ国際的な規制、成長およびインフレ抑制のための政府政策の国際的な協同、国内および国際間の社会的格差を縮めるための国際的な協調を創造することである。

持続可能な成長

世界が直面している最大かつ最も威圧的な挑戦のひとつに、どのようにしたら世界で最も貧しい人々が世間並の水準の生活ができるようになり、同時に地球環境の悪化

を防ぐことが可能な成長のパターンを創造できるかということがある。環境危機を防ぐとしたら、経済成長を止めるか、後退さえしなくてはならないという議論を試みたものもいた。しかし、これでは幾百万の人々に悲惨な生活と早死にを強いることになってしまうだろう。反対に、国際自由労連（ICFTU）は、最も恐ろしい環境的な危険を減少させ、取り除き、貧困に取り組むため、成長のパターンを変えることができると信じている。実は、我々は環境に対する最大の脅威は、貧困が続くことではないかということを議論することになるのではないだろうか。

しかしながら、前進するためには、2つの大きな変革が伴うだろう。第一ははるかに強力な国際協調であり、第二は潜在的な環境破壊活動を管理するうえでの労働者より広範な参加である。生産プロセスからの環境破壊物質の放出は減らすことはできる。しかし、研究開発や新しい投資にはコストがかかるだろう。そして、競争的な世界経済において、いわゆる「ただ乗り組」が古い汚染体質を続けコストを大きく下げ、責任ある対応をした生産者より安売りをするようなことがあれば、そのようなコストはわりに合わなくなるであろう。

公害によって、国家主権は尊重されなくなるのである。したがって、公害を規制するということは、我々が国際的な水準に合致した国際機構を必要とし、それを普遍的に効力のあるものとするということなのである。しかし、国連やその他機構の権威が増すということは、全ての国々が自国の利益を理解し、投資戦略の大変革にかかるコストに最大限寄与する各国の惜しみない財政援助によるものでなくてはならないだろう。また、国際基準を監視し、強化するには、広範な参加、特に労働組合の参加が必要であろう。

職場の組合は、企業がその責任を逃れようとしないようにするため、組合員と社会全体のための鍵となる役割を持つであろう。そうすることによって、職場の組合は、改革を計画することを援助し、仕事を護り、新たな雇用機会を創出することが可能となるだろう。我々は、常に仕事と環境のジレンマを避けるようにしていかななくてはならない。それはいつもそうできると限らないし、ほとんどの場合、理性的な見通しと国際協力が合わさることによって、維持可能な成長という目標が達成できるのである。

平和な世界の建設

全ての国の繁栄、平和、安全保障は相互依存していることは、ますます明白になっている。したがって、国際機構の戦後の構造は、協力の強化と衝突の防止のメカニズムに改善することがますます求められている。構成組織とその組合員の利益を反映するという国際自由労連（ICFTU）の目的は、協力が基礎を置かねばならない原理と確実に従うことのできる国際社会に役立つ方法のついて、強く広範な国際的な合意を確立することである。このアプローチの核となるのは、国際機構への参加が、人権と労働組合権に関する国際基準の法的な完全遵守と完全実施を条件とするということについて、全ての国が受諾することである。

国際自由労連（ICFTU）は、民主主義的方針に沿って国家運営をする国がますます増えているので、国連総会や国連安全保障理事会まで含んだ国際社会が、特に各国において民主主義的プロセスを支持するのに充分役立っていることもあって、その国際基準に対する責任を強めていこうと楽観的に考えている。鍵となる原理について広範な合意が拡大・強化できれば、国連加盟国や国連自身が衝突するようなことはない。

人権と労働組合権が遵守されないところでは、政治的社会的問題は抑圧されたままであり、国内秩序だけでなく、国際平和を脅かすような緊張や衝突が起こりかねないのである。飢饉と戦争は全ての国の関心事でなくてはならない、国際機関の役割を侵略に対しての救援物資の供給や対抗勢力の動員による、人道的救済や混乱や戦争への対応に限ったものとみなすのではもはや十分とはいえない。国連は、加盟国が政府の責任を定める共有された原理に基づいて運営されることを保証するような予防措置に対する権限を拡大しなくてはならないし、また、そのような責任が実行に移されない国において、混乱や衝突になるような恐れがある条件が発生しないうちに改善策が求められることを保証するための国際活動を実施しなくてはならない。

国際的な人権と労働組合権の原理の適用は、国家間と国内の社会的不平等を減少することを目的とする実際の資源を移動に担保される必要があろう。救援や経済援助は、世界で最も弱い国や地域の投資ニーズに合うように規模を拡大する必要があろう。しかしながら、そのような救援や援助は、政府が計画履行について国民に責任がある国

では、最も効果があることは経験的にわかっている。

新たな世界秩序が、我々の直面している桁はずれた課題に応えるものであるとしたら、それは民主主義的な秩序でなくてはならない。協力して活動する民主的な国々だけが、国連と国際機関に国際社会の利益のために断固として活動する命令を下すことができるのである。それゆえ、国際的な連帯についての国際自由労連（ICFTU）のヴィジョンは、人権と労働組合権に基づいているのである。これらは、21世紀に人類が直面する莫大な問題に答える力を持つため国際社会が団結しなくてはならない時の原理となるのである。

世界の変化のなかでの労働組合の役割

世界は変わりつつある、そしてそれは我々の仲間の日々の仕事によるものなのである。我々は、仲間の利益を反映することによって、たとえ無視されることがあろうと、政府や雇用者から進歩を脅かす根本的な問題への回答を引き出している。したがって、ある意味では、労働組合はその基本的な役割を変えてはならないのである。同時に、我々は、組合員と労働者全体の利益を代表し続けなくてはならないのである。

しかしながら、我々は組織と代表の新しいメカニズムをつくらなくてはならない。我々は未組織労働者に手を伸ばし、団結することによって労働者は生活と労働条件を向上できることを理解させなくてはならない。我々は民主主義が役立つことを理解させなくてはならないのである。民主主義によって、国民が自由に発言できるようになり、それが社会全体のために役立つことが可能となる。

労働組合の経験では、奇跡を待望することは時間の浪費である。我々は、問題を認識し、解答を見つけるため政府や雇用者や我々自身にも働き掛けなくてはならないのである。世界がますます相互依存的になっていく中で、解答が国際協力を通じて見つかることが増えてきている。日本労働組合運動が、国際情勢に対して労働組合の国家的役割を発展することの必要性を認識することを明確に提示した本シンポジウム開催にお祝いを申し上げたい。

我々は皆、お互いにたくさんのお互いのことを学びあうのである。議論する内容は、長時間に及び、女性労働者の役割の向上、多国籍企業への対応、仕事における健康と安全の

改善と環境保護、労働組合教育などの課題も含まれている。また、我々の関心事をロンドン・サミットのような国際会議の議題にのぼらせるような努力を続けることについても言及されている。

国境を越えた労働者の連帯は、国際自由労連（ICFTU）の仕事の原動力であり、今日それ以上重要なものはない。我々に支援を要請する労働組合も時にはある、また、我々が、他国の仲間の組織を支援するよう労働組合に要請することも時にはある。各国の組織の日常活動に我々の仕事のこのような国際的な側面を統合することが、1990年代の特徴となると確信している。私は、連合がこのような流れの先頭となり、国際自由労連（ICFTU）の強化に十分貢献すると信じている。日本労働運動は、世界において大きくなりつつある日本の役割に重大な影響を及ぼし、そうすることによって、労働組合の関心事が急速に発展している国際協力システムの最前線にあるのが当然であることを保証することに大きな貢献をすると確信している。

和泉 孝 氏

ICFTU-APRO書記長

「新たな国際経済秩序と労働組合の役割」

はじめに

現在世界は急速に変化している。1980年代は経済が分散化、民営化の方向に構造調整をただけでなく、大変興味深い政治的展開がみられた。冷戦は死んだというひともある。中東欧での共産主義イデオロギーの破産、ペレストロイカやグラスノチに続くソ連帝国の分裂、ドイツ統一、ヨーロッパの通常兵器削減条約締結等は誰もが予想しなかった明確かつ大きな展開である。

このような大きな変化に対して、1989年6月4日の中国天安門における民主運動の学生、労働者が数千人も虐殺されたことを忘れてはならない。また、ほんの数カ月前のイラクのクウェート侵攻と併合も忘れてはならない。韓国、タイ、ニュージーランドで政府が労働組合権を侵害するようなことも起こっている。GATTウルグアイ・ラウンドの失敗、北米自由貿易協定、東アジア経済圏、EC統合等の課題も他にある。

今日、私は本シンポジウムにおいて予言や予想をするのではなく、むしろアジア太平洋地域で労働組合や労働者が直面している重要な問題の提起をしたいと思う。

1. 国際経済秩序

1. 1950年代から1980年代の経済社会秩序

- 経済的には貧困そして所得と富の分配に基づく
- 政治的にはナショナリズムとイデオロギー（例えば民主主義と共産主義）に基づく

1950年代から1980年代の政治的展開はアフリカからアジアにかけての国家

主義的感情の高揚に特徴づけられていた。その地域のほとんどの開発途上国では独立と反植民地主義への要求があった。またこの期間、ポスト第2次世界大戦すなわち1945年以降、民主主義と共産主義の間でのイデオロギー的政治闘争があった。これはいわゆる冷戦の発生やヨーロッパに引かれた鉄のカーテンにみられた。アジア自体ではこれらのイデオロギー的戦争や国内紛争は朝鮮半島、インドシナ、フィリピン、アフガニスタン等の国で勃発した。

我々はイデオロギー的戦争がもはや終わりつつあり、現在経済的動機に替わりつつあることを喜ばしく思っている。これは中東欧諸国やロシアにおいて共産主義がゆっくりと死につつあり、それが国民の経済的欲求を満足できない、破産したイデオロギーであることに明らかに現れている。共産主義イデオロギーの破産とこれら諸国の開放は自由で独立した労働組合の発展を可能とした。我々はそのような労働組合の強化を支援することが必要である。しかしながらアジアにおいては、まだ共産主義が少し控えめな形ではあるがしっかりと持ち堪えている。中国や北朝鮮やベトナム等の国はヨーロッパの共産主義国家で起こりつつあるような変化はなく、依然として共産主義国家なのである。

経済的には、問題は所得分配や貧困やいわゆる南北間の不公正な財の交換にある。

2. 1990年代の新しい経済社会秩序

ソ連などの国における主な共産主義イデオロギーの破産にともない、世界の経済社会秩序の構造は変化するであろう。軍備競争の緊張の緩和にともない起こっているのは、いわゆる超大国、第2世界、第3世界というものの消滅である。

経済面では、我々は新たなGATT協定を締結するべきウルグアイ・ラウンドの失敗という見通しに直面している。我々が恐れているのはアメリカ合衆国がヨーロッパ、日本との経済戦争において経済障壁を設けるスーパー301条を押しつけることである。1992年のEC統一市場の出現にともない、ECもまた経済障壁を押しつけるのではないだろうか。アメリカ合衆国、ヨーロッパ、日本が世界の生産のほぼ3分の2を占めていることを考えると、このような経済戦争が世界経済に与える影響は想像できるだろう。

全世界で経済ブロック化の動きが明らかに現れ始めている。北米ではアメリカ合衆国とカナダが1989年自由貿易協定を締結し、現在ほぼ3億人の市場へ拡大するためメキシコを協定に加入させつつある。そしてECが1992年に統一域内市場をつくり、一般的には「要塞ヨーロッパ」として知られているような事態になることを多くの人が恐れている。東南アジアでは、ASEANは東南アジア諸国間のよりよい貿易を促進するための経済ブロックとして、また他の経済ブロックの市場アクセスに対する有利さを保つため形成されたものである。

このような背景とGATTウルグアイラウンドの失敗に対して、マレーシアのマハティール・モハメド首相は東アジア経済グループ(EAEG)構想を提案したのであった。その提案はASEAN諸国と韓国、日本、ラオス、ミャンマー、ベトナム、中国、カンボジアが世界の中で「集団の発言力」を持つためグループ形成をすべきであるというものであった。

我々は自由貿易システムを信じ、いかなる通商貿易ブロックにも賛成するものではない。我々は保護主義によって拭い切れないダメージを受ける全ての人と労働者の利益のために、全ての国の政府がGATT協定の締結に参加することを強く主張する。

3. 中央・東ヨーロッパとソ連

—ドミノ理論の再来

—アジア太平洋地域との関わり

中央・東ヨーロッパが突然門戸を開放し、ソ連もまた突然市場経済システムを採用するため門戸を開放することなど2年前は考えられないことであった。ICFTU—APROはその地域における民主的な改革をもちろんのこと歓迎し、自由な市場システムへの彼らの民主的な運動が万事うまくいくように望んでいる。

ベトナム戦争の最中、アメリカは当時ニクソン大統領政権であったが、「ドミノ理論」が大変流行した。基本的にアメリカ人は南ベトナムがいったん共産主義者に負ければ、カンボジア、ラオス、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィ

リピンまでそれに続くことになるかと恐れていた。それが現在「ドミノ理論」が中央・東ヨーロッパで効果的に試されているのは喜ばしいことである。最初にポーランドが民主化し、続いてチェコスロバキア、ハンガリー、そして最近アルバニアが民主的システムになったのにともない、他の国々も続いている。

このような展開はアジア太平洋地域と大きな関わりがある。第1に投資競争がおこるであろう。第2に民営化のプロセスが先例に習おうとしているアジア諸国の政府への大きなプッシュになるであろう。第3にアジアと同様に、労働力に対する競争が起こるであろう。第4に開発支援がさらに中央・東ヨーロッパに集中していくであろう。

4. 冷戦は消え行くのか？

冷戦は本当に終焉したのか？これは国際社会が待望する理想的な状況である。平和的な状況が拡がり、世界的な対立が減少するのにともない、世界は社会経済課題へより注意を集中できるようになった。しかしながら、我々はアジア太平洋地域は本当にはそのような状況であるとは確信していない。

西側における対立は著しく減少したけれども、アジア太平洋地域はそのような状況ではない。ソ連は中国との国境沿いに巨大な軍事力を維持しているし、ベトナムにも2ヵ所の巨大海軍基地を維持しているのである。中国では1989年6月4日民主勢力と独立した労働組合が厳しく弾圧された。戦争は終わったものの、ベトナムは未だに莫大な武器を維持し、地方の民族弾圧を行っている。ベトナム軍による占領はラオス、カンボジアで未だに続いている。ベトナム軍は両国に駐留し続け、撤退するような気配はないようである。ソ連のように、ベトナムはラオス、カンボジアの他に衛星国家を作ろうとしている。北朝鮮もまたアジア太平洋地域を脅かす国である。北朝鮮は巨大な軍事力を持ち、何らかの核開発能力を有するとみられている。朝鮮半島は国の指導部の常軌を逸した行動によって一触即発となる地域の一つである。

そういうわけで、我々は冷戦が完全に終焉したとは本当に理解しないのである。

5. 湾岸戦争と移民労働者

—第3世界諸国における軍事支出の増大

－移民労働者の問題

冷戦の終焉にともない、軍事費支出が激減すると予想されている。しかしながら、イラクのクウェート侵攻は状況を変えてしまった。開発途上国の軍事費支出は飛躍的に増加しているのである。湾岸戦争は使用された武器の有効性と最新鋭の武器の必要性を明らかにしたのである。開発途上国は最新鋭の武器にさらに投資し、その結果削減する代わりに増加するというで軍事費削減は一向に全体として改善されないのである。

湾岸戦争によって、移民労働者、特に中東で働く移民労働者の苦境が非常にはっきりと証明され、強調された。彼らは一般的に極めて搾取されている。このようなシナリオは全世界の移民労働者に一般的にあてはまるのである。労働者は過去その権利を否定されていたが、彼らには現在も組織する権利もないのである。これは明らかに労働権の侵害である。彼らは長時間労働を強いられ、パスポート等法的書類は取り上げられ、賃金は時には半年払いであったり、時には不当たりになるような約束手形で支払われることもある。1991年2月28日の「ファーイースタン・エコノミックレビュー」によると、多くの移民労働者にとって、その労働条件は19世紀のアメリカの奴隷と大差はないということである。彼らは何らかの市民権や職をかえる可能性や労働条件の保護もなく、一人の主人に縛られているのである。

労働組合には移民労働者の権利に関するILO基準の監督を確実にするのを助ける役割がある。移民労働者と労働組合はILO基準のなかで説明されている自分たちの権利と自由のことだけではなく、その基準の監督を確実にする自分たちの自由になる仕組みについても知るべきである。

移民労働者の権利には下記のことがふくまれるべきである。

- (1)仕事と生活の条件に関する情報
- (2)雇用契約
- (3)医療手当て
- (4)賃金その他雇用条件
- (5)雇用保障

(6)社会保障

(7)安全衛生

(8)労働組合権

(9)社会権および市民権

これらの基本的な権利のうちのいくつかは移民労働者が雇用されている国によって監督されるべきである。一握りの国のみがこのような協定を批准していることは残念であり、全ての国の政府がこのような協定をできる限り速やかに批准し履行すべきであるとする。

6. 民 営 化

過去数年間、我々は途上国と先進国の両者の産業政策の不吉な変更を見始めている。大多数の途上国では、自由市場経済を押し進めざるをえなくなりつつあり、同時に非統制あるいは民営化が考えられる公務部門における統制の効果は弱まっている。

これらの国の政府は自分たちの意思ではなく、さらに援助を得るため世界銀行やIMFの要請を満足させる最も論理的な手段として、公共部門の非統制や民営化をせざるを得ないのである。

民営化はちょうど第2次世界大戦後の時代のナショナリズムのように、これからもっと流行ると思われる。1980年代のM. サッチャー政権の間のイギリスの民営化成功のうねりに続いて、以来多くの国の政府が経済の要害を売るという先例に習ったのである。また、フランス、ドイツ、日本、マレーシア、シンガポール、タイ、台湾、ラテンアメリカ等の政府は異なった形態と熱心さで民営化政策を進めた。

民営化は本当はその国の社会経済構造に重大かつ逆方向の結果となるであろう。労働者や労働組合がその有害な影響を受ける最初で最大の社会集団であることははっきりとしている。

民営化について道理をわきまえた人はより大きな効率性の基盤と公的補助金の必要性の排除について基本的議論をした。しかしながら、公共部門の問題は誰がそれを所有するかではなくそれを機能させる方法にあると我々は信じていた。労働組合は種種の課題に参加することが必要である。第1に何が政府の政策をそのように変える結果

となったのか、第2に誰が民営化の利益を享受し、最終的に誰がそのコストを払うのかが問題なのである。公共企業が効率的に運営され、利益まであげることができることは分かっている。シンガポールやマレーシアが好例である。国営企業の巨大な売却があるイギリスでさえ、公的負担で資産の評価の減額をして利益が出るものとして企業を売却したのである。

7. 文 盲

中略

II. 労働者への影響

1. グローバリゼーションの進展

中略

2. 多種多様な多国籍企業

多国籍企業はまだ労働組合と労働者の存在に対する大きな脅威である。近年多国籍企業の外観は劇的に変わり、現在さらにその性格は複雑になってきている。1960年代から70年代、多国籍企業の大多数はアメリカとヨーロッパにあった。1980年代日本の多国籍企業が世界で優勢になった。その後アジアNIES、韓国、香港、台湾、シンガポールも自国の多国籍企業を拡大した。これは企業の国籍や所有者がつきとめられないよう他人名義でタックスヘブンに登録された持ち株会社の拡大によりさらに複雑なものになった。

特に多国籍企業が輸出加工区に設立されるのはよく知られていることである。そこで企業には租税免除や低賃金等の特典があり、ストライキ権や組織権も法的に制限されているのである。さらにまた、労働者が公職につくことや団体交渉をすることは許されていないのである。組合指導者やオルグは警察や治安部隊によって抑圧され労働者も組合集会への参加を妨げられているのである。

労働組合は相互の情報、不可欠の援助、連帯活動を交換するための共通の戦略をつ

くりだすべきである。また、その戦略には物議をかもしような多国籍企業の活動や消費者ボイコットを公表するという幅広い共同キャンペーンもいれるべきである。現在多国籍企業の営業活動について2つのコードがあり、それは「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」に基づきOECDとILOによって監視されている。

3. 輸出加工区

1970年代初期から、多くの国の政府が輸出主導に基づく経済発展戦略を追求し海外からの投資を引きつけるため輸出加工区を設立した。なかでもアジアでは貿易加工区が最も早く成長した。最初の輸出加工区は1960年にアイルランドのシャノン空港に出来た。1970年までに10ヵ国足らずに輸出加工区が設立されただけだった。しかし、1986年では、50ヵ国175ヵ所の輸出加工区が設立され、85ヵ所が建設中、25ヵ所の計画があった。

アジアだけをみると、輸出加工区に働く労働者は中国・経済特別区で150～250万人、台湾で8万4千人、マレーシアで8万人、インドで約3万人、モーリシャスで9万人、バングラディシュで4千人弱とみられている。

輸出加工区の一般的特徴は政府と経営者が組合活動を規制あるいは妨げるため凄まじい努力をするということである。ストライキは禁止され、組合活動は停止され、団体交渉は規制されているのである。また、多くの輸出加工区の労働者は安全衛生上の危険に広い範囲で曝されており、込み合った貧しい条件で生活しているのである。

中略

4. 民族および宗教問題

中略

5. 貧 困

貧困はアジア太平洋地域において信じ難い規模で持続し拡大している。これは次世紀にむかって続いていくと思われる。急速な人口増加と所得分配の不公平は貧困に拍車をかける伝統的な要因として今後も続くだろう。

アジア太平洋地域における貧困問題は基本的には教育、健康、雇用の拡大を通じて経済生活の潮流に貧困層が参加する能力を高めていくことの問題である。

最近の調査によると、この地域においては600万人が最貧困状態で生活しているのである。貧困を定義する、栄養不良、雇用、健康、文盲、住居等質的尺度から、この地域の多くの国では人口の6分の1が最貧困状態にいと報告されている。

貧困は国の発展の障害のひとつとなったままである。労働組合が援助できる場所はいつでも何らかの人道主義的な援助を与えることができるのである。

6. 労働組合の分裂

労働組合、特にナショナルセンターが分裂している国があるということは残念であるが言及しなくてはならない。そのような分裂状態は労働者にとっては大変不健全なことである。労働者を代表するナショナルセンターがいくつもあるよりは労働者のために戦うただ一つのナショナルセンターがあるほうが我々の利益になることはあきらかである。

中略

III. 労働組合の役割

1. 社会的パートナーとしての労働組合

中略

2. 経済開発における労働組合の役割

労働組合には人道的、民主的、効率的な社会のために戦うことで開発において果たすべき役割がある。労働組合は、その他の労働者やNGOとともに本物の開発、特に雇用を拡大し人間の基本的な要求を実現するための計画の手助けをすることができるのである。

しかしながら、ILO87条約に定められた結社の自由がなければ、労働組合は効果的な役割を果たすことができないのである。一度その権利が実行されれば、労働組

合は経済的社会的平等を達成するために必要な計画的目的的な成長を達成することができるのである。政府は合理的で均衡のとれた効率的な経済成長と社会分配ために不可欠の要素として労働組合を最も必要としているはずである。

労使関係、団体交渉、苦情処理に関して、労働組合は基本的な責任がある。さらに、労働組合にはILO 98条約に定められた団体交渉に関する権利の実施が許されなければならない。このような産業民主主義によって、所得分配がより公平になり労働者の基本的要求が満足されることになるのである。産業民主主義を制限する方法は、存在する不平等を解決することではなく、貧困を分散させることになるのである。

結社の自由と労働組合権のための戦いは先進国と途上国の両方で困難な課題であり続ける。その困難さにもかかわらず、労働組合は世界中で労働組合権を実現するために戦い続けなくてはならないのである。

〔連合総研レポート〕

日本社会の改革と90年代世界の展望

－ニューグローバリズムと労働組合の役割

連合総合生活開発研究所

連合総研レポート

〔要 旨〕

1. 世界経済の相互依存の拡大は、歴史を貫く大きな流れであり、そのテンポは加速している。旧「東」側の体制の崩壊・改革のあとでの「パリ憲章」（全欧安保会議の宣言、1990年秋）は「市場経済と民主主義、複数民主主義（多元的民主主義）の価値」を人類共通の原理として確認した。
2. 市場経済原理による世界経済の一体化は一方では経済の活性化を意味するが、他方では「弱肉強食」的な国際的な不均衡の拡大をもたらす可能性がある。すなわち、人間生活の向上と社会の進歩に貢献する手段であるはずの経済が、国内的には失業や貧困や激しい紛争をもたらし、国際的には国家間の対立、EC、米、日の三極間の対立とブロック化に帰結する危険性がある。
3. 90年代はアメリカの抜きん出た経済力に依拠してきたこれまでの国際経済秩序から、共同して新たな秩序、ルールを形成していく過渡期に当たっている。日本はすでにひとり当たりGNPで欧米水準を超え、世界最大の債権国ともなっているが、2000年頃にはGNP規模でも三極にはほぼ並ぶものと見込まれ、このなかでこのように大きな経済力をもつ国がいま形成されつつあるポスト両体制の新たな世界政治経済秩序に無関係の、単なる受け身の存在であり続けることはもはやできない。それどころか最大の資金供給能力をもつ日本自身がニュー・グローバリズムに立った新たなルール、秩序を積極的につくり出していく役割を担わなければならない。
4. そのためにもまずもって日本が生活優先の内需主導型経済へと転換し、自ら開かれた経済社会へと改革していくことが大切である。なかでも日本が労働時間短縮やILO条約の批准を推進し、地球環境問題へ取組み、産業民主主義を定着させいくことなど、「社会的側面」の改善を大きく前進させなければならない。これが世界経済のブロック化を防ぎ先進諸国間の国際協調を実現していく前提条件となる。（日本異質論や“日本だたき”の背景にはこれまでの産業

・経済優先主義とセットとなった「社会的側面」の遅れへの懸念がある)

5. 90年代は現代の相互依存の発展段階に見合った新たな政治経済秩序が形成されていく必要があるが、当面ウルグァイ・ラウンドを成功させつつ、ガット体制の改革と強化、IMFや世界銀行などの機能強化、安定的な国際通貨システムの確立、ILO機能の強化と活性化、国連のPKO活動の強化を含む安全保障機能の強化、ユネスコなどの強化をはじめ、既存の国際機構と制度の戦略的な強化が必要との基本認識を確立する必要がある。これとともに国連憲章を現代世界に見合った内容に改善すること、殊に「敵対国条項」などの古くなった部分も改正さるべきである。

6. 新たな時代の「社会的側面」の国際的調和の課題として、①人権と民主主義（言論、集会、結社、団結の自由などに加えて、「パリ憲章」の「多元的民主主義」の原理の重視）、②社会・労働標準の上方平準化と収斂の努力（ILO条約の批准促進、同等の経済水準に達した国の間での同等の賃金・労働時間をはじめとする労働条件の上方平準化）、③「環境と開発」という大きな人類共通の課題（「ブルントラント報告」）、これにはこれまで人類共通のかけがえない価値としての「自由、平等、博愛」に新たに「環境」をつけ加え、産業・生活のまたがる人間の行動原理の全領域にわたりこの新たな価値を基準化し組み込んでいくこと、また現行の途上国債務の軽減、返済計画の再調整（リスケジュールリング）だけでなく、世界人口が2025年には85億人に達することを見込んでの飢餓と貧困、難民問題（人権を考慮した新たな国際ルールの形成も必要）への対応、④世界的な軍縮、武器輸出の抑制（湾岸戦争においてその重要性が明らかとなった）、がもとめられる。

7. 日本における民主主義の定着は、平均して質の高い労働力や、職業能力の生涯的形成、円滑な企業内の労使関係のコミュニケーションなどを基礎とした柔軟な技術適応力、高い生産性、そして近年は先端産業の技術開発力にも密接不可分である。自由や民主主義、また民主主義制度を欠いたままで、現代の高度情報社会の時代、脱工業化時代の経済に適合していくことは出来ない。

しかし、日本の経済的発展と社会的進歩との間には、長労働時間労働や少な

- いILO条約の批准件数、低めの労働分配率、産業民主主義の制度的な側面の弱さ、政権交代の不在、などにみられるギャップが未だ存在している。連合が1987年の発足以来かかげてきた「ゆとり、豊かさ、社会的公正」という基本主張、あるいは「生産者優先型社会から生活者優先型社会への改革」という考え方はそうした認識にも沿うものである。
8. 日本の内需主導型成長への転換と相伴って、アジアにおいてはこれまでの米国依存型一辺倒の経済構造から日本-アジア間の相互依存にアクセントを置き換えた型への転換がはじまっている。また韓国、台湾をはじめアジア諸国はそれまでの「開発独裁主義」を脱して民主主義が根づきつつある。南北朝鮮の国連加盟への動き、ゴルバチョフ大統領の初の訪日、訪韓など欧州における「東西」間のデタントに多少の遅れはあるものの、ポスト冷戦の大きな動きも始まっている。日本はこうした動きをおしすすめていくべきである。
9. アジア各国の政治社会体制の相違の度合いは極めて大きい、基本的人権、民主主義の確立を各国において進めていくことはアジア地域内での協調体制の構築のためにも不可欠である。
10. 90年代において日本は過去の歴史的反省に立って、アジア太平洋諸国との間に対等平等の原則をふまえた「開かれたアジア」づくりを進めていくべきである。①アジアにおける人権と民主主義擁護のためのセンター機能、そしていま地球的課題となっている環境保護についてのセンター機能を日本が果たすこと、②各国の経済社会発展のダイナミズムを一層伸展させていくよう、閉鎖的でなくアジア太平洋地域がより開かれ、より公正なルールにもとづき、自由かつ多角的な経済関係を発展させていく、という方向にそって役割を果たしていくこと、③援助の質を改革し、アジアでのILO活動の強化をはじめ、社会開発を支援していくこと。ことにICFTU-APROの活動を全面的に支援すること、などが大切である。
11. われわれは1990年代において自由で公正な、民主的で開かれた国際関係を共に育て上げていく決意を固めなければならない。

日本が到達した高い経済水準を社会的価値と社会進歩に結びつけることに成

功するならば、それはひとり国内の勤労者、市民の利益であるだけでなく国際的にも大きな意味をもつ。労働時間短縮問題にみられるように、日本の改善の遅れが欧米諸国の組合運動発展を制約している現実が自覚さるべきであり、国際的な労働社会標準を引き上げ、上位平準化していくことにおいて、日本の労働組合は世界の労働者に対して大きな責任を負う立場になっている。経済力の観点からみれば、日本は社会労働標準の面では、先進工業諸国の後を追うのではなく、むしろリードしていくことがこれから当たり前ともいえる時代となっている。日本の労働組合は長らく自由な国際労働組合運動から利益を享受してきたが、いよいよみずからの力量においてその責任を果たすべき時期にきた。

〔目 次〕

はじめに

〔一〕 ニュー・グローバリズムに立って

世界の中の日本の役割

1. 日本経済の位置と相互依存の拡大
2. 相互依存世界と国際的調和化
3. 経済発展と社会進歩 ——労働組合の課題
4. 求められる国際協調行動の強化
—— 国際機構・制度の強化、調和化の手段

〔二〕 日本社会の改革と課題

—— 「日本の経験」の一般性と特殊性

1. 二重性 (Dualism) と社会的標準の形成
2. 技術進歩と日本的労使関係
3. 日本モデルの位置

〔三〕 日本とアジア太平洋との関係—労働組合の役割

1. アジア太平洋の経済社会の現状
2. 90年代のアジア太平洋のフレームワーク ——開かれたアジアへ
3. 日本の役割と課題

むすび

はじめに

1991年、春の労働協約交渉では、鉄鋼、電機大手をはじめ、長らく期待されていた労働時間短縮に関してようやく明確な前進が示された。1990年代の半ば頃までに年間総労働時間で約200～300時間余りを短縮し1800時間程度とするという労使合意がほぼ成立し、第一次石油ショック以降、停滞していた時短は、ようやく大きく動き始めたように見える。また最近、1才未満の子をもつ労働者が、1年間休職する権利を保障した育児休業法が成立、地価対策としての地価税の創設、地域雇用促進法の改正などについても一定の成果をえた。日本における労働組合をはじめとする自立した社会勢力の比重は決して強力とはいえないが、連合が発足以来掲げてきた「ゆとり、豊かさ、社会的公正」という基本主張は、「生産者優先型社会から生活者優先型社会への改革」という考え方と共に、いまはマスコミ、知識人、さらには政府関連の省庁を含めて日本社会のなかに着実に浸透しつつあるように見える。

日本経済社会の変化はいつも速い。「プラザ合意」の翌年、1986年度の日本の経常黒字は941億ドル、対GNP比で4.4%と世界最大規模に達していたが、その後日本経済が輸出主導型から内需主導型に急激に転換することによって、1990年度にはそれぞれ約330億ドル、1.2%程度にまで低下した。1987年から90年の間の経済成長率は平均で5%（実質値）をほぼ維持していた。このように対外均衡を回復し、内需主導型の成長を維持していくことは、今後の日本経済にとっても、大切な点である。

これに併行して、国内の社会、政治、経済の潮流も、ゆるやかではあるが、勤労者、市民の生活者の論理の尊重をベースとした社会の改革を求める世論の変化が日米構造協議をはじめとする国際的動きをもひとつの背景としながら生じている。このような動きこのまま進むとすれば、おそらく近代日本にとってはじめてのことになるといえるのかもしれない。

この新たな日本社会の改革の可能性を、世界の自由な労働組合運動と連携することによって世界の進歩の可能性とも連動させること、とりわけアジア諸国の労働者をはじめ開発途上の困難な状況におかれている世界の労働者と手を携えて、人間尊重の90年代世界を築いていくことが、これからの日本の労働組合運動の課題である。

〔一〕 ニュー・グローバリズムに立って

世界の中の日本の役割

1. 日本経済の位置と相互依存の拡大

日本経済は1985年にアメリカと入れ替わり、世界最大の債権国となった。また1988年の民間設備投資総額はおなじくアメリカを超え、世界の半導体市場（メモリー・デバイス）の日本メーカーのシェアは7割にも達している。日本経済研究センターの予測によると（表1）、2000年の一人当たりGNPは日本が5.2万ドルとなり、アメリカを3割、西ヨーロッパを9割上回るとしているが、潜在成長率の高さ、為替レートの変化を考えると、「米、欧、日は経済規模ではほぼ等しいものとなる（The world economy.. After the cold war, Foreign Affaires, 1990 summer, Fred Bergsten氏）」とみられる。日本だけでなくアジア新興工業国群（DAES）の成長をこうした傾向が今後とも続くと仮定すると、世界経済に対するアジア経済の比重は1990年の18%が2025年には31%、2050年には47%に達することとなる（同推計）。

90年代の世界の資金市場のバランスをみると、このままでいけばアメリカが1兆ドルを超す債務国となってさらにその対外バランスの回復が遅れる。またドイツも東独の併合による国内資金需要によって世界の資金の出し手の位置としては期待できない。東欧・ソ連は長い困難な改革の道のりにあり世界の資金流入をあてにせざるをえない。日本は技術のみならず世界の資金供給の面でも役割を果たすことが期待されている。

日本がすでに「金融と技術に関する大国」となり、こうした位置を当分の間保っていくものとすれば、このように大きな経済力をもつ国が、いま形成されつつあるポスト両体制の新たな世界政治経済秩序に無関係の、単なる受け身の存在であり続けることは出来ない。それどころか、おそらくは統合ECの潮流、またアメリカの北米自由貿易地域の形成の動き、さらには遠因としてはソ連・東欧の大変革の流れという現代世界の変化に対して、こうした日本やアジアの経済力の台頭が相当に大きな関係をもつ、とみるべきなのであろう。

日本経済は近年にいたる間、通常考えられるより、かなり早いテンポで市場の自由化を実現し、こと製造業に関する限りでは関税率、関税障壁をはじめ欧米水準に遜色のないところに来た(表2)が、こうした市場開放は、今日からみればやはり早すぎたとはいえないであろう。日本の産業構造に大きく残るアンバランス、ことに遅れている農業などの部門の近代化は、消費者の利益にも合致するのであり、これへの積極的構造政策の展開は今日的課題である。

2. 相互依存世界と国際的調和

日本とアジア経済の発展は、1944年ブレトンウッズでたてられた国際秩序、ガットとIMFを軸とする「自由化体制」のもとで可能となったことは間違いない。日本とアジアの対外経済関係は当初はアメリカの比重が高かったが、近年は、日本との関係を含むアジア内部、そして欧州や東欧、アフリカを含む世界の各地方にひろがり、輸出・輸入の両面にわたり多角的に世界経済と深くむすびついている。東西南北にわたる経済の相互依存の拡大は、歴史を貫く大きな流れであり、20世紀に入り、後半になるにつれそのテンポは加速している。交通、通信技術の急速な発展、情報、科学、教育、文化の相互伝播がそれをもたらしており、この傾向は21世紀にむかって世界を「統合化」ともいうべき方向へ導く可能性を示している。80年代後半のソ連ペレストロイカの展開はこれを大きくおしすすめる役割を果たした。

90年代世界はこうした流れにそって、一方では「新たな秩序」が立てられるという可能性に加えて、他方では逆に新たな混乱、カオス・無秩序の拡大の可能性もある。そこでまず考えられなければならないことは、地域主義への流れとそのあり方についてである。今日のEC統合の動きや、北米自由貿易地域形成の動きは、三極間の、対立とブロック化の拡大となってはならない。また、アジアにおいてもこのような動きをブロック化の動きとして受けとめ、アジア独自の経済圏を構成する構想も出されているが、そうした動きにただちに賛成することはできない。そうではなくて、アジア各国はアジア太平洋地域がより開かれ、より公正なルールにもとづいて自由かつ多角的な経済関係を発展させていくこと、それによりニュー・グローバリズムにもとづく90年代世界の経済秩序形成に貢献するという姿勢に立つべきであろう。すなわち、

世界の変化の大きな方向、つまり広義での「統合化」への流れに沿って、それへのステップとしての「開かれた地域主義」となることが求められる。

「社会的側面」の調和 —— 保護主義を超えて

その際、全欧安保協力会議（C S C E）の「パリ憲章」があらためて確認した人類普遍の原理、すなわち市場経済と民主主義、複数主義（Pluralism）の価値の両立がその新秩序形成の前提となることがあらためて指摘されねばならない。

市場経済原理による世界経済の一体化の強化は、社会的価値、政治的価値にもとづく各国間の調和（Harmonization）、いわば社会的側面（Social Dimension）の調和への努力が不可欠である。そうでなければ市場経済のメリットを社会が享受することはできないし、保護主義の台頭をはじめ経済の世界的規模での「統合化」への障害ともなる。

民主主義と自由、人権と複数民主主義、そして自由な労働組合運動、産業民主主義などの社会的側面での国際的調和の努力は世界経済の相互依存化とともにさらに強められなければならない。それこそが、ブロック化の台頭をおさえるもっとも有効な手段となろう。

それにしても、ここまで高まった相互依存の世界、統合化への流れという現実に対して、第二次大戦後に設立された経済、政治、社会などに関わる国際機構、制度、手続きは時代遅れの不十分なものとなってきているのではないだろうか。この問い返しは真剣に検討するに値する課題である。

3. 経済発展と社会進歩 —— 労働組合の課題

ポスト両体制は「新たな経済の時代」といわれるが、そのとき、その市場経済の働く場として、この社会的側面の尊重、社会的価値の論理が尊重されねば、この「新たな経済の時代」は「弱肉強食」の冷酷な市場原理だけが社会を支配する時代となってしまうことになる。

戦後における日本経済の発展は、後でもふれるが、市場経済が機能する社会的基盤のあらたな展開という点を抜きに語ることはできない。もちろんわれわれは今日、日

本の経済的発展に社会的進歩が充分相伴っていないことを批判し続けてはいるが、それでも第2次大戦後の国家・社会経済制度の民主化と春闘などの労働組合運動の展開が、あるいはその反映としての所得分配の平等度の高さ、社会階層間の格差の相対的に少ないとされる日本社会へと発展させた基盤になったことは日本経済史おける定説となっている（宮崎 勇『日本経済』33ページ、サイマル出版会 1990年などを参照）。

OECDのテクノグローバリズムを掲げる「科学技術プログラム (T.E.P.)」では、結論として、現代の技術進歩は単なる技術自体に依存するというより、その人的要素（ヒューマン・ファクター）に、より基本的に依存することを強調し、「技術進歩はひとつの社会過程である (as a social process)」と位置づけている。また、OECDの経済産業諮問委員会(BIAC)と労働組合諮問委員会(TUAC)の「教育と訓練に関する共同声明 (1991年1月)」は人間的側面、社会的側面に注目した「トータル・クオリティー (全体的な質)」を重視することを打ち出している。

人間の本質に関わる民主主義と自由、その社会的表現である「自由な団体交渉」、家父長的でない開かれた経営と労働者の参加、それにもとづく科学技術の進歩への人間的・社会的コントロールなどは、現代の高度情報化時代、脱工業化社会の経済的発展にとっても不可欠なものであり、このことは自由な労働運動が抑圧されてきた旧「東」側の長い経済停滞とその帰結がさし示すとおりである。

4. 求められる国際協調行動の強化

—— 国際機構・制度の強化、調和の手段

20世紀後半においても引き続き交通運輸の発達、テレビをはじめとする通信・情報の技術革新、教育・文化の世界的な普及、発達などを背景として、世界の相互依存関係は1950年代当時にくらべて大きく高まっている。各国、各地域における多様な発達とともに、そこに新たな共通のルールの設定も必要となり、そのために、国際的に共通する普遍的な制度、機構の拡充についても検討すべき時代になったと考えられる。91年の先進国サミットに向けての「TUAC声明」は「相互依存の拡大と国際貿易のルールづくり」についての項を新たにおこしているが、1990年代はポス

ト両体制、ポスト冷戦、そしてアメリカにのみ依存したブレトン・ウッズ体制の手直しの時期に入っていることをふまえ、現代世界の相互依存の発展段階に見合った新たな政治経済秩序が形成されていくことになるろう。

この点において、ウルグエイ・ラウンドの成功と「国際貿易機構（I T O）」を想起しながら「社会条項（Social Clause）」を含むガット体制の改革と強化、I M Fや世界銀行などの機能強化、安定的な国際通貨システムの確立、I L O機能の強化と活性化、国連のP K O活動の強化を含む安全保障機能の強化、ユネスコや世界保健機構（W H O）、国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）の強化をはじめ、既存の国際機構と制度の戦略的な強化が必要との基本認識を確立する必要がある。これとともに国連憲章を現代世界に見合った内容に改善すること、殊に「敵対国条項」などの古くなった部分を改正すべきであり、その具体化が図られねばならない。

「社会的側面」の調和の基本的課題

—— 人権・社会権、環境、開発、軍縮

また、それとともに、われわれはこのような新経済秩序（N E O）とそれに見合う社会・労働市場のルールの形成に取り組まねばならない。

さきに東京で開かれたE C・日本シンポジウム（90年9月19日）でのリー英T U C書記次長の印象的な発言、「統合E Cはたんにビジネスのための欧州であってはならず、市民のための欧州であるべきである。そして『社会ヨーロッパ（Social Europe）』の形成は、世界のパートナーであって、『社会的な日本（Social Japan）』のパートナーでもなければならぬ」が想起される。

われわれが、これから社会的側面、あるいは社会的価値や新たな環境的価値にもとづく調和をはかっていくとき、以下の点を踏まえておく必要がある。

第一は人権と民主主義にもとづく国際的調和化である。言論、集会、結社、団結の自由などに加えて、「パリ憲章」の「複数民主主義」、あるいは「多元的民主主義」の原理が重視されるべきである。その際、非政府組織（N G O）による直接的な相互の国際協力が大切となる。

第二は社会・労働標準の上方平準化と収斂の努力である。これはI L O条約の批准

促進だけでなく、同等の経済水準に達した国の間では同等の賃金・労働時間をはじめとする労働条件の上方平準化が当然だということである。日本の労働時間問題はその典型である。第三には「ブルントラント報告」にある「環境と開発」という人類共通の課題に対して新たな社会的、経済的枠組みの設定と集中的な努力が求められるという点である。

地球環境問題は1992年の国連環境開発会議をはじめ人類の差し迫った課題として登場している。これまで人間の歴史は「自由、平等、博愛」をはじめとする人類共通のかけがえのない価値を確立してきたが、今日はこれに新たに「環境価値」をつけ加えるべきではないか。産業にも生活にも、そして社会や政治を含む人間の行動原理の全領域にわたって、この新たな価値を基準化し組み込んでいく大作業が開始されなければならない。

第四は前項と結びつく課題であるが、途上国の開発問題は21世紀に決定的な段階に入ろうとしている。世界人口は現在54億人に対して2025年には85億人、2050年には100億人に達し、飢餓と貧困のために大きな人口部分が難民となって先進工業国地域に流入する公算は大きい。東欧、ソ連、中国、ヴェトナムを含む難民問題に人権を考慮した新たな国際ルールを形成していくことも差し迫った課題である。加えて1990年代以降の国際資金不足により、先進国から途上国への資金移転は旧「東」側諸国の再建の遅れも加わってさらに細くなる危険性が高い。現行の途上国債務の軽減、返済計画の再調整（リスケジュールリング）が一層支持されねばならない。

第五には、湾岸戦争においても明らかになった武器輸出の弊害と世界的な軍縮の必要性である。1988年現在の世界の軍事支出は約9200億ドル、世界の国内総生産の4.4%、ODA援助の17倍にのぼり、途上国自身は受け入れているODAの10倍近い軍事支出を行っている。すでに進みはじめた米ソをはじめとする軍縮の一層の推進とともに、この問題と結びつけた援助のあり方の再検討が必要である。91年4月の世銀・IMF合同委員会は国民総生産に占める軍事費の多い国に対して国際機関援助と絡め軍事費の抑制を求める共同声明を採択し、これまで武器輸出を禁止してきた日本政府は、ODA実施にあたって「軍事費の支出度（増加のテンポやG

NPへの比重)、武器輸出、核兵器保有・開発、民主化」の四つを指針とすることを決定している。日本は1989年にODA総額においては90億ドルと世界一の規模にようやく到達したが、この問題をはじめ、援助の質と量両面における見直しが求められている。

〔二〕日本社会の改革と課題

——「日本の経験」の一般性と特殊性

1. 「二重性 (Dualism)」と社会的標準の形成

日本についてさまざまな見方がある。国際的には、一方で「ジャパン・アズ、ナンバー・ワン」という見方もあれば、「日本社会は異質である」との見方もある。国内的にも、いまだに「タテ型社会」とか「イエ型社会」という見方を現代にあてはめる見方もあれば、「大衆社会状況」が極限にまで進んだ先進社会だという見方もある。われわれはこれらの見方はいずれも日本のある側面を部分的に説明することはできるとしても、多くはある部分を誇張して一般化し過ぎている、と考える。

戦後民主改革と「二重構造」の是正

近代国家の発足、すなわち明治維新(1868年)から第二次大戦までの日本は、「殖産興業・富国強兵」という途上国特有の産業優先主義と「開発独裁」体制的なカラーが強かったことは否定できない。第2次大戦前の日本でも産業の興隆とともに労働運動の成長が生じたが、この「開発独裁」的体制によって自立的な社会運動、労働運動の弾圧だけでなく、言論、出版、結社の自由も大きく制限されてきた。そしてその抑圧による国内市場の狭隘さが対外的なダンピングや産業での過剰生産傾向を生み、それがまた軍需産業の拡張、軍部勢力の拡大へと結びつける一因ともなった。

今日からみれば、日本産業の本格的な興隆の基盤は「傾斜生産方式」など国家による産業誘導の成功だけでなく、財閥解体、労働基本法などの社会立法、教育改革など第2次大戦後のアメリカの指導下での政治経済社会の民主改革によってその基礎が築かれたということができよう。この民主改革により、日本の政治社会は制度に関する基本的な指標をみるかぎりにおいては、欧米諸国とそれほど違わないものとなった。

財閥解体後の日本の産業は、海外からの技術導入をはじめとする激しい企業間競争が展開され、殆どの産業にわたり近代化が成し遂げられた。これを支えたのは教育制度改革を背景とする新規学卒の農村からの大量流入であった。しかし、日本の産業構造には遅れて発達した産業国家として、近代化された部門と非近代化部門が並立する旧型の「二重構造」が長らく残っていた。このふたつの部門間には大きな労働条件格差があることが、その古い二重性併存の存在基盤であるといわれた。

都市化、民主主義、所得の平準化

しかし、これも1950年代後半から1970年代後半にいたる経済の高成長の持続、そのなかでの春闘をはじめとする労働攻勢による賃金・労働条件の引き上げと平準化、国内市場の拡大によって、構造は大きく変化した。日本の勤労者のライフ・スタイルは都市化と所得の平準化によって標準化し、かつて存在していた都市と農村、大企業と中小企業、ホワイト・カラーとブルー・カラー等の大きな格差を急速に目立たないものとしてきた。今日の日本の中小企業部門の大勢は、もはやもとの遅れた二重構造の底辺として説明するのは適当ではなく、多少格差の大きさが残るものの、むしろ市場への適応力・機動性ある企業家精神に富んだ産業群として日本の経済力を支える有力な部門となっているとみるべきである。今日の日本の内部労働市場におけるルールは年功賃金的性格、終身雇用的性格を基本としているという点では大企業部門と中小企業部門との間での格差はもはやかつてのような大きなものではない。そしてこの格差は、こうした本工、本職員が全従業員に占める比率の相違と雇用保護の程度、ことに技能形成の機会の多寡によってかなりの部分が説明される（ただし、フリンジ・ベネフィットの格差はまだ残るが）。すなわち、中小企業部門でのパート・タイマーや臨時工の高い比重、緩やかな年功カーブと企業経営の弱さによる雇用保護の脆弱性、少ない教育・職業訓練の機会などの問題である。そして残っている企業規模間の付加価値生産性の格差があわさってこの部門が大企業よりも相対的に低い労働条件にとどめることになっている。したがって、この点についてはは欧米の「二重性（デュアリズム）」に近似した性格が近年顕著になっているわけであり、これも労働運動と労働政策の新たな課題である。

「タテ型社会」、「イエ型社会」か？

経営者層も、従業員として採用されたもののなかから昇進してきたものが多数を占め、世襲的な経営者層は欧米よりも少ないとみられる。日本社会は一定の公正さを担保した「競争型社会」が基本型であり、「タテ型社会」とか「イエ型社会」とかみる見方は、過去の文化慣習や、やや強い集团的傾向を部分的に説明するにすぎない。

いずれにせよ、日本の高い教育水準、低い犯罪発生率、利便性、効率性の高い社会、また十全なものではないとしても、個人の自由を含む民主主義体制の定着、政治勢力や世論動向を含む民主主義的拮抗力の存在など、現代の日本は戦前と対比するまでもなく格段の社会進歩がみられた。日本の政治が制度的には民主的代議制ではあるが、いまだ「政・官・財」癒着型の利権コーポラティズム的な政治を脱却出来ていないことがしばしば指摘される。確かにそうした側面もあるが、これもあまりに誇大にとらえられるべきでないことは、自民党政府が1989年での消費税の強硬導入問題に関わって、参議院・衆議院の国会選挙で大敗北し、なかでも参議院で過半数割れというかつてなかった事態に追い込まれたことをみてもわかることである。

いずれにせよ、このような民主主義の定着が、平均して質の高い労働力や、職業能力の生涯的形成、円滑な企業内の労使関係のコミュニケーションなどを基礎とした柔軟な技術適応力、高い生産性、そして近年は先端産業の技術開発力にも結びついていると考えられる。日本の経済社会が、自由や民主主義、また民主主義制度を欠いたまま、現代の高度情報社会の時代、脱工業化時代の経済に適合していくことは出来なかったことは明らかであろう。

「生活者優先」への社会改革へ

それにもかかわらず、われわれは、今日からみれば、日本の経済的發展と社会的進歩が相伴い、その間に埋めるべきギャップがないかということ、決してそうではなくこれからそのギャップを埋めることが日本社会の改革の最大の課題だと認識している。連合が1987年の発足以来かかげてきた「ゆとり、豊かさ、社会的公正」という基本主張、あるいは「生産者優先型社会から生活者優先型社会への改革」という考え方はその認識にもとづくものである。

所得分配の平等度の国際比較については欧米に対して相対的に格差が少ない社会となったとされてはいるが、ようやく動きはじめたとはいえいまだ相当な遅れのある長労働時間労働や欧州諸国に対して少ないILO条約の批准件数、そして低めの労働分配率などにそれがあらわれている。

産業民主主義の定着についても、機能的な評価は別として、制度的な面で遅れがあることは明らかであり、労働法あるいは労働行政の運営上に労使対等原則が十分に貫かれているとはいえないのもそのことの表れである。

さらには政権交代が常態である近代民主政治において、自民党一党政権が続いていることも高地価、都市政策の遅れなど日本の政策形成に歪みをあたえていると考えられる。日本の高地価は利権的な政治とそれによる都市計画の弱さや、その土地を担保とする国際マネーゲームの隆盛などが背景にあり、大きな課題である。

このような歪みを正し、さらにこれからの高齢化社会、人口急減問題、労働力不足の中期展望を踏まえて80年代までの新保守主義的な「行き過ぎ (the excesses of 1980s)」(1991年TUAC声明案)を是正しながら人間優先の社会経済システムを創造していくこと、福祉政策、積極的労働力政策を拡充していくことが、連合をはじめ消費者団体、婦人団体などの日本の自立的な社会組織と新たな政治勢力の課題である。

2. 技術進歩と日本的労使関係

企業別組合と労働標準の形成

日本の労働組合運動の基礎単位は企業別組合組合の形態をとるのが一般的である。これについてOECDの1972年の「対日労働報告」、1977年「労使関係制度の展開 日本」、そして1989年の「変化する経済社会における日本の雇用」などが間接的な表現ながら一定の評価を与えている。企業別組合は「生涯雇用、年功賃金、企業別組合」という「三種の神器」に関連するものと考えられるが、そこでは各国に共通する労働条件の交渉機能、社会的標準化機能の存在が春闘や「春闘相場」にみられると共に、長所としては雇用安定機能や企業の各レベルでの労使間の公式、非公式の協議、意思疎通、またそれによる労使の信頼関係の確保が指摘されている。しかし、短所としては個人の仕事と報酬がその場では見合わないこと、すなわち仕事、労

働時間の関係が明瞭でないこと、相対的に早い年齢での定年制の存在などが指摘されている。断定されていないが、企業毎の労使による交渉を基本とするというという「分散型の交渉タイプ」は、労働市場の需給バランスや企業収益動向に左右されやすく労働条件の社会的設定能力が脆弱になりがちだとの認識もあるようだ。

労働市場の「柔軟性」

もしも、この脆弱さが労働市場の柔軟性や日本の速い技術進歩の主たる原因であると理解するなら、それは間違っている。毎年春の春季賃金交渉における「社会的相場」は、欧米の賃金交渉での産業別間の大きな格差にくらべると著しく「硬直的」であり（近年はその上昇率において）、企業毎の「賃金ドリフト」も大きいとはいえない。また労働市場の需給バランスが賃金交渉の成果に直接に強く影響するとの見方も、強い労働市場の逼迫傾向が現れた最近の時期を含めてそれほど高い説明力をもたない。企業レベルのミクロ的交渉が影響を与えはしても、マクロの動向については、そのときどきの日本経済に関する高い国民的コンセンサスの形成という点が、より基本的な影響を与えらると思われる。ここに連合というナショナル・センターや産業別組合の、欧米労組に共通する役割が存在している。

「労働市場の柔軟性」は、労使関係面では、年功賃金や生涯雇用慣行（これらは「硬直的」である）にもとづく企業の「内部労働市場」の柔軟性、あるいは企業内訓練の役割の方がより基本的な要因である。またこの柔軟性はなによりも高い設備投資の伸び率に示される企業経営の革新的性格（激しい企業間競争がその背景にある）がもたらした結果であり妥当な評価があたえられるべきである。

また、「職の権利」、「労働時間の権利」が弱いというのも、職種別、熟練度別の外部労働市場の発達が遅れ、学歴に置き換えられるという「後発効果（Backwards Effects）R. P. Dore」の法則性によって説明される部分が大きく、労働者や労働組合の弱さが技術進歩を容易にしているという理解は妥当ではない。労使協議制をはじめとする企業内での経営に関わる密度の高い労使コミュニケーションと参加の慣行が、こうした条件の上に技術進歩による経営の変革をすみやかにしている、と考えられる。

石油危機と円高騰下での歪み

日本の労働組合運動の弱点、短所が目立ったのは、1973年以降の二度にわたる石油危機と変動相場制のもとでの急激な円高という一種の緊急事態下の経済という時代の枠組みのもとであったように思われる。先進国でもっともエネルギー資源に乏しく、また変動相場制下でもっとも激しい通貨価値の上昇（たとえば1985～86年の一年間で1ドル=260円が1ドル=120円に急上昇）にさらされて、日本の産業は存亡をかけて、必死の「減量経営」と産業合理化に走り、企業別組合は労働条件の改善より、それぞれの組合の雇用を防衛することが至上命題となっていた。政府、世論の一部も、米レーガン政権下、英サッチャー政権下と同様に労組活動への圧迫を加えた。日本の労働組合はそのとき労働界の再編成期の過渡期にあり、統一的な反撃は困難であったのである。これらが、それまで経済成長にほぼ見合って短縮されてきた労働時間やさまざまな職場の権利の改善が約15年にわたって停滞し、「会社型社会」といわれるような市民社会との社会的繋がり（Social Cohesion）の希薄な社会モデルが目立った背景であったと思われる。

こうした傾向からの転換に時間を要したが、次の転換がゆるやかに生じはじめたのは1987～89年であり、日本経済の脆弱性への懸念がようやくなくなり、代わってその「強い経済力とそれを実感できない生活」とのギャップが自覚されはじめてからとみてよいだろう。1989年秋には労働界の再編成はほぼ終わり、つぎの前進へのステップがはじまっている。1991年の労働時間短縮への再始動はそうして位置にあると考えられる。いま連合は、個別の企業別組合の強化だけでなく、労組の社会性を高める担保としての産業別組合や、地域労組、ナショナルセンター機能を強める努力にうつろうとしている。

3. 日本モデルの位置

日本社会や日本の労使関係制度を先進社会のすぐれたモデルであるとする見解が1980年代後半から広がった。しかし、われわれは「日本の労使関係制度は、民主的市場経済の機能的要求に対して、明らかにうまく適応しているように思われるが、
・・・日本の外で、競争にうちかつために日本的制度のある特定の要素を他国が借り

てきて使うことができるとはおもわれぬ」（OECD「労使関係制度の展開——日本の経験のいくつかの含意」74ページ 1977年）という認識は、労使間のコミュニケーションの促進などいくつかの点を除くと、現在もおおよそ妥当な結論であると考えられる。有名な「カンバン方式」も地域的な労働力確保の容易性という点が支えている面があるが、ここ2～3年の日本の労働市場の急激な変化、人手不足化をうけて、通産省のある研究会報告は「カンバン方式の是正」を勧告するようになっている。

日本の労使関係制度などの「日本モデル」は、むしろ特殊性も残るが「謎・秘儀」などではなく、イギリス・モデル、ドイツ・モデル、フランス・モデル、そしてスウェーデン・モデルなどと共に近代民主国家のひとつの形態として存在している。そしてこれからは過去15年の足踏み状況から転じて、より普遍的な機能と構造に変化していくことが期待されよう。今日、日本経済社会は勤労者・市民のくらしの論理、公正の論理などの社会的価値を、経済的価値に平行して尊重しようとする局面に立ったことを自覚しつつあるが、これからが日本の労働組合運動にとって「最大のチャンス」ともいえるのかもしれない。

〔三〕 日本とアジア太平洋との関係—労働組合の役割

1. アジア太平洋の経済社会の現状

雁行的発展の構造—アジア経済のダイナミズム

世界銀行の1990年度年次報告によると、これまで急成長を続けてきたアジア諸国は輸出の鈍化などで成長のゆるやかな鈍化が目立ってきている。これはこれまで輸出主導に特化した経済構造から、内需のバランス回復を目指したゆるやかな構造転換に伴って成長率が10%台から6～7%になってきたことを指している。年次報告が89年を「アジアの経済的奇跡を締めくくる年」と位置づけたのはこうした点による。

85年以降、円高が進行する中、日本の産業構造のリストラクチャリングが進み、内需中心型の経済体制への転換が進展した。製品輸入の増加が日本において必須とされるようになり、国内の市場開放やアジア諸国への直接投資、技術移転が始まり、これを駆動力として、韓国、台湾を始めとするNIES諸国、ASEAN諸国における

国際的な水平分業体制が進展していった。こうして、アジアにおいては、これまでの米国依存型一辺倒の経済構造から日本－アジア間の相互依存にアクセントを置き換えた型への転換のはじまりをみることができるようになっている。アジアの「雁行的経済発展」は新しいパターンに移行しつつあるのである。

この経済成長のメカニズムは、各国の経済協調政策によるというより、多角的な自由貿易の発展による「市場メカニズム」によってもたらされたものであったが、結果的には、日本、アジアNIE S諸国、ASEAN諸国における、市場開放や経済的な各種の障壁解消の進展を促したと言える。このような過程において、日本だけでなくアジアの先進諸国においても、経済構造が輸出主導型から内需主導型への転換の萌芽も見られるようになった。

アジアの民主化と「社会的側面」

将来的にアジアにおける各国間の経済面・社会面での協調、国際経済秩序全体における調和の問題を考えると、政治的・社会的にみても「開発独裁主義」に代わって、「民主主義」が各国において根つき、あるいは発展しはじめていることが注目されるべきであろう。「社会的側面(Social Dimension)」の調和という課題は決して欧州だけでなく、アジアを含む今後の国際関係においてもいっそう重視されるべきだと考える。これが、国際経済が保護主義や内向きのブロック化に陥ることを防ぎ、国際協調と開かれた多角的貿易関係を維持するうえで重要な役割を果たす点を我々は見逃してはならない。

一般特惠関税(GSP)の付与に関連して「結社の自由」「団結権、団体交渉権」等の要件を満たすことが大切であるとの指摘がある。これはICFTUが主張してきたGATTに「社会条項(Social Clauses)」を盛り込めという主張に関連しており、検討すべき課題である。

中国の民主化の動きは「天安門事件」以来停滞しているものの、アジア諸国においては民主化の動きはさらなる高まりを示している。韓国においては本格的な民主選挙の実施等政治的民主化政策の動きが伸展しているが、現在も韓国政府は学生を中心とした激しい国内民主化の波に曝されている。また、台湾においては複数政党制への移

行等民主化が進んでいる。アジア諸国の人権・民主主義の確立と成熟のために、日本は経済的支援だけでなく、民主化に関わるしっかりした対応、支援策を立てていく必要がある。

2. 90年代アジア太平洋のフレームワーク —— 開かれたアジアへ

アジア地域においての90年代の課題は、開かれた国家関係のフレームワークを基盤としたゆるやかな協調体制を構築していくことである。すなわち、各国の経済発展段階や経済規模、民族、文化、宗教、歴史等社会的背景の差異が極めて大きく、多様性に富んでいることを尊重し、ECの市場統合や北米自由貿易圏構想にみられるような一定の拘束力を基盤とした地域統合ではなく、自由貿易体制を軸とし、これまでの発展のダイナミズムを一層伸展させるような協調・協力関係を構築していくことが重要である。すなわち経済のブロック化を防ぎ、世界経済秩序の形成においてアジアがより開かれた多角的な国際関係をおしすすめていくことが重要である。経済産業分野では、各国の経済社会発展状況を考慮しつつ、アジア地域全体の成長を可能とする水平的な分業体制を構築することが必要である。また、ソ連ゴルバチョフ大統領の提案による環日本海経済協力構想もアジア太平洋地域協力の一部として位置づけることにより意味あるものになると考えられる。政治分野においては、欧州における全欧安保（CSC E）とは条件が違うものの、韓国とソ連との国交正常化、日本-北朝鮮国交正常化交渉の開始、中ソ関係の正常化、ゴルバチョフ大統領の初の訪日・訪韓、韓国、北朝鮮双方の国連加盟への動きなどの一連の動きは、アジアにおいてもポスト冷戦への移行を感じさせるものである。

アジア各国の政治社会体制の相違の度合いは極めて大きい。基本的な人権、民主主義の確立を各国において進めていくことはアジア地域内での協調体制の構築のためにも不可欠である。

3. 日本の役割と課題

90年代におけるアジア地域での日本の果たすべき役割は多い。日本は過去の歴史的反省に立って、アジア太平洋諸国との間に対等平等の原則をふまえた「開かれたア

ジア」づくりを進めていくべきである。

第一にはアジアにおける人権と民主主義擁護のためのセンター機能、そしていま地球的課題となっている環境保護についてのセンター機能を日本が果たすということである。現在アジア諸国には人権抑圧に苦しむ人々が少なくない。これはアジア各国の人権問題について討論できる環境づくり・地域社会システムの構築を早急に検討していくことが必要である。アジアの環境汚染はそれぞれの国の課題であるだけでなく、日本からの産業の移転、産業連関との関係においても日本に責任がある。人権と民主主義の確立は、最終的には安全保障の鍵となることを我々は忘れてはならない。日本が人権と環境保護のセンターとなっていくことは、今後日本が国際政治において従来とは異なったアイデンティティを確立していくことにつながるだろう。

第二には、アジアの経済社会発展のダイナミズムを一層伸展させていくような経済面におけるリード役を日本がいかに果たしていくかである。経済発展はそれぞれの自国の自立的発展を基本としなければならないことはいうまでもないが、総額で米国を超える規模となった日本の政府開発援助（ODA）やその他の経済的援助あるいは民間ベースでの直接投資、技術移転、貿易取引の拡大等がアジア地域における経済社会の発展に大きく寄与することは間違いない。しかし、対外的な活動の前提として、アジア地域において、市場経済規模の最も大きい日本における経済構造の改革が必要であり、内需主導型の経済成長の持続、市場開放のさらなる進展、経済産業構造の変革等の経済政策対応が不可欠となる。また、アジア諸国から外国人労働者の流入が進むなか、中長期の展望に立ち人権をふまえた透明性のあるルールにそったプログラム化が必要であり、そうした枠組みの確立が国際的にも必要となろう。また、経済産業面の援助や企業の直接進出においては、環境に対する配慮や経営の現地化等、相手国の環境、社会慣行、労働組合等を尊重することが今後さらに重視されるべきである。その際、ILOの「多国籍企業に関する三者宣言」、OECDの「多国籍企業に関する行動指針」がその前提となる。

第三には、政府開発援助（ODA）やその他の経済援助の質をアジア諸国における経済効率と社会の進歩の両立という観点から問い直し、アジア諸国の社会開発の視点を取り入れた援助へ改革していくことである。現在の援助はともすると産業経済分野

のインフラストラクチャー整備のためのものが多いが、人的要素や社会条件の整備、すなわち教育・福祉・文化を中心とした援助が今後のアジア諸国における社会開発に極めて重要な意味をもってくるものと考えられる。この点で、日本政府は、ODA実施にあたって民主主義と参加、人権、社会権、環境などの要件を重視し、その質の改革を積極的に進めていくべきである。

第四には、世界的な軍縮の進む中、アジアだけが軍拡が続くことがあってはならない。アジアのデタントの進展にあわせて、アジア地域における核兵器の削減と廃棄や通常兵器の軍事力を含めて軍縮に向けたアジア全域での討議が必要である。その際、日本政府が提案しているODAと軍縮との関連のさせ方を具体化する必要がある。

このような日本の役割を認識した上で、わが国の労働組合運動はどのような行動をすべきだろうか。人権と民主主義の確立や労働基本権の確立、また自由な労働組合組織の確立、自由貿易加工区問題（Free Trade Zone）などへの取組みは、ICFTU-APROの活動について全面的に支援を強化していくことが第一である。また、アジアにおけるILO活動を活性化させることが大切である。国内においても遅れているILO条約の批准等国際的な基準の達成を図ると同時に、アジア諸国の「社会的側面(Social Dimension)」改革の不可欠な要素である労使対等の産業民主主義-政策参加の確立という観点から、政府・経営・労働者の三者構成主義（産業民主主義）構築のために日本政府を通じて各国政府に対して働きかける等、政府ルートを通ずる支援も積極的に行っていく必要がある。

さらにはアジア太平洋閣僚会議（APEC）の制度化に合わせて、アジア地域労働組合のAPECに対する働きかけも検討課題となる。

また、政府開発援助のあり方についても社会開発的な側面を重視し、労働組合が我が国における最も有力なNGOであることをふまえて、Japan International Labour Foundation（JILAF）をはじめ労組自らがCofinancing等による開発援助事業に参画することなど課題は数多くある。

企業の現地への技術移転、海外直接投資についても、企業別組合も現地労働者の労働権の保障、人の現地化等を始めとする経営の現地化に対する働きかけなど、企業行動について充分な関心を払う必要がある。

む す び

日本とアジアは戦後の相互依存世界の発展のなかで成長してきたし、これからもその道を歩むこととなろう。そして、これまで日本とアジアに幸いしてきた世界の秩序をたんに享受するだけでなく、アメリカ、欧州をはじめ世界の国々との関係において、また世界の労働者との連帯において、日々みずからもそれをまもり新たなより良い秩序、ルールを創り出していく責任を負っていくことを自覚すべきであろう。自由で公正な、民主的で開かれた国際関係を共に育て上げていく決意をわれわれが固めることが必要なのが1990年代である。

日本が到達した高い経済水準を社会的価値と社会進歩に結びつけることに成功するならば、それはひとり国内の勤労者、市民の利益であるだけでなく国際的にも大きな意味をもつこととなろう。労働時間短縮問題にみられるように、日本の改善の遅れが欧米諸国の組合運動の発展を制約している現実が自覚さるべきであり、国際的な労働社会標準を引き上げ、上位平準化していくことにおいて、日本の労働組合は世界の労働者に対して大きな責任を負う立場になっている。経済力の観点からみれば、日本は社会労働標準の面では、先進工業諸国の後を追うではなく、むしろリードしていくことがこれから当たり前ともいえる時代となっているのである。

日本の労働組合は長らく自由な国際労働組合運動から利益を享受してきたが、いよいよみずからの力量においてその責任を果たすべき時期にきたのである。

表1 主要地域の名目GDPと1人当りGDP

| | | 名目GDP (億ドル) | | | 名目GDPシェア (%) | | | 1人当たりGDP (ドル) | | | 実質GDPの年増加率(%) | | |
|-------|----------------------|-------------|---------|---------|--------------|-------|-------|---------------|--------|--------|---------------|---------|----------|
| | | 1980 | 1990 | 2000 | 1980 | 1990 | 2000 | 1980 | 1990 | 2000 | '70-'80 | '80-'90 | '20-2000 |
| 先進工業国 | 北アメリカ | 29,494 | 60,727 | 115,478 | 23.9 | 26.6 | 27.7 | 11,717 | 22,022 | 39,185 | 2.8 | 3.0 | 2.7 |
| | 日本 | 10,593 | 29,512 | 66,779 | 8.6 | 12.9 | 16.0 | 9,071 | 23,905 | 51,724 | 4.5 | 4.2 | 3.6 |
| | ヨーロッパ (除く、東ヨーロッパ) | 36,955 | 67,329 | 129,915 | 30.0 | 29.5 | 31.1 | 9,033 | 15,017 | 27,873 | 3.0 | 2.2 | 3.0 |
| | 計※ | 78,788 | 161,182 | 319,130 | 63.9 | 70.7 | 76.4 | 9,905 | 18,576 | 34,987 | 3.1 | 2.9 | 3.0 |
| 発展途上国 | ANIES | 1,430 | 4,829 | 15,185 | 1.2 | 2.1 | 3.6 | 2,255 | 6,662 | 18,955 | 8.9 | 8.3 | 6.3 |
| | ASEAN | 1,644 | 2,560 | 7,284 | 1.3 | 1.1 | 1.7 | 644 | 810 | 1,967 | 7.3 | 4.9 | 6.6 |
| | 中南米 | 7,437 | 9,165 | 12,925 | 6.0 | 4.0 | 3.1 | 2,149 | 2,139 | 2,505 | 5.8 | 1.3 | 2.6 |
| | 中東 | 4,522 | 8,537 | 12,879 | 3.7 | 3.7 | 3.1 | 3,463 | 4,732 | 5,821 | 5.6 | 2.4 | 3.2 |
| | アフリカ | 4,550 | 3,583 | 4,653 | 3.7 | 1.6 | 1.1 | 1,112 | 645 | 622 | 4.5 | 1.1 | 2.6 |
| | 計※ | 21,713 | 32,586 | 58,793 | 17.6 | 14.3 | 14.1 | 1,026 | 1,195 | 1,733 | 5.6 | 2.9 | 3.8 |
| 社会主義国 | ソ連 | 13,925 | 23,907 | 23,548 | 11.3 | 10.5 | 5.6 | 5,244 | 8,301 | 7,652 | 2.9 | 2.1 | 1.2 |
| | 東ヨーロッパ | 6,042 | 6,223 | 8,127 | 4.9 | 2.7 | 1.9 | 5,523 | 6,420 | 8,087 | 5.4 | 1.3 | 1.5 |
| | 中国 | 2,916 | 4,166 | 8,005 | 2.4 | 1.8 | 1.9 | 295 | 374 | 622 | 5.7 | 8.6 | 6.2 |
| | 計 | 22,883 | 34,296 | 39,680 | 18.5 | 15.0 | 9.5 | 1,680 | 2,289 | 2,342 | 3.7 | 2.6 | 2.0 |
| | 世界計 | 123,384 | 228,065 | 417,603 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 2,887 | 4,478 | 6,962 | 3.6 | 2.8 | 2.9 |

(出所) 日本経済研究センター「2000年の国際経済と日本」(1991年2月)

表2 輸入関税率の国際比較

(石油を含む自国輸入に対するパーセント)

| | 日本 | アメリカ | ドイツ | フランス | イギリス | イタリア | カナダ | ベネルクス |
|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 全産業 | 2.9 | 4.3 | 6.3 | 6.0 | 5.2 | 5.4 | 5.2 | 5.9 |
| 繊維 | 3.3 | 9.2 | 7.4 | 7.3 | 6.7 | 5.6 | 16.7 | 7.2 |
| 衣類 | 13.8 | 22.7 | 13.4 | 13.2 | 13.3 | 13.2 | 24.2 | 13.4 |
| 鉄鋼 | 2.8 | 3.6 | 4.7 | 4.9 | 4.7 | 3.5 | 5.4 | 4.6 |
| 機械 | 4.4 | 3.3 | 4.5 | 4.4 | 4.2 | 4.5 | 4.5 | 4.3 |
| 電機 | 4.3 | 4.4 | 8.3 | 7.7 | 8.1 | 8.0 | 5.8 | 7.4 |
| 輸送機器 | 1.5 | 2.5 | 7.7 | 7.9 | 7.2 | 8.8 | 1.6 | 7.9 |

(資料) OECD、Economic Surveys; JAPAN, 1985

表3 ILO条約批准数
(1991. 1 現在)

| | |
|------|-----|
| フランス | 114 |
| イタリア | 102 |
| イギリス | 80 |
| ドイツ | 69 |
| 日本 | 39 |
| カナダ | 27 |
| アメリカ | 10 |

90年代世界と新たな社会経済政策の展望—問われる労働組合の役割
< 91年連合総研国際シンポジウム報告 >

1991年12月20日 初版発行

編者 財団法人 連合総合生活開発研究所

所長 高橋毅夫

〒101 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
総評会館6階

TEL 03(5256)9571(代)

FAX 03(5256)9574

連合総研の調査研究報告書

[研究報告書]

- 1988年 2月 先進国モデルへの転換に向けて
- 連合総研提言フォーラム議事録
- 1988年 2月 欧米なみの生活をめざして
- 1988年11月 生活の質向上をめざして
- 88年度経済情勢報告 (経済・社会研究委員会)
- 1989年11月 新成長時代にむけて
- 89年度経済情勢報告 (経済・社会研究委員会)
- 1989年10月 主婦の目からみた日本と西ドイツ
- 日独の生活意識比較 (総合生活開発研究委員会)
- 1989年11月 ゆとりある生活の構図
- 経済先進国にふさわしい家庭の幸せのために (総合生活開発研究委員会)
- 1990年 6月 労働時間短縮の経済効果の研究 (計量モデル開発研究委員会)
- 1990年10月 人間優先の経済社会システムの創造へ
- 新時代の産業・雇用政策と労働組合の役割 (産業雇用調整研究委員会)
- 1990年11月 調整局面をいかに乗り切るか
- 90年度経済情勢報告 (経済・社会研究委員会)
- 1991年 5月 生活者優先の地域創造をめざして
- 地域政策・地域づくりと労働組合の役割 (地域開発研究委員会)
- 1991年 5月 地域づくり・活性化の事例・資料集
- 地域開発研究委員会報告 別冊 (地域開発研究委員会)
- 1991年11月 内需主導型成長の第二段階へ
- 91年度経済情勢報告 (経済・社会研究委員会)
- 1991年12月 90年代世界と新たな社会経済政策の展望 - 問われる労働組合の役割
- 91年連合総研国際シンポジウム報告

[調査報告書]

- 1990年 3月 労働時間短縮の取り組みと経営効果に関する調査研究報告書 (通産省委託調査)
- 1990年 7月 労働時間短縮に関する勤労者意識の日独比較調査結果報告書 (労働省委託調査)
- 1991年 3月 所定外労働時間の削減に関する調査研究報告書 (労働省委託調査)
- 1991年 3月 女性労働に関する調査研究報告書 (通産省委託調査)
- 1991年 3月 企業内雇用諸施策の形成過程に於ける労使関係の在り方に関する
調査研究報告書 (雇用促進事業団委託調査)
- 1991年 3月 ソフトウェア産業の人材開発と教育プログラム
についての調査研究報告書 (雇用促進事業団委託調査)
- 1991年 6月 五ヶ国生活時間調査報告書 (日本労働研究機構委託調査)